

平成18年6月2日  
午前10時00分開会  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(32名)

1番	佐藤博	2番	武田正樹
3番	小坂井実	4番	佐藤高清
5番	立松新治	6番	山本芳照
7番	村井邦彦	8番	新田達也
9番	渡邊昶	10番	伊藤正信
11番	栗田和昌	12番	杉浦敏
13番	炭竈ふく代	14番	三浦義美
15番	浅井葉子	16番	中山金一
17番	前田勝幸	18番	安井光子
19番	佐藤良行	20番	高橋和夫
21番	立松一彦	22番	水野博
23番	高橋清春	24番	木下道郎
25番	宇佐美肇	26番	久保文哉
27番	黒宮喜四美	28番	四方利男
29番	大原功	30番	村上末松
31番	原沢久志	32番	三宮十五郎

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

3番	小坂井実	4番	佐藤高清
----	------	----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(31名)

市長	川瀬輝夫	助役	加藤恒夫
教育長	池田俊弘	総務部長	横井昌明
民生部長兼 福祉事務所長	北岡勤	開発部長	服部輝男
教育部長	平野雄二	十四山支所長	平野瞳
十四山スポーツ センター館長	平野茂雄	監査委員 事務局長	村上勝美
総務部次長 兼税務課長	佐藤忠	開発部次長 兼農政課長	早川誠
十四山総合福祉 センター所長	大木博雄	総務課長	佐藤勝義

企画情報課長	村瀬美樹	管財課長	渡辺安彦
防災安全課長	服部正治	会計課長	青木麗子
市民課長	加藤芳二	保険年金課長	佐野隆
環境課長	久野一美	健康推進課長	鯖戸善弘
福祉課長	横井貞夫	介護高齢課長	佐野隆
児童課長	山田英夫	商工労政課長	若山孝司
土木課長	橋村正則	都市計画課長	三輪眞士
下水道課長	伊藤敏之	教育課長	前野幸代
社会教育課長	高橋忠		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	下里博昭	書記	柴田寿文
書記	飯田宏基		

6. 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		諸般の報告
日程第4	議案第32号	弥富市福祉授産所の指定管理者の指定の件
日程第5	議案第33号	弥富市十四山福祉授産所の指定管理者の指定の件
日程第6	議案第34号	弥富市デイサービスセンターの指定管理者の指定の件
日程第7	議案第35号	弥富市南デイサービスセンターの指定管理者の指定の件
日程第8	議案第36号	弥富市高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定の件
日程第9	議案第37号	弥富市十四山高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定の件
日程第10	条例議案第69号	弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正の件
日程第11	条例議案第70号	弥富市税条例の一部改正の件
日程第12	条例議案第71号	弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件
日程第13	条例議案第72号	弥富市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件
日程第14	条例議案第73号	弥富市国民健康保険税条例の一部改正の件
日程第15	条例議案第74号	弥富市乳幼児等医療費支給条例等の一部改正の件
日程第16	議案第38号	平成18年度弥富市一般会計補正予算の件
日程第17	議案第39号	平成18年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件
日程第18	議案第40号	平成18年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件

日程第19 議 案第41号 平成18年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算の件

~~~~~  
午前10時35分 開会

議長（大原 功君） ただいまより平成18年第2回弥富市議会定例会を開会いたします。  
これより会議に入ります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（大原 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。  
会議規則第81条の規定により、小坂井実議員と佐藤高清議員を指名いたします。

~~~~~  
日程第2 会期の決定

議長（大原 功君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。

第2回弥富市議会定例会の会期を本日から21日までの20日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。  
よって、会期は本日より21日までの20日間と決定をいたしました。

~~~~~  
日程第3 諸般の報告

議長（大原 功君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書が、弥富市長から平成17年度一般会計予算の繰り越しに関する書類が、海部津島土地開発公社から平成17年度事業決算に関する書類が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。

以上、諸般の報告を終わります。

~~~~~  
日程第4 議 案第32号 弥富市福祉授産所の指定管理者の指定の件

日程第5 議 案第33号 弥富市十四山福祉授産所の指定管理者の指定の件

日程第6 議 案第34号 弥富市デイサービスセンターの指定管理者の指定の件

日程第7 議 案第35号 弥富市南デイサービスセンターの指定管理者の指定の件

日程第8 議 案第36号 弥富市高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定の件

日程第9 議 案第37号 弥富市十四山高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定の件

日程第10 条例議案第69号 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正の件

日程第11 条例議案第70号 弥富市税条例の一部改正の件

日程第12 条例議案第71号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件

日程第13 条例議案第72号 弥富市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件

日程第14 条例議案第73号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正の件

日程第15 条例議案第74号 弥富市乳幼児等医療費支給条例等の一部改正の件

日程第16 議案第38号 平成18年度弥富市一般会計補正予算の件

日程第17 議案第39号 平成18年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件

日程第18 議案第40号 平成18年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件

日程第19 議案第41号 平成18年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算の件

議長（大原 功君） この際、日程第4、議案第32号から日程第19、議案第41号まで、以上16件を一括議題といたします。

川瀬輝夫市長に提案理由の説明を求めます。

市長（川瀬輝夫君） 数多くの議案でございますが、提案理由を一括して申し上げますので、よろしく願いいたします。

本日提案申し上げ、御審議いただきます議案は、議案6件と、それから条例議案6件、さらには予算関係が4件ございます。その概要につきまして御説明申し上げる次第でございます。

議案第32号から議案第37号までは、弥富市公の施設における指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるものでございます。

次に条例議案第69号は、地方公務員災害補償法の改正に伴いまして、通勤の範囲等改正と身体障害者療護の施設を障害者支援施設に移行する改正でございます。

条例議案第70号につきましては、地方税法等の改正に伴うものでございまして、その概要は個人市民税の所得割の税率及び市のたばこ税の税率を改正するものでございます。

条例議案第71号は、障害者自立支援法の施行に伴いまして、身体障害者療護施設を障害者支援施設に移行する改正でございます。

次に条例議案第72号は、消防団員等の公務災害補償等々におきます責任共済等に関する法律施行令の改正に伴いまして、退職報償金の支給額を改正するものであります。

条例議案第73号は地方税法等の改正に伴うものでありまして、その概要は、公的年金等所得者の負担増に対応いたしまして、その軽減を図るため改正するものでございます。

条例議案第74号は、障害者自立支援法施行に伴いまして施設所在市町村の医療費負担増が

見込まれることから、住所地特例制度を導入するものであります。

議案第38号の一般会計補正予算に関する歳出の主な内容といたしましては、総務費は弥富市誕生記念歌謡ショー等々でございます。また、民生費は障害者自立支援法施行に伴います支援システム導入経費でございます。障害児・者の居宅生活支援費の名称の変更等でございます。それから、商工費は企業立地指定企業交付奨励金でございます。

議案第39号の国民健康保険特別会計補正予算は、健康市民等々の表彰経費でございます。

議案第40号の介護保険特別会計補正予算は、地域包括支援センターの南相談窓口設置経費でございます。

次に、議案第41号の農業集落排水事業特別会計補正予算は、合併に伴います旧十四山村の打ち切り決算によりまして、収支に合う予算を計上したものでございます。

以上が提案いたします議案等の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係課長から説明させますので、よろしく御審議方、お願い申し上げます。

議長（大原 功君） 関係課長に議案の説明を求めます。

福祉課長（横井貞夫君）〔説明〕

介護高齢課長（佐野 隆君）〔説明〕

総務課長（佐藤勝義君）〔説明〕

総務部次長兼税務課長（佐藤 忠君）〔説明〕

防災安全課長（服部正治君）〔説明〕

保険年金課長（佐野 隆君）〔説明〕

議長（大原 功君） お諮りいたします。

本案16件は継続議会で審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案16件は継続議会で審議することに決定をいたしました。

以上をもちまして本日の議事日程は全部終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。

~~~~~  
午前11時08分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大 原 功

同 議員 小坂井 実

同 議員 佐 藤 高 清





平成18年6月12日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(32名)

1番	佐藤博	2番	武田正樹
3番	小坂井実	4番	佐藤高清
5番	立松新治	6番	山本芳照
7番	村井邦彦	8番	新田達也
9番	渡邊昶	10番	伊藤正信
11番	栗田和昌	12番	杉浦敏
13番	炭竈ふく代	14番	三浦義美
15番	浅井葉子	16番	中山金一
17番	前田勝幸	18番	安井光子
19番	佐藤良行	20番	高橋和夫
21番	立松一彦	22番	水野博
23番	高橋清春	24番	木下道郎
25番	宇佐美肇	26番	久保文哉
27番	黒宮喜四美	28番	四方利男
29番	大原功	30番	村上末松
31番	原沢久志	32番	三宮十五郎

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

5番	立松新治	6番	山本芳照
----	------	----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(31名)

市長	川瀬輝夫	助役	加藤恒夫
教育長	池田俊弘	総務部長	横井昌明
民生部長兼 福祉事務所長	北岡勤	開発部長	服部輝男
教育部長	平野雄二	十四山支所長	平野瞳
十四山スポーツ センター館長	平野茂雄	監査委員 事務局長	村上勝美
総務部次長 兼税務課長	佐藤忠	開発部次長 兼農政課長	早川誠
十四山総合福祉 センター所長	大木博雄	総務課長	佐藤勝義

企画情報課長	村瀬美樹	管財課長	渡辺安彦
防災安全課長	服部正治	会計課長	青木麗子
市民課長	加藤芳二	保険年金課長	佐野隆
環境課長	久野一美	健康推進課長	鯖戸善弘
福祉課長	横井貞夫	介護高齢課長	佐野隆
児童課長	山田英夫	商工労政課長	若山孝司
土木課長	橋村正則	都市計画課長	三輪眞士
下水道課長	伊藤敏之	教育課長	前野幸代
社会教育課長	高橋忠		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	下里博昭	書記	柴田寿文
--------	------	----	------

書記 飯田宏基

6. 議事日程

- |       |          |  |
|-------|----------|--|
| 日程第1  |          | 会議録署名議員の指名                             |
| 日程第2  | 議案第32号   | 弥富市福祉授産所の指定管理者の指定の件                    |
| 日程第3  | 議案第33号   | 弥富市十四山福祉授産所の指定管理者の指定の件                 |
| 日程第4  | 議案第34号   | 弥富市デイサービスセンターの指定管理者の指定の件               |
| 日程第5  | 議案第35号   | 弥富市南デイサービスセンターの指定管理者の指定の件              |
| 日程第6  | 議案第36号   | 弥富市高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定の件              |
| 日程第7  | 議案第37号   | 弥富市十四山高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定の件           |
| 日程第8  | 条例議案第69号 | 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正の件 |
| 日程第9  | 条例議案第70号 | 弥富市税条例の一部改正の件                          |
| 日程第10 | 条例議案第71号 | 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件                |
| 日程第11 | 条例議案第72号 | 弥富市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件     |
| 日程第12 | 条例議案第73号 | 弥富市国民健康保険税条例の一部改正の件                    |
| 日程第13 | 条例議案第74号 | 弥富市乳幼児等医療費支給条例等の一部改正の件                 |
| 日程第14 | 議案第38号   | 平成18年度弥富市一般会計補正予算の件                    |
| 日程第15 | 議案第39号   | 平成18年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件              |
| 日程第16 | 議案第40号   | 平成18年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件                |
| 日程第17 | 議案第41号   | 平成18年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算の件            |

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（大原 功君） ただいまより平成18年第2回弥富市議会定例会継続議会を開会いたします。

これより会議に入ります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（大原 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、立松新治議員と山本芳照議員を指名いたします。

~~~~~  
日程第2 議 案第32号 弥富市福祉授産所の指定管理者の指定の件

日程第3 議 案第33号 弥富市十四山福祉授産所の指定管理者の指定の件

日程第4 議 案第34号 弥富市デイサービスセンターの指定管理者の指定の件

日程第5 議 案第35号 弥富市南デイサービスセンターの指定管理者の指定の件

日程第6 議 案第36号 弥富市高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定の件

日程第7 議 案第37号 弥富市十四山高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定の件

日程第8 条例議案第69号 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正の件

日程第9 条例議案第70号 弥富市税条例の一部改正の件

日程第10 条例議案第71号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件

日程第11 条例議案第72号 弥富市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件

日程第12 条例議案第73号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正の件

日程第13 条例議案第74号 弥富市乳幼児等医療費支給条例等の一部改正の件

日程第14 議 案第38号 平成18年度弥富市一般会計補正予算の件

日程第15 議 案第39号 平成18年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件

日程第16 議 案第40号 平成18年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件

日程第17 議 案第41号 平成18年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算の件

議長（大原 功君） この際、日程第2、議案第32号から日程第17、議案第41号まで、以上16件を一括議題といたします。

本案16件は既に提案されておりますので、これから質疑に入ります。

まず、佐藤博議員。

1番（佐藤 博君） 最初に、条例議案第70号弥富市税条例の一部改正について質問をしたいと思います。

このうち特に第33条の3第1項（所得割の税率）について、一律6%に改正されることによって、例えば200万以下の方は3%、同じく200万を超える金額は8%、同じく700万を超える金額が10%と現行ではあるわけですが、これが今回一律6%ということになることによってどのように変化をするかということが大変わかりづらいわけでありまして、この点について具体的にわかるように説明をしていただきたい。特にこの中には特例の措置もありますので、そうしたものと関連をしてどのような形になるのか、具体的にひとつ説明を賜りたいと思います。

もう1点、一般会計補正予算の歳出、総務費の中の企画費、13節委託料について質問をしたいと思います。

今回、補正予算で2,000万円、弥富市誕生記念歌謡ショー委託料が計上されておるわけがあります。去る2日の協議会で質問したところ、企画財政課長から50周年記念歌謡ショーのように実施するような計画が示されたわけがあります。

そこで、まず第1点目として、一昨年、1,840万円をかけたあの歌謡ショーの総括評価をどのようにされているのか、これを最初に尋ねたいと思います。町民の声として私がいろいろ聞いたところ、また私も直接この歌謡ショーを見せていただいたわけですが、費用対効果の面から考えると、大変効果の薄いような感じがするわけがあります。これも2,000人予定で2回されたわけですが、応募者は80%程度であったかと私は思うわけがあります。こうした中で、このような歌謡ショーに1,800万円を超えるような費用をかけたことによって町民がどのように感じているんだろうか、こういう点も重ねてひとつ評価として聞きたいと思っています。

特に今回は2番目として、ますます財政状況が厳しくなることが予想される中で2,000万円を費やすということに対して、川瀬市長の特に所見を賜りたいと考えます。以上です。

議長（大原 功君） 川瀬市長。

市長（川瀬輝夫君） 今御指摘の歌謡ショーのことです。

先日も50周年とか40周年でやりましたが、耳を拝借することによりまして、非常に楽しかった、よかったなあという人もかなりいらっしゃいましたので、私は上できだというふうに評価をしたところでございます。そういうようなことが弥富町のときにいろいろありまして、評価されて私も大変喜んでおるところでございます。そして、またきょうこうやって御指摘を受けましたことにつきましてお答えいたしますが、合併ということは恐らく何世紀かに一遍じゃないかと思えます。そういうことで、この節目というものは、どうあろうとも非常に大きな節目ではないかと。これから先50年ないし100年先に合併ということはないかもわか

らんし、あるかもわかりませんが、一応は遠い将来にあるんだというようなことで、節目節目に対して大きな節目でございましたので、このような予算づけをしたということでございます。したがって、皆さん方に御了承を得まして、また市民の皆さん方に楽しみと、そしてあすへの英気を養うためには必要じゃないかというようなことで計上させていただいたことでございます。

もう一つなぜならばといえば、合併の節目でございますので、弥富町がこれから発展を遂げるために、そしてまた十四山村の皆さん方と大変御努力いただきまして、市民の一人ひとりがまちづくりの歴史を振り返って先人の努力に感謝するとともに、ふるさとの弥富というふうな将来を思いながら、まさに一つの契機となりますので、事業の展開をしてみたい。施設のオープン記念というものは、市民の共有の財産であると。新しい施設のオープンをお祝いいたしまして、皆さんにお出かけいただきまして、今後なお一層多くの皆さん方に使っていただけるイベントを行いたいと考えておるところでございます。

いずれにしても補正予算では、二つの町村が一つになって新しい弥富市が誕生いたしましたので、先ほど言いましたように、これほど大きな出来事、節目はないと考えたわけでございます。旧の2町村の住民が一堂に会して、そして新しい市政の誕生を祝っていただき、一体となってこれからもまちづくりに取り組んでいく機会とすることを一応企画したということでございますので、深い御理解を願います。

税のことにつきましては担当の方で説明させていただきます。

議長（大原 功君） 税務課長。

総務部次長兼税務課長（佐藤 忠君） 個人住民税及び所得税の税率をもとに御説明申し上げます。

平成18年度税制改正では、所得税の税率構造が、10%から37%の4段階から、5%から40%の6段階に改められ、個人住民税所得割の税率が5%、10%、13%の3段階から一律10%へ、内訳は市町村民税が6%、都道府県民税が4%に改正されました。課税所得200万円以下の個人住民税の税率は5%から10%へ5%の引き上げとなります。しかし、反対に所得税の税率は10%から5%に引き下げになります。したがって、個人住民税に所得税を加えた税率は、それぞれ15%で変わりありません。課税所得200万円から700万円以下の個人住民税の税率は、改正前も改正後もともに10%と変わらず、所得税の税率もともに10%と20%で、個人住民税に所得税を加えた税率は、それぞれ20%と30%で変わりありません。個人住民税の課税所得700万円以上では、個人住民税が13%から10%へ3%引き下げになりますが、所得税の税率は20%が23%へ、30%が33%へ、37%が40%へそれぞれ3%引き上げとなりますので、個人住民税に所得税を加えた税率は、それぞれ33%、43%、50%で変わりありません。

次に、調整控除について御説明申し上げます。

市民税と個人住民税では基礎控除や扶養控除等の人的控除額に差異があるため、同じ収入を有していても、所得税と個人住民税では課税標準に差が生じます。具体的には独身の例で申し上げますと、所得税の基礎控除額は38万円、個人住民税の基礎控除額は33万円で、基礎控除に5万円の差が生じます。夫婦・子供2人、このうち1人は特定扶養親族では、基礎控除で5万円、配偶者控除で5万円、扶養控除で5万円、そして特定扶養控除で18万円の合計33万円の差が生じます。この差額の部分は個人住民税のみが課税されていて、所得税は課税されていない部分であることから、個人住民税の税率を5%から10%にすると、この差額部分について単純に増税になってしまうため、個人住民税において新たな控除を設け、負担増とならないような調整を行うものであります。

次に、課税所得ごとの対象者数及び影響額について御説明申し上げます。

平成17年度分の弥富市の市民税の課税所得をもとに計算してみましたところ、課税所得200万円以下の対象者数は約1万3,000名、金額にして約3億7,700万円の増収となります。課税所得200万円以上700万円以下の対象者数は約6,600名、金額にして約2億2,700万円の増収となります。課税所得700万円を超える対象者数は約470名、金額にして約1億3,400万円の、こちらは減収となります。弥富市全体では約4億7,000万円の増収となります。以上です。

議長（大原 功君） 佐藤博議員。

1番（佐藤 博君） まず、第1点目の市長の歌謡ショーの問題であります。これは見解の相違ということになれば見解の相違ということで終わるかもしれませんが、非常に今財政事情が厳しくなっていく中で、こうした多額の2,000万円という額が果たしてそれだけの効果があるものになるかどうか、これは見解の相違かもしれませんが、十分御判断を賜りたいと思います。

それから、2点目の税務課長からの説明であります。大変丁寧に説明はしていただいたわけでありまして、弥富市としては、一応これは三位一体の改革の中の一つで、4億7,000万円の増収になるということではありますが、これは言葉では非常にわかりづらいので、できればもう少しわかるような資料として一覧表にでもしていただいて、例えばこういう場合はこうなる、こういう場合にはこうなるというような、住民にもわかるような説明資料がいただけたらありがたいと思いますが、いかがでございましょうか。以上です。

議長（大原 功君） 市長。

市長（川瀬輝夫君） イベントにつきまして再質問と申しましょうか、御意見をいただきました。

いろいろ考慮しながら、すべからく効果の上がるように努力してまいりたいと思っております。

で、御理解願います。

議長（大原 功君） 税務課長。

総務部次長兼税務課長（佐藤 忠君） わかりやすい資料をとということでございますので、私どもは総務委員会の方へお示しいたしたいと思います。

議長（大原 功君） 佐藤博議員。

1 番（佐藤 博君） 総務委員だけでなく、ほかの議員がわかるようにしていただきたいということを要望します。

議長（大原 功君） 税務課長。

総務部次長兼税務課長（佐藤 忠君） 総務委員会でお示ししました後、皆さん方へということであれば配付させていただきます。

議長（大原 功君） 次に、杉浦敏議員。

1 2 番（杉浦 敏君） 通告に従いまして2点質問いたします。

まず、条例議案第73号弥富市国民健康保険税条例の一部改正の件についてであります。

この中で、とりわけ要点をまず見ていただきますと、附則第5項と第6項であります。まず5項は、18年度におけます国民健康保険税にかかわる所得割額の算定の特例ということです。それから第6項では、19年度におけます国民健康保険税条例にかかわる所得割額の算定の特例ということで、この問題の背景に、既に17年の所得税から、年金受給者の所得税の算定のときに、控除額が例えば二つあるんですけれども、年金にかかわるものと、そして公的年金等の控除が、65歳以上の方で従来 140万あったのが 120万に減らされてしまったと。もう1点が、いわゆる老年者控除が廃止されたということで、所得税の場合にはその両方が非常にかかわってまいりまして、従来所得税を払わなくてもよかった人が税金から所得税を天引きされるということで非常に負担がふえたわけなんですけれども、今回、弥富市の健康保険税条例ということで、かかわってまいりますのは、公的年金等控除が今申し上げましたように 140万から 120万へ下がったということで、具体的に申しますと、年金受給者の国民健康保険税が値上げになってくるとい結果になると思います。それで、今回のこの改正で、年金受給者で影響を受ける方は弥富市全体で何名見えるかと、このことをお聞きします。

それから二つ目に、今度の改正で、年金受給者全体で国保税の値上げはおよそ幾らになるのかと。18年度、19年度、そして最終の20年度それぞれについてお聞きをいたします。

二つ目に、先ほど佐藤博議員が質問されたのと同じ項目なんです。議案第38号平成18年度弥富市一般会計補正予算の件の8ページ、総務管理費の企画費、13の委託料、弥富市誕生記念歌謡ショー委託料について 2,000万円。この歌謡ショーの実施日時、実施場所、何人の住民が参加できるのか、そしてまたショーの内容の概略、費用の明細についてお聞きしたいと思います。

以上2点です。

議長（大原 功君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） 杉浦議員の御質問にお答えいたします。

今回の改正によって年金所得者に影響がどれだけ出るかということでございますが、弥富市に65歳以上の年金所得者は約5,000名見えます。そのうち2,200名程度が影響があるだろうと考えております。

それから、今回の改正は、地方税法の改正に伴って年金所得者の急激な国保税の増加を緩和するための激変緩和措置を定めるものではあります。市全体で毎年700万円程度の増加が見込まれるだろうと考えております。以上でございます。

議長（大原 功君） 企画情報課長。

企画情報課長（村瀬美樹君） 杉浦議員の補正予算の件についての御質問に対してお答えをさせていただきます。

過日の全員協議会の中でも申し上げましたけれども、50周年の記念事業を参考といたしまして予算を計上させていただきましたものでございます。日時につきましては平成18年10月の中旬、弥富市総合社会教育センターにおいて、歌謡ショーを1部・2部の構成によりまして各部2,000名、合計4,000名の皆様に御来場をいただくよう計画をしたものでございます。以上でございます。

議長（大原 功君） 中身を言ってやってください。何を何に使うと、金額の中身をちゃんとと言うように。

企画情報課長（村瀬美樹君） 歌謡ショーにつきましては、まだ決定をしているものではございませんので、中身は50周年の事業を参考といたしまして、歌謡ショーの出演者に対して1,000万ほど、それからステージの制作費に500万円ほど、それからその他の経費としまして500万円ほどの2,000万円を概略でございますが計上させていただいております。以上でございます。

議長（大原 功君） 杉浦議員。

12番（杉浦 敏君） 今、企画情報課長から御答弁があったんですが、その件についてですけれども、先ほど川瀬市長の方から節目の事業として予算をつけましたということで、非常に意義のあることだというふうに言われておったわけでありましたが、一昨年の50周年の事業のこともございますし、佐藤博議員がおっしゃいましたのと同じように、本当にこれだけの予算をつぎ込んで、今市長が言われましたような効果が上げられるのかということで、今お聞きしましたら、歌手のギャラに1,000万と。あとステージに500万、その他で500万ということなんですけれども、内容につきまして、本当にそういった意義が実現できるかということですね。また、その内容について詳しいことが決まってきましたら、事前にお話いた



だいて、よく議会としても検討すべきではないかと思いますが、その辺、川瀬市長いかがでしょうか。

議長（大原 功君） 川瀬市長。

市長（川瀬輝夫君） 具体的に出てきました場合に、皆様方に資料として出させていただきます。いろいろな御意見を賜りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（大原 功君） では、次に安井光子議員。

18番（安井光子君） 安井でございます。私は二つの問題について質問をしたいと思いません。

まず一つ目は、条例議案第74号弥富市乳幼児等医療費支給条例等の一部改正をする条例についてでございます。この条例は、弥富市乳幼児等医療費支給条例等五つの条例の一部改正で、住所地特例を加えるというものでございます。

まず一つ、愛知県の自治体の場合、この条例改正で相互主義が貫かれていると思いますが、他県の自治体では現在どのようになっていますでしょうか。

二つ目、現在法的措置を講じていないところにつきましては、国の指導はどのようになっていますでしょうか。

三つ目、相互主義は決めていない自治体の人や、例えば住所を有しない人の場合、どこが責任をとるのでしょうか。

この3点についてお尋ねします。

二つ目の問題は、議案第40号介護保険特別会計の補正予算に関してでございます。

まず一つ、この補正予算の内容の説明を求めたいと思います。

二つ目ですが、今回の介護保険の見直しにつきましては、新予防給付が創設されまして、要支援1・2と認定された人は地域包括支援センターでケアプランがつくられ、予防給付サービスしか利用できなくなりました。弥富市の地域包括支援センターは海南病院に委託され、市の総合福祉センターと十四山総合福祉センターに窓口が置かれています。制度の見直しで市民からさまざまな声が上がっております。その問題点二つについてお話をしたいと思いません。

その一つは、当初、新予防給付、介護予防サービスの中に、介護予防福祉用具貸与の項目が厚労省からのパンフレットの中にも入っておりました。しかし、要介護1までの軽度者はベッドなど貸さないと。半年間の経過措置はあるんですが、保険の対象外にされました。例えばAさんの場合ですが、今までベッドを借りていたんですが、制度が変わったので返すように言われて、3年使ったベッドを8万円で買ってほしいと言われたそうです。その方はびっくりして、いろいろお話しして、結局はお話がなかったことにしたそうですが、まさに貸しはがしではないでしょうかと、その方は訴えておられます。市は、地域包括支援センター

とか在宅介護支援事業所、社会福祉協議会とも連携をとりながら、家庭で必要なくなったベッドや車いすなどを提供していただき、これは有償・無償いろいろあると思いますが、再利用できるシステムを検討していただくことが必要ではないかと思いますが、この点についていかがお考えでしょうか。

次の問題は、今度の新予防給付を受けるためのプランの作成は地域包括支援センターが基本的に行って、足りない場合は民間の居宅介護支援事業者のケアマネジャーに一部委託できるということでございます。しかし、国の方が規制を決めております。皆さん御存じのように、ケアマネジャー1人当たりケアプランは35件までしかつくれない。そして、予防給付のプランは、委託を受けた場合、8件までプラスできる。しかし、この8件は0.5にしかカウントされない。結局のところ、1人のケアマネは39件まで。それを超えると、報酬が4割カットされて6割しか報酬がもらえない。このような問題が出てきております。これが今度の改定の中身です。近隣町村でも、プランづくりをお願いしたら断られて困った、こういう声が続発しているそうです。弥富市の場合はどうなのか、海南病院の居宅介護事業所で少しお聞きしましたら、39件を超えても、利用者さんがプランを立ててほしいと言われるんだから、それを断るわけにはいかない。やっているというお話を少しお聞きしました。スタッフの皆さんの献身的な御努力でケアプランの更新が行われているようですが、一部の人たちの過剰負担にならないように、市としても、総合福祉センターの方とかケアマネジャーさんともいろいろよくお話をいただき、ケアマネジャーさんをふやすとか、現場の意見を取り上げて対策をぜひ検討していただきたいと思います。これから認定更新もふえてくるといいますので、問題が膨れ上がってくるのではないかと思いますので、ぜひ検討をお願いしたい。

それから、今回の介護保険の問題や障害者の自立支援法の改定に当たってもそうなのですが、政府は市町村とか現場の働く人たちの状況を見捨てて介護報酬の内容とか基準を引き下げてきたり、またサービスの切り捨てが行われたりしております。市長にぜひこの実態をよく調べいただき、全国市長会などを通じて国に意見書を上げていただきたいと思うのですが、この点、市長いかがでしょうか。

最後の問題ですが、保険料は高くなったが、介護保険のサービスから排除されるのはたまらないという怒りの声が住民から出されております。要支援・要介護高齢者への生活支援、地域支援事業に温かい支援を行うべきではないでしょうか。特にほかの市よりおくらせています高齢者への配食サービスの回数をふやすなど、市民の要求にこたえていくべきではないかと思いますが、この点についていかがでしょうか。

以上で終わります。

議長（大原 功君） 川瀬市長。

市長（川瀬輝夫君） 大いに関係あるところだけお答えさせていただきます。

先ほど自立の問題が出ておったようでございますが、給付無視と。国においては給付の切り下げ、それからサービスの切り下げ、切り捨てと出てきておるようでございます。市長会といたしましても、先日ございましたが、東京におきまして申請し、要求をしているところでございます。また、いろいろなことで総務省にも陳情しておるところでございますので、後はまだどうなるかわかりませんが、最大の努力をしていきたいと考えております。

議長（大原 功君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） それでは、安井光子議員の御質問にお答えいたします。福祉医療というのは県単位の制度でもございまして、全国の様子は、住所地特例を実施している県とそうでない県があり、まちまちの様子になっております。ちなみに近隣の県の様子は、岐阜県と静岡県は住所地特例制度を実施しております。それから、三重県は行っておりません。

それから、質問の中で国の指導はということではあります、最低限のところ、国の部分については、国保法の医療の給付というところで住所地特例制度を統一化されておりますが、福祉医療については特に把握してはおりません。

それから、住所地特例を実施していない県の出身者の方はどうなるかという御質問ではございますが、愛知県からの通知により、7月31日までに法に定める病院等に入院等を行うことにより本市に住所を移動された方につきましては、8月1日以降も本市の受給者として対応していくというようなことで、県の指導に従ってまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（大原 功君） 十四山総合福祉センター所長。

十四山総合福祉センター所長（大木博雄君） 議案第40号の介護保険特別会計補正予算、これはサービス勘定でございますが、現在は廃止されておりますが、海南病院に基幹型の在宅介護支援センターを、それから弥富市社会福祉協議会に地域型の在宅介護支援センターを旧弥富町がそれぞれ委託して設置をしておりました。また、旧十四山村では直営で設置しており、それぞれの在宅介護支援センターが地域住民の総合福祉相談業務を行っておりました。平成18年3月、在宅介護支援センターは廃止されまして、平成18年4月からは、かわって地域支援事業のうちの包括的支援事業を行う地域包括支援センターが設置をされました。弥富市では海南病院に委託をして実施しておりますが、包括的支援事業のうちの総合相談支援事業の機能を海南病院の1カ所だけで設置するのではなく、在宅介護支援センターとして、それぞれの地域住民の相談窓口を担ってきた弥富市社会福祉協議会に北の相談窓口を、それと弥富市十四山総合福祉センターに南の相談窓口機能を設置するということで、市民に利用しやすい総合福祉相談を提供するものでございます。今回の補正予算につきましては、十四山総合福祉センターに地域包括支援センターの南相談窓口の設置などに伴う補正予算でござ

います。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（大原 功君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） 安井議員さんの2番目の質問に対して回答させていただきます。

御質問の特殊寝台の件ですが、見直しが行われた以降、自費であっても、以前の1割の自己負担とあまり差のない比較的 low 料金で貸与を行う事業者もあるようです。ただし、ベッドの種類によってはそうでない場合もありますが、そのような情報をケアマネジャーに提供していくことで、軽度者であっても御本人が希望される場合は貸与を受け続けることが可能であると考えております。

続きまして、3番目について回答させていただきます。

高齢者給食サービスにつきましては、毎週土曜日の昼食時に食事を自宅に配達する方法と、弥富市総合福祉センターの喫茶室利用券——これは1ヵ月当たり1,000円でございます——を使用して食事をする方法の2種類があり、配食を利用される方は1食につき300円を負担していただいております。現在、このサービスを利用されている方は、配食の方が60人、チケットの方が106人となっております。サービスの充実といってもいろいろなケースが考えられ、給食サービスの回数をふやすにしてもいろいろな問題があると思われまふ。まず予算の関係が絡んでまいりますし、また利用者の意向を把握することが必要であり、配食の回数とか、何曜日がいいとか、メニューはどうかとか、料金はどうかとか、委託業者は同じでよいとか、いろいろ検討が必要であると思われまふので、利用者のニーズを勘案して見直しを図ってまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（大原 功君） 安井議員。

18番（安井光子君） 私がもう一つ申し上げたのは、新予防給付を受けるためのプラン作成というのが今地域包括センターで行われておりますが、ケアマネジャーさんのプランを立てる数の制限を国が求めております。最低でも39件、これを超すと報酬は6割しか払わないよと、こういうふうに国の方が今度の介護保険の改定で求めてきておりますが、今の市の実情は、海南病院の居宅介護支援センターとか包括支援センターなどで利用者さんのニーズにこたえて、今のところはオーバーしても対応していただいているようですが、これから新規の方、それから更新をされる方など多くなってくると思われますので、それに対して一部の方たちの献身的な働きというのが、非常にうれしいことではあります、過重負担にならないようにもう少しケアマネジャーさんをふやすとか、市としての対策を考えていただければどうか。この点についてお答えがなかったようですので、お答えいただきたいと思ひます。

それから、二つ目に配食サービスの点でございますが、私がなぜ申し上げたかといひますと、十四山の場合、以前配食サービスをとってみえたんですが、ひとり暮らしですからどう

しても1週間に3回は欲しいということで、直接業者さんをお願いして配食サービスをやっ  
ていただいている。市の方で1回しかないもんだから、やむを得ずそういうことをやってお  
みえになるわけです。もう1人の方は、両方とも介護度が非常に高い方なんです。それで、  
ヘルパーさんなんかに来ていただいて食事をつくっていただいたり、デイサービスも受けて  
おみえになるんですが、御夫婦だもんですから介護の限度額を超えてしまうという問題があ  
るんですね。だから、近所の方が朝食を1週間に2回持って行ってあげるとか、本当に温か  
いお気持ちだと思うんですが、そういうことがされているわけですね。だから、個人の善意  
とかそういうのも非常に大事だと思うんですが、これだけ高齢者の方、ひとり暮らしの方が  
ふえているものですから、今お答えにありましたように、住民の方々のニーズをよく検討し  
ていただいて、それからいろんな角度から配食サービスを、他町村の経験なんかもいろいろ  
検討した上で改善をしていただきたい、見直しをしていただきたいと思うんですが、いかが  
でしょうか。

議長（大原 功君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（北岡 勤君） まず、1点目のケアプランの関係でございますが、  
現在制度が変わりまして、言われましたような状況にあるわけでございますが、現状の体制  
の中で基本的に対応するというところでございますけれども、詳細につきまして、センター、  
あるいは事業所等とも相談をしてみたいと思います。

それから、配食サービスの件でございますが、先ほど課長から説明させていただきました  
ように、また議員からいろいろ要望ございましたが、いろいろ踏まえまして見直しをしてま  
いりたいと思います。以上です。

議長（大原 功君） 次に、三宮十五郎議員。

3 2 番（三宮十五郎君） 私は通告に基づいて2案件について質問させていただきますが、  
基本的な問題でございますので市長の方から御答弁をお願いいたします。

まず最初に、条例議案第70号の税条例改正案でございますが、これは基本的には三位一体  
改革に伴う税源移譲のために行うものでございますが、所得税の一部を住民税に振りかえて  
弥富町は受け取ることができる。18年度分につきましては3億3,600万円が計上されてお  
りますが、先ほど4億円余りになるという説明が行われました。国は、三位一体の改革とい  
う名のもとに、こうした一部の税源移譲を地方に対して行う一方で、補助金と地方交付税の  
改革を一体として進めるとしておりますが、問題はその中身でございます。

ここに旧弥富町時代の平成12年度から17年度に至る、国が定めました基本的な行政の必要  
経費、基準財政需要額とありますが、それと、それに対応する町税、現在は市税となります  
が、そういうものの基本的な収入について一覧表にしたものがございます。これによりま  
すと、基準財政需要額、必要経費は56億円から48億円と8億円減少させられ、税源移譲など

で約3億円の収入がふえておりますが、一方で保育所運営のための国・県の負担金が1億5,000万円削られるなどしておりますので、実際は基本的な行政経費の基準は6億5,000万円切り下げられております。交付税の不足分を埋めるといたしまして、17年度には4億3,000万円の臨時財政対策債が使われておりますが、こうした国の財源対策として、制度導入のときには、旧弥富町の場合も含めまして、返す費用は国が全額負担をすると約束されたものでございましたが、18年度末で市の借金、起債総額は約124億円あり、その約40%、48億円にもこういうものになっております。昨今の相次ぐ財政制度の改悪で、17年度は、弥富町分の公債費の返済分は全額自前で返しております。今後も、市の借金の中心となります下水道債や教育債も、従来の制度では交付税で返す費用を負担するというものになっておりましたが、経済財政諮問会議などの要求で、ほとんど自前で負担をしなければならない心配が強まっております。

全国市長会長は金沢の市長さんがやっておられるようでございますが、先日も、地方の実情を知らない一部の学者や財界人によって国と地方のあり方の基本にかかわる重要事項が決められていく状況はゆゆしき事態、極端な市場主義に危うさを感じると批判しております。先ほどの安井議員の質問の中にもありましたように、国民の命や暮らしの根本にかかわる問題が、市長もかなり悪くなっておると認められましたような形で、実態を無視してどんどん改悪をされております。

こうした中で、市議会議長会や知事会、町村会、もちろん市長会もそうでございますが、地方六団体は地方分権に関する意見書を6月7日に12年ぶりに国に出しまして、国のやり方を大きく改めることを求めております。市長といたしましても、こうした地方六団体と協力をされて、地方自治と住民生活を守る活動を積極的に進めていただくこと、弥富市としても、市長からも議長や議会にも要請されて、市民の総意として、市議会の意見書として国に対策を求めるよう御尽力いただきたいと思います。いかがでしょうか。

特に、昨年からはまりました所得税の定率減税の廃止に向かって、ことしは市民税にもそれがはね返り、弥富市民だけでも19年度1億円、20年度は全廃になりますので2億円、これに高齢者控除等の廃止により増税や負担増を考えますと、市民の負担は所得税等も含めると実際には市民税の3倍、4倍というレベルになると思っておりますが、この庶民の血と汗の結晶でもあります財源が庶民の暮らしと地方財政のために使えるように特別な御尽力を求めたいと思っております。

また、この間、06年度予算を含めまして、国に国民が納めた、あるいは納めることになっております消費税は175兆円でございますが、その一方で、史上最高のもうけを上げ続けております大法人などの法人税収は、この同じ期間に160兆円も減少しております。こんな不合理を正すことは政治の責任だと思っておりますが、市長の見解をお伺いしたいと思います。

次に議案第38号、補正予算2号についてお尋ねいたします。

市長は、さきに私の質問に対して、決算見通しはあくまでも見通しであり、財政の実態は決算時に明らかにされると御答弁がございました。今回の補正予算も、附属財源に基金の取り崩しを充て、市の財政は9億4,000万円もの基金取り崩しによって支えられているかのようには議会と住民には映りません。17年度の弥富町の予算でも、4億6,000万円余の基金取り崩しを6月時点では前提として予算が組まれておりましたが、実際に取り崩した基金は8,500万円でございます。さらに3億8,900万円余りの基金の積み立てが行われておりましたが、補正予算時の見通しと比べると、年間約7億6,000万円も見通しと結果が違ってまいります。これは5月度の監査報告の中の数字を見ていただければ明らかであります。本年度は従来と違って、形の上では旧十四山村の打ち切り決算に伴う、要するに村として3月末時点で余ったお金、差益剰余金2億円と旧弥富町の繰越金3億円を当初予算に計上しておりますが、それでもまだ両町村の実質的な繰越金に相当するものが約3億5,000万円ございます。さらに、17年度は両町村とも実際の税収の94%台しか当初予算に計上せず、旧弥富町が予算上で税収の変更を行ったのはつい最近の3月の補正予算でございます。ここで1億5,600万円の増加を確定しておりますが、それでもまだ1億3,000万円余りを留保財源として残したものとなっております。当初予算と実質収入は、税収だけでも3億4,000万円も違ってまいります。

18年度も似たような税収見通しの上につくられており、当初予算をつくる時に、税収などは6月にはほぼ年度の見通しが確定をいたします。5月半ばに愛知県は17年度決算見通しとその特徴について公表しており、新聞紙上でもごらんになられた方もあると思います。新年度の予算議会には、愛知県は新年度予算案に前年度の当初予算と、その最終見込み額を載せ、増減を比較した一覧表を載せるなど、直近の資料を議会と住民に公開しております。市の意思の決定、議決に基づいて市の事業が執行されるという大原則を守ること、厳しい財政事情のもとで市民の皆さんの血税を少しでも有効に使うという立場に立たされるなら、現在のような財政運営のあり方はとても許されるものではないと思いますが、いかがでしょうか。まず、財政の実態について行政当局と議会や市民の共通認識をつくり、5億とか7億とかいう実際の当初予算の見通しと最終的な結果の違うようなことをあいまいにしたままで、わずか数百万円で済みます基本健診や公共施設の利用料を、関係市民との協議や相互理解なしに一方的に引き上げるようなことは誠に慎んでいただく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

市になったことを契機にいたしまして、中・長期の財政計画を持つこと、3年ごとの見直しを行い、毎年の予算審議にわかりやすく反映されること、市民にわかりやすく公開されること、下水道などの相当の費用や起債に伴う事業がございしますが、こうした起債や、その償還の計画も市では公開することがごく当たり前のこととなっております。ぜひこうした財政

計画も含めまして早期に公開していただくこと、またこの3月の予算議会のときにも申し上げましたが、実際に健康審査の規模や方法など、予算書を見ただけでは全くわからない仕組みになっていますよね。だから、早く市民に対する説明書のようなものがあればと言ったら、予算議会が開会中は配付されませんでした。県の予算、あるいは多くの市では、実際に事業規模や、あるいは事業単価などがかなり理解できる、これはどういうことだという質問を議会でしなくても済む、そういう予算説明書、ないしは主要事業の報告書というものを添付しておりますので、前回も検討されるという御答弁がございましたが、ぜひ検討ではなくて、次回の予算編成からはそういう、少なくとも標準的なよその市で実施している中身で進められることを強く求めまして最初の質問とさせていただきます。

議長（大原 功君） 1時間過ぎたので、ここで休憩をいたします。11時15分まで休憩いたします。

~~~~~  
午前11時01分 休憩  
午前11時15分 再開  
~~~~~

議長（大原 功君） 休憩を閉じて会議に入ります。

川瀬市長。

市長（川瀬輝夫君） 私の方の関係でお答えいたします。

予算の積算に当たりまして、歳入ということになりますと、これは大きく社会情勢によって変化するということは当然のことでございます。そういう中で、世界経済情勢の状況の変化と国・県もまだ政策の動向もよく見ておらんと大変なことでございます。そういうことで、政策の動向も踏まえながら、過去の収入実績と、それから前年度の決算見込みを検討していく。

また、歳出につきましては、過大な見積もりとならないように最大の努力を今しておるところでございます。それぞれ適正な額の計上に努めておるところでございます。しかし、今後、今まで以上に何かあった場合、特に財政の実態が反映されるよう十分考慮し、また精査いたしまして積算できるよう最大の努力をしていきたいと考えております。

一つの例を挙げますと、国の教育予算でもついたりつかんだり、人件費の問題もあつたかに聞いておりますが、今後、市長会としてもいろいろな面で申請、または請求しておるところでございますので、これから先、矛盾な点が出てくるとは思いますが、直接私たち市長会が申し込みをしておるところでございますので、改善するように努力してまいりたいと考えております。

それから条例の70号につきましてですが、地方自治体が責任を持って自立した行財政運営



ができるよう、真の地方自治確立のために、地方交付税の必要な財源確保につきましては、先ほど言いましたように、全国市長会で機会ごとに請求をしておるところでございます。これから先、先ほども申しましたように、いろいろな面で他の市町村とも歩調を合わせながら強く要望してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（大原 功君） 三宮議員。

32番（三宮十五郎君） 今、市長は、歳入につきましては政策的にいろんな問題があるので変動するというふうに言われましたが、私がここで最初に取り上げたのも、税収が、16年度も17年度もそうでございますが、大体実収入の94%台しか予算計上していない。しかも弥富の場合ですと、基本的に一番その中心は住民税と、それから固定資産税ですよね。これにつきましては、先ほども申し上げましたが、特徴が6月分で報告が全部入りますので、基本的に6月になると、個人住民税と固定資産税はほぼ年税額が確定するものなんです。それが、94%台しか当初予算に計上されないなんていうのは、我が町の財政実態について、本当に行政当局がきちんと議会や市民と認識を共有するということが非常にあいまいではないかと。しかも、さっき申し上げましたように、とりあえず不確定要素があるということで基金を取り崩して、今も基金を取り崩す予算を計上していますよね、この補正予算で。だけど、先ほども申し上げましたように、実態は4月30日現在で弥富と十四山の予算に計上されてない前年度繰越金が、監査報告書によっても、例えば十四山の3月以降に入る旧の税は弥富の4月分の収入に入っていますから、それも含めると3億5,000万円ほどを4月じゅうに確定して、今は補正予算ですから、当然今回の補正予算はそういうものを財源に充てるべきだと思いますが、相変わらず基金を取り崩すという、ずうっとこれはかなり長期にわたっての弥富町のやり方で、大体7億前後、毎年ここ数年ずうっと違っておるということでありまして、現状について本当にきちんと認識を一致させるということや、そういう財政の組み方をしていくという点で、やはり私は基本的なところで、厳しい厳しいと言っておりながら、ほかの予測がつかんようなところで変動が起こっておるということではなくて、一番基本的なところでそれをあらかじめカウントに入れてないやり方というのはかなり問題があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょう。そこをやっぱり直していただく。

それから、先ほども申し上げましたように、市の標準的なやり方というのは、10年間の事業計画や財政計画をきちんと持つ、3年ごとに見直しをする、その中身を予算審議にはちゃんと反映でできるような仕組みというのは、基本的にほとんどのところで確立されていますよね。そういうことから言いますと、合併する前の町だって、そう市と変わらん財政運営をやっていきますから、やるべきだということを繰り返しお願いしてきたんですが、基本計画が策定時にということで先延ばしになってきておりまして、ぜひ市になった機会に、ここはきちんとそういうものにしていただく。あるいは、借金の償還計画等もきちっと示し、事業計

画でどれだけ借金する、償還計画はどうだということも含めまして、財政計画が当然その年度予算に伴うものと同時に、中・長期に伴うものはそういう事業計画、財政計画を示していただいて、我が町がどうなっておるかということが議員や市民の皆さんにもよく理解できる、そういうものにしていただく。

それから、もう一度繰り返しますが、県の予算の説明書を見ましても、非常にわかりやすい。うちのやつだと、古い予算書から決算書から全部引っ張り出して自分で計算しないと簡単に比較ができない仕組みになっていますが、県なんかですと、さっきも申し上げましたように、新年度予算提案、それに対する前年度予算の当初予算、最終見通しという一覧表にして、そして差額が示されておりますから、この予算書だってそう簡単に、なれない私たちがぱっと見てわかるものではないわけですが、そういうことがされておればかなりよく理解できますし、同時に事業内容が、例えば健康診査ですと、ことしは何人を目標にして幾らの費用と。そうすると単価もわかるわけですから、そういうものにした説明書にしていただくということですね。前にも申し上げましたが、検討するというふうになっておりますが、説明書なり、新年度予算の事業報告書なり、そういうものを通じて、ぜひ県や他市の事例を参考にさせていただいて、とにかく市民によくわかる、議員によくわかるものにしていただくということも含めまして、再度、これは市長の御決意にかかわるところが大きいと思いますので、御見解をお願いいたします。

なお、今市長が申されましたように、市長会やそういうところで、本当に今みたいなことをされていくと地方もやっていけない。それから、医療制度のときも市長からも御答弁がありました。これ以上の改悪がされたら本当に市民もやっていけないと。だから、そのようにされないように頑張っていくというふうに御答弁されましたが、先ほども私申し上げましたが、地方六団体として12年ぶりで一致して総務省に意見書を提出したというような、非常に緊迫した事態の中で今後の行財政運営の基本が今決められようとしているときでございますので、市長の方からも御要請いただいて、市民の総意として議会でも議決をして改革を要請するというについては御答弁がございませんでしたので、改めて市長の御見解をお伺いしたいと思います。以上です。

議長（大原 功君） 川瀬市長。

市長（川瀬輝夫君） いろいろお答えいたしますが、先日も市長会がございまして、小泉首相に相当手厳しい注文なり要請がございまして、一面ではたじたじとしたところもございまして、非常にいい傾向だなといったは御無礼でございますけれども、そのぐらい市長会といたしましても要請をしておるということでございます。各大臣も、その要請についてはよく心にとめていきますと。そしてまた、実行の方に少しでも移すようにというような返事ももらっておりますので、決して無にはならないと私も確信しておりますのでございまして。いわ

ゆる我々の切実な願いが中央の方にも通っていくんじゃないかと、甘いですけどもそういう考えであります。

また、いろいろ御質問ありましたように、住民税や固定資産税の財政の実態ということでございますが、これは先ほど言いましたようにそのときの変化があると。確かにそうですが、趨勢も変わりますが、特に実態をなお一層よく踏まえまして、忠実にそれが発表できる、また確実性を少しでも得るように努力したいと考えております。

財政の仕組みでございますけれども、簡単に言いますと、見直すべきところは見直していくということでございます。

予算書の記入につきましては、先ほど特に御質問ありましたように、組み入れ方法についていま一度考えていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（大原 功君） 次に、原沢久志議員。

3 1 番（原沢久志君） 原沢です。私は議案第38号につきまして、民生費の社会福祉費についてと、それから商工費について質問をさせていただきます。

まず最初に、民生費、社会福祉費についてでございます。

3 款 1 項 1 目、節の13委託料についてでございます。

障害者自立支援法施行により、平成18年10月1日から地域生活支援事業居宅系が市町村事業と位置づけられ、実施が義務づけられました。市はこの事業を委託する計画ですが、どこに委託するのか、各事業名ごとに説明を願います。

二つ目、この事業は弥富市の事業であり、利用料負担等は市が条例で定めることが必要になると考えますが、条例化はどのように考えていますか。

三つ目、この事業の財源について、国の財源は裁量的経費としておりますが、財源についてはどのように考えているのか伺います。

4 点目、障害者福祉計画の策定はどのように考えているのか、お伺いいたします。

5 点目、この事業で必須事業外の事業としてどんな事業名の事業を計画しているのか、お伺いいたします。

次に、3 款 1 項 1 目、節20の扶助費についてでございます。

1 点目といたしまして、以前の支援費制度での内容は項目ごとにどういう実態であったのか、施設名、利用者名、費用、自己負担等について説明をお願いいたします。

2 点目といたしまして、障害者自立支援法施行により組み替え予算等となっておりますが、旧制度と比較し、どのように変わるのですか。費用等につきまして説明をお願いいたします。

3 点目、高額障害福祉サービス費の項目が設けられましたが、これは介護給付費と訓練等給付費の合計は認められますが、地域生活支援事業費や医療費、補装具などにつきましては別途それぞれ上限管理されることになると聞きますが、それぞれどのような内容になるのか

説明をお願いいたします。

4点目、サービス利用計画作成についてはどのようになるのか、お伺いいたします。

次に、款14、2-1-1、15款、2-2-1、15款、1-1-1の社会福祉費補助金、負担金の内容についてそれぞれ説明をお願いいたします。

次に、7款1項2目19節負担金、補助及び交付金についてでございます。今回の補正予算は、弥富町企業立地の促進に関する条例に基づき、企業立地指定企業交付奨励金を交付すると聞きます。指定地域の土地面積は12万8,422平方メートルとあり、奨励措置を受けることができる企業は、一団となる敷地面積が3,000平方メートル以上であることを指定の要件としております。

そこで問い1、指定の要件を第3条でうたっております。ここで、1.地方公共団体と用地の譲渡契約、または賃貸借契約を締結することとなっておりますが、きょう現在ではどのような内容となっているのか、契約内容、企業名、企業の概要等について説明をお願いいたします。

問い2、奨励金の交付は事業所の固定資産税に相当する額となっております。固定資産税の内訳はどうなっていますか。土地や家屋、償却資産等について、それぞれ説明をお願いいたします。

問い3、この条例の第1条で目的を掲げています。この条例は、本町の指定地域に企業の立地を促進するため必要な奨励措置を講ずることにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって町政の発展に寄与することを目的とするとしておりますが、それぞれの企業の労働者の雇用人数、雇用内容等について説明をお願いいたします。

問い4、第4条3項で、指定の際、必要な条件をつけることができるとなっておりますが、つけた内容はあるのか。あったら、その内容についての御報告をお願いいたします。

問い5、この条例に基づき指定された企業に対して、愛知県からも奨励金に似たような補助制度はあるのかなのか、その点についての説明をお願いいたします。

以上よろしくお願いいたします。

議長（大原 功君） 福祉課長。

福祉課長（横井貞夫君） 原沢議員の御質問にお答え申し上げます。

歳出の社会福祉総務費、委託料についてでございます。障害者自立支援法における地域生活支援事業のうち移動支援事業、地域活動支援センター事業、相談支援事業について、どこに委託する予定かお尋ねでございますが、円滑に外出できるよう移動支援をする事業につきましては、ホームヘルプサービスを実施している事業所に委託。地域活動支援センター事業であります知的及び身体障害者デイサービスにつきましては、デイサービスを提供している事業所——現在3事業所を予定しております——及び弥富寮。相談支援事業については、

知的障害者は弥富寮、身体及び精神障害につきましてはただいま検討中でございます。

2番目の質問でございます地域生活支援事業の利用者負担はどのように考えているかという件でございますが、原則、個人の方に1割の負担をお願いし、平成18年9月議会で条例化をさせていただき予定しております。なお、利用者負担の上限額の設定につきましては、介護給付等と同様とさせていただきたいと考えております。

次に、地域生活支援事業の財源についてお尋ねでございますが、事業費の負担割合は国2分の1、県4分の1、市4分の1となっておりますが、補助金の配分につきましては人口割と事業実績割で配分されることになっており、現在のところ不明でございます。

続きまして、障害福祉計画の策定についてお尋ねでございますが、この件につきましては、既に策定済みの弥富市障害者計画に必要なサービス量を見込んで策定させていただき予定でございます。

次に、必須事業以外の事業計画等についてお尋ねでございますが、まず市で行わせていただく必須事業に万全を期させていただきたいと思っております。

続きまして、歳出の社会福祉総務費、扶助費についてでございます。支援費制度における身体障害者居宅生活支援費、知的障害者居宅生活支援費、障害児居宅生活支援費の状況についてお答え申し上げます。平成17年の4月支払い分についてお答えを申し上げます。

身体障害者につきましては、事業所は、なでしこ指定訪問介護事業所弥富本部ほか6件でございます。支払い金額は92万790円で、自己負担につきましては、16名の方から1万1,400円の負担をいただいております。次に、知的障害でございますが、こちらもなでしこ指定訪問介護事業所弥富本部ほか11事業所でございます。お支払い金額は55万5,440円でございます。自己負担につきましては、15名の方で1,400円でございます。障害児の方につきましては、事業所は、なでしこ指定訪問介護事業所弥富本部ほか10件でございます。お支払い金額につきましては215万30円でございます。自己負担につきましては、40名の方に10万7,500円を負担していただいております。

次に、旧制度と比較して平成18年4月からどのように変わったのかという御質問でございますが、サービス内容については変わりませんが、費用負担が原則1割に変わりました。また、平成18年10月1日からはサービスも再編されます。

次に、高額障害福祉サービス費について御質問でございますが、介護給付と訓練給付は合わせて上限管理をさせていただきますが、地域生活支援事業、医療費、補装具等はそれぞれ別々で上限管理となっております。

次に、サービス利用計画の策定について御質問でございますが、サービス利用計画につきましては相談支援事業所で策定させていただき予定でございます。

次に、歳入の関係で、民生費の国庫補助金についてお尋ねでございます。

まず1点目でございますが、身体障害者居宅生活支援費補助金及び知的障害者、並びに障害児の補助金についてでございますが、こちらの方は、旧制度で3月に利用された分について18年の4月に新年度予算でお支払いをしております。その関係で旧制度の分が一部残りますので、新制度に変わった分だけ減額して、今回組み替えをさせていただいております。当初、1,618万5,000円計上させていただいておりますが、一月分の旧制度の補助金が181万2,000円でございます、差し引き1,437万3,000円と、地域生活支援事業との差し引き額を組み替えさせていただいております。

なお、次の御質問でございますが、県費につきましては、4分の1を県で負担していただきますので、半額でございますので、内容は変わりませんので割愛をさせていただきたいと思います。

次に、民生費の県負担金でございますが、こちらの方につきましては、予算書にお示ししとあるとおりの額でございますが、介護給付費と訓練等給付費の4分の1で570万9,000円とサービス利用計画作成料給付費の受け入れ額1,000円の合計571万円を計上させていただいております。

以上、御答弁申し上げます。

議長（大原 功君） 商工労政課長。

商工労政課長（若山孝司君） それでは、商工費の補正予算についてお答えをいたします。

まず1点目の御質問につきましては、条例適用を受ける指定企業の現在の状況についてのお尋ねですが、現在までに東海運株式会社と名古屋圧延工業株式会社が操業を開始しております、この2社に条例に基づき奨励金を交付するために補正予算をお願いするものです。なお、2社のうち1社が固定資産税全額を既に納付済みでございます。契約内容につきましては、いずれも名古屋港管理組合からの所有権譲渡で、名古屋港を利用し輸出入をする、製品資材を扱う企業でございます。

続きまして2点目の御質問ですが、奨励金は2社の固定資産税額であります土地家屋償却資産相当額でございます。内訳についてのお尋ねでございますが、奨励金総額に対する割合を申し上げますので、よろしく申し上げます。土地が25%、家屋52%、償却資産23%になります。

続いて3点目の御質問ですが、奨励金交付企業の雇用機会の拡大状況についてのお尋ねをいただきましたが、2社で27名が就業をしてみえます。そのうち、事業所の開設に伴いまして採用をされた方は2名で、そのうち1名の方が弥富市民の方だと確認をいたしております。

続いて4点目の御質問でございますが、指定の条件につきましては付したことはございません。

続きまして5点目の御質問ですが、愛知県には、平成19年3月31日までの期限つきではあ

りますが、産業立地の促進を図るための不動産取得税の減額特例に関する条例がございます。以上です。

議長（大原 功君） 原沢久志議員。

31番（原沢久志君） 今説明を受けましたけれども、まず民生費、社会福祉費の方についてでございますが、事業の委託ということにつきまして、まだ精神の方につきましては検討中ということなのですが、こういった検討中ということについては今どのような現状にあるのか、その点についてもう少し詳しく説明をいただきたいと思います。また、9月議会で条例化をするということですが、これについては、本当に慎重に協議いたしまして、また今障害者自立支援法が施行されまして、実態がどうなっているのかということについて本当に現状をよくつかんでいただいて、こういった条例化に取り組んでいただきたいということをお願いいたします。

そして、障害者福祉計画につきましては、9月に策定予定ということですが、サービス量を見込んで、今の障害者計画をもとに策定するというお考えですが、この障害者福祉計画につきましても、専門家の方、また障害者の方たちの意見が本当に反映される内容にしていきたいと思います。そういう点で、障害者福祉計画の計画立案についてはどのような日程を考えているのか、計画策定についてのそういった関係者との会議の回数というものも示していただきたいと思います。

また、扶助費のところサービス利用計画の策定につきまして、この内容につきましても相談支援事業所の予定ということですが、どういうところに予定となっているのか、もう少し説明をお願いいたします。

商工費の方につきましては、今現在2社ということで今回の予算には計上されているということですが、話を聞きますと、既に2社以上、8社近くが契約ができているのではないかと、いうふうに、私何かそういう感じを持っておるんですが、実際にこの土地12万8,422平方メートルの内容につきまして、どこにどれだけ今契約ができているのか、もう少し親切な説明をいただきたいと思います。

そして、労働者の雇用内容につきましても2社で27名というようなことで、何かちょっと少ない人数だなあというような感じもするわけですが、この条例は、産業の振興及び雇用機会の拡大というものを図り、町政の発展に寄与するという目的を掲げております。そういう点で、こういった雇用につきましてもどういう見通しを持っておるのか、その点について再度説明をお願いいたします。

議長（大原 功君） 福祉課長。

福祉課長（横井貞夫君） お答え申し上げます。

相談支援事業のうち身体及び精神障害の方の相談支援事業をどのようにするのかという御

質問でございますが、このことにつきましては、私どもといたしましては、できれば海南病院さんの方をお願いをさせていただきたいと現在考えておりますが、相手様の御事情もございますので、引き続き精力的をお願いをさせていただき、今後とも、できれば海南病院さんの方でお願いさせていただけるよう努力をさせていただきたいと思っております。

次に、9月議会での個人負担の条例化につきましてでございますが、こちらの方も慎重に利用負担について検討させていただき、条例化をさせていただく考えでございます。

次に、弥富市の障害者福祉計画につきましての会議等の日程について示すようにということでございますが、こちらの方につきましては、現在、当事者の方の御意見を十分に聞かせていただき、必要量を見込んでまいりたいと考えておりました、現在のところ、会議の日程等については計画がございません。

それから最後に、サービス利用計画の作成についてどこに委託するのかということでございますが、こちらの方は、知的障害の方につきましては弥富寮さんの方に、身体障害・精神障害の方につきましては、できれば海南病院さんの方でお願いさせていただくとありがたいと思っております。以上でございます。

議長（大原 功君） 労政課長。

商工労政課長（若山孝司君） もう少し親切な回答をということで、指定地域の楠でございますが、原沢議員の方から12万 8,000平方メートルというふうにお話をいただいたわけですが、指定地域の楠につきましては、ヘクタールで申しわけございませんが、28.2ヘクタールの区域を名古屋港管理組合の言い方としては第7貯木場というような言い方で言っておりますが、私どもの条例規則上は楠になります。楠で28.2ヘクタールということで、原沢議員がおっしゃったように、名古屋港のホームページをちょっと閲覧しますと、現在のところ10社が契約しており、4社が内定というような状況になっております。ですが、この成約済みの10社のうちの5社が弥富市の方へ申請をしておるといった状況になっております。

それから、雇用機会の拡大についてこういった取り組みをするかという御質問をいただいたわけですが、現在もそうでありますが、機会を通じまして市民が雇用されるように働きかけをしたいと、こういうふう考えております。どうぞよろしく申し上げます。

議長（大原 功君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） 市長さんの方に一つお聞きしたいと思うんですが、先ほどの障害者福祉計画の策定についてでございますが、課長からの答弁では、現在当事者の声を十分に聞いておるところだと。そして、9月には障害者福祉計画を障害者計画に基づいて策定をするつもりなんだということで、会議の日程等の計画がどのようになっているということについてはお答えができない状態でありました。私は、本当に今大変な状況の中、現場の声を聞けば聞くほど大変な状況ですので、やはりこういった会議については、相手の方にも通知を出



して、数回の会議を開いていただいて、弥富市に本当に見合う障害者福祉計画にしていきたいというふうに思っておりますので、ぜひその辺につきまして、市長さんの考え方をお伺いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

議長（大原 功君） 川瀬輝夫市長。

市長（川瀬輝夫君） よく心得てさせていただきます。

議長（大原 功君） 以上で質疑を終わります。

議案第32号から第37号までは厚生常任委員会に、条例議案第69号から第72号までは総務常任委員会に、条例議案第73号・第74号は厚生常任委員会に、議案第38号は総務常任委員会・建設経済常任委員会及び厚生常任委員会に、議案第39号・40号は厚生常任委員会に、議案第41号は建設経済常任委員会に付託したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案16件は以上のとおり付託することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。

~~~~~

午前11時57分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富町議会議長 大原 功

同 議員 立松 新治

同 議員 山本 芳照





十四山総合福祉 センター所長	大 木 博 雄	総 務 課 長	佐 藤 勝 義
企画情報課長	村 瀬 美 樹	管 財 課 長	渡 辺 安 彦
防災安全課長	服 部 正 治	会 計 課 長	青 木 麗 子
市 民 課 長	加 藤 芳 二	保 険 年 金 課 長	佐 野 隆
環 境 課 長	久 野 一 美	健 康 推 進 課 長	鯖 戸 善 弘
福 祉 課 長	横 井 貞 夫	介 護 高 齢 課 長	佐 野 隆
児 童 課 長	山 田 英 夫	商 工 労 政 課 長	若 山 孝 司
土 木 課 長	橋 村 正 則	都 市 計 画 課 長	三 輪 眞 士
下 水 道 課 長	伊 藤 敏 之	教 育 課 長	前 野 幸 代
社会教育課長	高 橋 忠		

5 . 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	下 里 博 昭	書 記	柴 田 寿 文
--------	---------	-----	---------

書 記	飯 田 宏 基
-----	---------

6 . 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
-------	------------

日程第 2	一般質問
-------	------



~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（大原 功君） ただいまより平成18年第2回弥富市議会定例会継続議会を開議いたします。

これより会議に入ります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（大原 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、村井邦彦議員と新田達也議員を指名いたします。

~~~~~  
日程第2 一般質問

議長（大原 功君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許可いたします。

まず、浅井葉子議員からお願いします。

15番（浅井葉子君） 通告に従いまして、防災安全対策について5項目にわたり、市長と防災安全課長に質問いたします。

最初に、地域防災計画、徒歩帰宅支援マップ、防災マップの策定について、どのように計画されて、いつ策定されるか、また啓発方法について質問いたします。

自然災害から住民を守るには、河川改修などの対策を進めることはもちろんであります。いつ発生するかわからない災害から生命を守るには、危険を察知したなら直ちに安全な場所に避難できるようにすることが重要であります。一分一秒を争う災害には、自分のいる場所が危険なのかどうかといった事前の心づもりと的確な情報がなければ、迅速な非難はできないと思います。まず、市内の災害の危険が予測される箇所と、それに対応した避難場所が一目でわかる災害を予測した地図を作成して、住民の皆様に周知することが必要であると思います。

施政方針の中に、平成18年度は合併に伴い行政区が拡大されることから、早急に地域の実情に合った地域防災計画、徒歩帰宅支援マップ、防災マップを策定するとともに、防災行政無線の整備、防災資材、自主防災組織の育成など防災対策を講じますとあります。市長として、地域防災計画、徒歩帰宅支援マップ、防災マップはどのように計画され、いつ策定されますか。また、策定されました防災計画等は、市民の防災意識の啓発と被害を最小限に抑えるため、弥富市自体の防災力を向上させることが必要かと思いますが、どのようにして市民の皆様にお知らせをして、その計画を生かしていけますか、市長の考えをお尋ねいたします。

2番目に、災害用飲料水兼用貯水槽の十四山地区への設置について市長に伺います。

旧弥富町地区には、小学校区5学区全域に災害用飲料水兼用貯水槽が設置されております。災害時には、飲料水は生命を維持する上でも大変重要なものであります。特に、赤ちゃんや傷病者等にはなくてはならない大切なものだと思います。十四山地区に災害用飲料水兼用貯水槽の設置について、市長の考えをお尋ねいたします。

3番目に、自主防災組織の行政としての把握と支援について、課長にお尋ねをいたします。

地震、風水害、火災その他大災害が発生した場合は、消防機関を初めとする防災関係機関は全力を挙げて防災活動を行いますが、道路や橋の損壊、建物の倒壊、路上に放置された自動車等により交通機関が著しく阻害され、同時に各地で多数の災害が発生するので消防力が分散され、水道管の破裂や停電による断水、貯水槽の破壊により消火活動が十分に行えなくなり、防災関係機関の活動能力は著しく低下することが予想されます。このような災害時に被害の拡大を防止・軽減するには、身近なところにある地域住民による初期の防災活動が最も効果的です。そこで、地域住民が自分たちの町は自分たちで守ろうと、そういう連帯感を持って自主防災組織を結成して、日ごろから災害時における役割分担等を決めておき、防災資機材を整備し、防災訓練を積み重ねておくことが必要であります。

愛知県は2006年、東海地震など大規模地震に備えて、年々減少している消防団員の確保や地域防災コーディネーターの養成、事業所やNPOなどが連携する防災モデル事業などソフト面を強化すると発表しております。弥富市において防災安全課長が把握してみえる自主防災組織の実情と、今後の自主防災組織が有効に機能できるような育成強化策をとる必要があると思いますが、課長としてはいかがお考えでしょうか。また、行政と住民の役割という点で、今後の対応をどのように図っていくのか、お尋ねをいたします。

4項目めといたしまして、災害弱者の把握と安全確保についてお尋ねをいたします。

近年、高齢化・国際化の進展により、災害時には高齢者、傷病者、障害者、乳幼児、外国人など災害対応能力の低い人々の犠牲が目立っており、災害時において多くの災害弱者といわれる人々が犠牲となっております。災害から災害弱者を守るための安全確保対策の充実を図ることが一層大切になっております。また、災害発生時に迅速な対応がとれるように、日ごろの個人情報保護の観点からも、適切な管理のもとに整備する必要があると思いますが、防災安全課長として災害弱者の把握と安全確保はどのようにしてみえるか、お尋ねをいたします。

5項目め、最後ですけど、消火ホース格納箱の補助事業について伺います。

本年度の予算書、消防費2目の消防施設費、19節消防施設整備費補助金709万円の中で補助されると思いますが、弥富市では金額の85%の補助金が支給されておるとお聞きしております。そこで、お尋ねをいたします。地区で年間の個数の制限はありますか。また、現状の

格納箱の状況を把握された上で必要である個数を決定されておりますか。

以上、防災安全対策について5項目にわたり質問いたしました。1項目、2項目は市長より、残りの項目につきましては防災安全課長より答弁をお願いいたします。

議長（大原 功君） 川瀬輝夫市長。

市長（川瀬輝夫君） ただいまのことにお答えいたします。

まず第1点目、防災計画でございますが、これはもう前からもお話ししておることですが、当然、地震と、それから風水害でございます。災害はいつ起きてもおかしくないというような現在のところでございますが、よく災害を見据えた上で計画、そして指針を作成いたしておるところでございます。

それから、さらには総合的な、先ほどの御要望といいたしましょうか、マップの問題が出ておりましたが、防災体制の確立は18年度じゅうにはつくっていくと考えております。また、具体的に言いますと、徒歩帰宅マップも、それから防災マップも今年中には作成していきたいと考えております。そして、市民の方々に活用していただくようお願いする次第でございます。

また、2点目に貯水槽の問題が出ておりますが、これは1基大体40トン、旧弥富町では各学区に一つずつはつくっております。1基40トンの飲料水がございます。あの飲料水は、前にも申しましたように循環型と申しましょうか、絶えず水が変わっておるということでございまして、いつでも飲める態勢でございます。そういう水槽でございますが、この耐震性水槽、各学区ごとにつくっておりますが、まだ十四山地区にはございません。この辺に対しまして、また県の補助の問題もございまして、早急に、必要な設備でございますのでつくってまいりたいと考えております。

他のことにつきましては担当課長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（大原 功君） 防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） それでは、浅井議員の御質問にお答えをさせていただきます。

3点目の自主防災組織の把握と支援の関係ですが、現在、17地区で組織化されております。十四山地区では竹田地区で組織化されております。これで、全学区に最低1カ所は組織されているということになります。市の支援につきましては、上限額は設けておりますけれども、結成補助金として7万円プラス50円掛ける世帯数、10万円が限度額であります。活動補助金としまして訓練参加人数により補助していますが、4万円が限度額ということでございます。それから、防災資機材の整備に対する補助として、事業費の85%以内ということで50万円が限度額となっております、これらの支援をいたしております。

次に、4点目の災害弱者の把握と安全確保の関係ですが、合併前の両町村とも平成17年度



より災害時要援護者登録台帳を整備することにより、対象者の把握をすることに努めております。今後もひとり暮らしの高齢者を中心に、区長さんや民生委員さんの御協力により整備してまいります。安全確保につきましては、災害発生時に対応するため、自主防災組織や地区役員、消防団、民生委員、児童委員に台帳を提供して、地域と連携を密にしながら災害弱者の生命等の安全確保を図ってまいります。

最後に、5点目の消火ホースの格納箱の補助の関係でございますが、弥富市消防設備整備事業補助金交付要綱に基づきまして購入価格の85%以内の補助がありますので、御活用いただきたいと思っております。それから、ホースの格納箱の件ですが、5本入りということで、おおむね100メートル程度ということで計画をしております。以上でございます。

議長（大原 功君） 浅井議員。

15番（浅井葉子君） 再質問させていただきます。

市長より、十四山地区への飲料水兼用貯水槽の設置をとという返事をいただきましてありがとうございます。これまで旧十四山議会でも、このような設置をしてほしいという質問が出されましたが、財政面からいってもなかなか実現ができませんでした。十四山地区にとっては合併のメリットではないかと思っております。いつ来るかわからない災害に備えて、早い時期の設置をお願いいたします。

防災安全課長に再質問をいたします。

1点目に、予算書に地域防災計画策定委託料380万円とあります。防災計画策定メンバーの中に防災コーディネーター、防災リーダー等の資格を持った方は入っておみえでしょうか。

2点目といたしまして、策定された地域防災計画等を弥富市全戸に配布されると思いますが、せっかくつくった計画やマップが十分に活用されないかもしれません。各学区で講習会・説明会等を開いて住民の皆様に周知してもらうことが大切かと思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

3点目なんですけど、自主防災組織の育成補助金等のお答えをいただきましたが、やはり自主防災組織の育成・強化というのが必要かと考えます。住民と行政の役割分担という点で、お答えをお願いしたいと思います。

4点目で、先ほど質問の中に申し上げました消火ホース格納箱の現状把握をどのようにしてみえるか、そちらのお答えがありませんでしたので、よろしく願いをいたします。

以上、お願いをいたします。

議長（大原 功君） 防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） 浅井議員の再質問の件でございますが、防災会議委員のメンバーに防災リーダーとか防災コーディネーターが入っているかということでございますが、現在は入ってございません。弥富市防災会議条例の第3条第5項では、そういう委員に充て

るものにつきましては、愛知県の職員とか警察、教育委員会の教育長、消防機関の長、指定公共機関の職員に限定しております。ただし8号では、特に市長が必要と認め、有資格者で委員にふさわしい方がお見えになれば、市長の方から任命させていただきたいと思っております。

次に、防災マップの活用についての御質問でございますが、御要望があれば、学区の防災訓練とか自主防災組織の訓練時に説明させていただきますので、よろしく申し上げます。また、個人的にお聞きになりたい場合につきましては、防災安全課の方までお問い合わせいただければと思っております。

自主防の育成につきましては、組織を立ち上げるときとか、そういうときに防災安全課の者が出かかまして、説明等をさせていただいております。

ホースの格納箱の把握ですが、台帳で整備しておりますので、そちらの方で把握をしております。以上でございます。

議長（大原 功君） では、次に炭竈ふく代議員。

13番（炭竈ふく代君） 通告に従いまして2点質問いたします。

第1点目に、JR弥富駅周辺の整備についてでございますが、JR弥富駅前の整備につきましては、以前より幾度かの質問に際し、当局とされましても、周辺の意向調査を初め事業計画には再三検討を重ねていただいておりますが、駅中地区の整備が一時中断ということまで今日に至っております。しかし、道路の整備事業の第一の推進はもとより、現在の周辺状況から、JR弥富駅付近の交通渋滞の緩和対策や、踏切での車と歩行者、また自転車との危険性や混雑の解消などは今後さらに考えていくべき必要不可欠な問題であると考えます。特に、北側から来られる人たちが大回りをしなくても駅が利用できるように、南北を結ぶ自由通路を含め、JR弥富駅の橋上化をぜひとも考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。弥富市玄関口の顔として、近鉄弥富駅は南側・北側ともに近代的に改築をされ、一層明るく、利用しやすい駅に整備をしていただきました。川瀬市長も以前から言われておりますように、安心・安全のまちづくりのためにも、近鉄の駅同様、JR弥富駅も利便性を生かした画期的な整備をお願いしたいと思っております。

そこで、現在の海部南部農協弥富支店が近く移転をされるとのうわさを聞いておりますが、事実そのような計画があるのでしたら、そのタイミングに合わせて、南北の連絡通路となるべくJR弥富駅の橋上化を早急に検討・実施をしていただきたいと思います。物流の手段として、また時間短縮することで経済効果の向上や防犯にもつながると考えますが、今後、北側を初め駅周辺整備につきましては総合計画の中でどのようにお考えなのか、市長の御見解をお伺いいたします。

第2点目に、児童館の建設についてでございますが、近年、女性の社会への進出は目覚ましく、働く女性が年々増加しております。このような働く女性の子育てにかかわる課題が家

庭の中で大きな負担となっている現実があります。我が子が健康で豊かに育っていく環境はだれもが望むところですが、今の社会現象として、少子化などの影響で子供を取り巻く環境も大きく変化しています。このような中で、当市もこれまで児童福祉施設の充実に御尽力を尽くされて、先月、学区5番目の建設となった大藤児童館が完成をされました。これで、旧弥富町の全小学校区5カ所に児童館が設置されたことになり、利用される住民の皆様が大変喜ばれています。児童館は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とし、職員指導のもとに自由に利用することができると思いますが、社会、また地域全体が児童の健全な育成に責任を負うという認識がなければならないと考えます。

そこで、お伺いをいたします。現在、十四山地区では児童に関する保育・教育事業の中で、児童クラブが十四山公民館と西部小学校区内体育館の2カ所で実施をされておりますが、児童館はありません。旧十四山村の時代であったころより、十四山地区の住民の皆さんから、児童クラブも手狭であるため、できましたら併用できる児童館をつくっていただきたいとの要望をお聞きしておりました。弥富市となった今、地域格差のないよう十四山地区にもぜひ児童館を建設・設置をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。市長の前向きな御答弁をよろしくお願いいたします。以上です。

議長（大原 功君） 市長。

市長（川瀬輝夫君） いろいろの御質問がございましたが、非常に難しい問題があるようでございます。特に旧国鉄、今のJRの駅の北の方でございます。これの橋上駅をつくったらどうかというようなお話でございます。確かに私たちとしても、市の発展と同時にまちづくりの模様も変わってくるようでございます。これは旧では区画整理といいましょうか、その事業自体を考えつつ、いろいろ地元の人とお諮りいたしました。なかなか権利者の御意見が理解できなくて現在に至っておるところでございます。そうかといって、その周辺の県道につきましてはどんどんと進んでおるようでございますが、橋上駅をつくるということにつきましては、道路を拡幅するということを中心にして整備をしていきたいと考えておるところでございます。このことを愛知県の方にも、新市のまちづくりということで積極的に支援していきたいと考えておるところでございます。また、これは新市の基本計画に基づいてやっていくということでございますので、いましばらく計画するまでに皆様方に発表していきたいと考えています。また、皆様方への御相談によりまして進めていきたいと考えております。いずれにせよ、新市の総合計画の策定に反映させていくということが一番肝要かと、また一番ベターじゃないかということでございます。

それから、農協の話が出ましたが、旧弥富農協の話でございますが、整備の方針を少し伺っていますが、総合的にいろいろ判断して、また考えていきたいというような考え方もございます。

それから児童館のことですが、御存じのように、先ほど炭竈議員が言われましたように、旧弥富町の中では各学区すべて児童館をつくって、6月1日に大藤児童館がオープンいたしました。そのとおりですが、旧十四山村にはございませんので、これも時代の趨勢によって、また考えていかなくちゃならないと思うわけですが、いろいろ既設の公共施設も機関もございますので、それらを考慮しながら一遍考えていったらいいかと思っておるところでございます。いずれにしても前向きに考えて、児童クラブもございまして、その辺をよく精査してやっていきたいと考えておりますので、いましばらく待っていただきます。

議長（大原 功君） 炭竈議員。

13番（炭竈ふく代君） 第1点目の農協の移転ということで、少しそういう話も聞いているということでございましたが、もし農協の移転に伴い、もう早めに用地が確保できるのであれば、関係者との協議をしていただきまして、早急な対応をしていただきたいと強く要望いたします。

それから、2番目の十四山地区への児童館の建設ですけれども、時代の趨勢によってということで、将来的には考えていくということですが、児童館の建設までの期間は十四山支所の利用ができないものかということをお考えしているところなんです、十四山支所は、2階はよく会議等で使用されるということをお聞きしておりますが、今まで議会等で使用されていた3階の場所は利用できないものかということをお考えます。十四山支所も含めました公共施設等で可能なところがございましたら、できるだけ早くこうした事業が開始できるように対応していただきたいと思っておりますので、こちらもよろしく願いいたします。要望とさせていただきます。

議長（大原 功君） 次に、佐藤高次議員。

4番（佐藤高次君） 通告に従いまして3点の質問をさせていただきます。

まず1点目につきましては、書類の一元化ということで農政課長、また2点目にいたしますは、市街化区域の見直しとして市長、3点目に県道名古屋十四山線の拡張について開発部長に質問をさせていただきます。

まず第1の質問で、行政・JA・共済組合による作付調査の業務委託申込書の一元化についての質問でございます。

毎年、この田植えの時期になりますと、農家の皆さんのところへは行政より税務課からの作付調査、農業委員会より8月1日現在の小作地状況の調査、水田農業推進協議会より米の作付及び転作作物の作付調査、またJAからは水稻の作付に関する農作業の委託申し込み、米の出荷量の取りまとめ等書類が配られ、また農業共済組合から水稻作付共済細目書移動申込書という書類が配付されます。これらの書類の取りまとめについて、各関係機関から、地

元より選任されました生産組合長のもとへそれぞれ依頼がなされております。農業者の高齢化及び農家の後継ぎの農業離れの進展により、取りまとめをしていただく生産組合長のその後継ぎの方はサラリーマンが多く、初めて目にする書類が何であるか、目的としているものを理解していただく段階からの作業であります。この現状下で、地区の生産組合長の方々においては、なるべく同時に配付するなどして手間を軽減する努力をなされているものと思いますが、これだけ多くの量の書類を何十件と責任を持って取りまとめているのは大変御苦労なことであります。

そこで、これらの農業関係の調査書類等につきまして、よく似た内容であり、共通するものが多いという事実を踏まえ、個人情報保護法や各法令を十分に考慮しないといけない点があり、多くの課題があることは理解しておりますが、各関係機関の連携の下で作付物の書類の軽減や、その書類の一元化を図ることが可能かどうか、行政としてどのように考えてみえますか、御質問をいたします。

続きまして、市街化区域の見直しについての質問でございます。

合併時の新市の基本計画においては、現行の調整区域のままの土地利用構想がなされております。これは市制へと移行する際に、日常生活において急激な変化を招くことが住民の皆様が一番心配されていることであったため、なるべく現行のままとする配慮のあらわれであり、十分納得ができるものと考えております。しかしながら、農業が歴史の中心にあったと言っても過言ではない十四山地区において、農業者の高齢化や農業者の農業離れが加速していく中、優良農地の保全や担い手農家の育成・確保も難しく、農業者を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。そこで、十四山地区の市民の皆様からも、新市として新しく生まれ変わり、市街化区域への編入をと期待する声も聞かれるようになりました。

そこで、濃尾平野の膨大な大地の下で農業とともに歩んだ十四山地区の歴史を守りつつ、既に待ったなしの厳しい状況下に対して柔軟に対応できるよう、守るべきものは守り、変えなければいけないものは大胆に変えるためにも、新市において市街化区域の見直しをする意向があるか、お尋ねをいたします。また、見直しされるならば、いつごろどのような地区を想定されているか、お尋ねします。

それから三つ目の質問でございます。県道名古屋十四山線の拡張について質問をいたします。

現在、弥富市内を走る主な幹線道路として国道1号線、名四国道、西尾張中央道等があります。これらの道路は産業道路として重要な位置づけであります。そして、産業道路というよりも、市民の生活に重要な生活道路に目を移せば県道名古屋十四山線があり、この道路は名古屋市内の東海道の延長に当たり、弥富市十四山地区の竹田から大山まで、十四山地区のちょうど真ん中を東西に直線でつなぐ道路であります。通勤・買い物等に大変便利で、最

重要生活道路の一つではないでしょうか。この点を踏まえ、この道路のよりよい利便性を考えると、現在、大山地区でとまっている道路を平島地区まで延長・拡張するという一つの可能性があるのではないのでしょうか。もし、拡張・延長したと想定するならば、平島地区の住民の皆様の名古屋市へ向かう利便性、また十四山地区の住民の皆様には、弥富市役所、弥富市の医療の最重要拠点であります海南病院まで、混雑する1号線や細い通り道を通らなくて済むようになります。私は、県道名古屋十四山線の拡張について、一つの可能性として検討の余地があると思います。行政としてどのようにお考えか、お尋ねいたします。よろしくお願いをいたします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（川瀬輝夫君） ちょっと関係のある方だけお答えいたします。

市街化区域への編入調整ということで刻々と質問をされたようでございますが、当然、活気あふれるまちづくりを私たち願っておるところでございます。編入できる区域につきましては、区画整理、そして市街化調整が行われまして、今現在の既成の市街化との連携と申しましょか、連檐性と申しましょか、関係がありますので、それを見習ってやっていきたいと考えております。また、それらを考慮しながら、あるべき姿に持っていきたくて考えておるわけです。当然、長期的に、さらには総合的に考えていきたいと考えております。一つの名前をつけますとまちづくり委員会と申しましょか、そういうのをつくりまして新市の総合計画を策定していきたいと、また反映していきたいと考えております。

それから、市街化の見直しは約10年に1回ずつあるようでございまして、今回も10年たったらやりたいと。先回は平成13年に行いましたので、10年といいますと、今度は平成23年までにいろいろ計画を立てて、新しい今後のスケジュールとして弥富市の総合計画をつくりつつ、そして都市計画のマスタープランを立てまして、土地利用の構想を作成したいと。そして、その中で見直していくということでございます。先ほど言われましたように、個性と魅力のあるまちづくりのために、また国と県にも要望していきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

あとは担当の方でお答えいたします。

議長（大原 功君） 開発部長。

開発部長（服部輝男君） 主要地方道名古屋十四山線の御質問についてお答えをさせていただきます。

道路のネットワーク整備は、新市の広域交流機能の一層の強化を図るため、計画的な道路網整備が必要であります。この路線につきましては、関係市町、弥富・愛西市・蟹江町から成ります海部津島中部地域幹線道路建設促進期成同盟会を平成11年に設立いたしまして、会長であります川瀬市長を先頭に、毎年、県の方に建設促進のための要望活動を実施している

ところでございます。

現在の進捗状況を御報告申し上げますと、まず愛知県施工の都市計画道路日光大橋線竹田工区では、善太橋から西尾張中央道までの延長 580メートルを幅員20メートルで積極的に用地買収を進めていただいて、今現在70%ぐらい用地を確保しております。そして昨年度、一部工事に着手しておりますので、これは引き続き要望してまいりたいと思っております。

それから、旧十四山村の時代に施工していただきました平島との境の鍋平工区では、延長 81メートル、幅員16メートルで、3カ年の計画事業で県費補助で事業を実施していただきまして、昨年もう供用開始しております。下地は、できつつございます。そして、その続きになります旧弥富の平島中土地区画整理地区の延長 940メートルにつきましても、区画整理事業によって鋭意道路の整備に努めておるわけでございます。そして、最も西になります愛知県施工都市計画道路日光大橋西線の鯛浦工区、延長 880メートル、区間では幅員16から23メートルでございますが、これも用地買収を進めていただいておりまして、大分これも用地の方も確保しております。その中で、流域下水道事業の管渠工事を先行して今現在施工しているところでございます。また、今回合併に際しまして、川瀬市長と佐野前村長さんもこの県道の推進につきましては大変重要視されまして、善太橋からこの市役所前の市道平和通線まで約6キロございますが、このうち県道子宝新田西線より西に当たります市道区間、約 1.9キロメートルございますが、これを何とか県道に昇格していただくよう今一生懸命やっております。そういうことで昇格し、県道名古屋十四山線と都市計画道路日光大橋西線と一体的に整備したいと、このように考えております。この事業は、地域幹線交通軸として都市内の交通の円滑化を図るべく、愛知県と協議の上、新市の基本計画の愛知県の事業として登載をして、事業の推進を強く要望しているところでございます。愛知県では、県道網整備の中で県道として整備する区間に位置づけ、将来的に県道で整備する旨の意見もいただいておりますので、今後とも、この事業に対して引き続き積極的に進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（大原 功君） 農政課長。

開発部次長兼農政課長（早川 誠君） それでは、佐藤議員からの御質問がございました行政及び農業関係団体の調査、並びに業務委託等の一元化が図れないかという御質問でございますが、回答をさせていただきます。

佐藤議員も御承知のように、まず行政の方では、農業委員会が実施しております農地の状況調査につきましては、法によって、御質問にありましたように、8月1日現在での調査期間が定められております。それから、共済組合につきましても、法にもたれまして、共済組合の定款の中でその調査時期が定められておるということもございまして、一番重要になってまいりますのは、水田農業推進協議会が行います国からの米の生産数量の配分、または水稻

の作付、転作計画といったものにつきましては、非常に時期的なもの国からとの兼ね合い、そういう時期的なもの相違がございます。それと、集団転作で行っております小麦の農作業の実施時期との兼ね合いというような相違点もございますが、今後につきましては、個人情報保護法との関連もございますが、水田農業推進協議会、農協を中心にしまして、支部長さんや農業者の皆さんに理解が得られるような調整を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

議長（大原 功君） 高き議員。

4番（佐藤高き君） 書類の一元化についての回答でございますけれども、個人情報の保護という大きな問題がありまして、越えなければならないハードルがあるわけでございます。しかし、各関係機関が共通して把握しなきゃいけない利用増進の計画のある・なし、また農業者年金の受給者の名前、納税猶予等の情報については、確実に各団体に共通する情報であります。こういったものを、しっかりとしたルールを確立して、書類の一元化についてできるだけ近づけるように切に希望をいたします。

また、市街化につきましては、都市計画法が制定されて数十年が経過しました。その間に都市への人口集中は沈静化をし、全国でも少子・高齢化が進み、人口の減少に向かっておるという中で、田園環境の中でゆとりある居住を求む人がふえているとお聞きしております。社会情勢が大きく変わっていく中で、弥富市においても市街化区域の見直しは重要な課題であり、今後、市街化区域の見直しについて活発な議論がなされることを切に希望いたします。

また、県道名古屋十四山線の延長についてでございます。これについては、主要な生活道路の一つでございます。早急にさまざまな角度から検討し、整備に向けて全力を尽くしていただけるよう切にお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（大原 功君） 次に、佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） 通告に従い、2点質問します。

第1点目は、安全第一の実施を目指してについて質問します。

「安全・安心なまちづくり」というキャッチフレーズで数年前より各自治体が行政の重要な柱としており、御承知のとおり、我が弥富市も比較的早くから推進してまいりました。私も1999年より毎年一般質問の最重要課題として取り上げてまいりました。その結果、木曾川左岸堤の防災対策や小・中学校等の安全対策、さらには地域防災組織等各種対策が実施され、多くの効果を上げつつあります。これは川瀬市長初め各担当部署の皆さんの努力の結果だと感謝をいたしております。しかしながら、全国的には依然として犯罪関係は多発しています。そこで、今回は弥富市における今までの総括として、未実施項目や新しい問題点について、後悔しないために早期実施を図るべく御質問をいたします。



1. 最初は学校関係について。

(1) 通用門監視カメラ設置についてお伺いをいたします。参考として、本件については、ことしに入り、京都府と大分県の小学校で各1校導入され、その機能は監視カメラとオートロックドアをセットし、来訪者を監視カメラで確認した上で不審者の侵入を防止する方法であり、設置費用は大分県の場合約190万円とのことであります。また、企業では休日出勤者の通用門等に20数年以上も前に設置されております。弥富市の導入検討はされているか、お答えをお願いいたします。

(2) 市立小・中学校10校の周囲のフェンスは万全か点検し、その結果を、未施工数と、施工済みなるも破損している箇所数をお聞きしたいと思います。また、ふぐあい箇所があればいつまでに修理するのか、お伺いします。

(3) 通学パトロールの実施状況についてお伺いします。通学時の安全は送迎パトロールが最も効果的と言われ、全国的に徐々に導入されつつありますが、残念ながら弥富市ではほとんど実施されていません。教育長は今までに通学パトロールの要請をPTA、地域子ども会、またはきんちゃんパトロール隊等にされたことがありますか、お聞きします。参考までに、江南市では今年度よりシルバー人材センターに委託し、安全パトロール事業費として306万円が計上され、実施されております。

2. 青色回転灯の導入についてお伺いします。

本件については、市役所に1個、旧弥富町の各小学校校区に各1個、計6個を導入すると聞きましたが、青色回転灯の購入はされているのか。また、いつから導入されますか。導入のための事前講習会が昨年6月8日に開催され、20数名が受講し、いつでも青色回転灯をつけたパトロールが可能な体制なるも、市の許可待ちであります。弥富市よりおくれで取り組んでいた飛島村や蟹江町が先に実施しています。実施可能な地区より導入し、通学パトロールや防犯パトロールを一日も早く開始し、犯罪防止を図るべきだと思いますが、いつから導入できるか、明確に御答弁ください。

3. 市負担によるきんちゃんパトロール隊のボランティア保険加入を実施されたい。

本件については、担当課長は、ボランティア活動であるので原則的に本人負担との見解であるが、きんちゃんパトロール隊は市が募集し、市の管理下にあり、パトロール中に事故が発生したら、その責任は当然市が負担すべきであると思いますが、裁判になった場合も考え、明確に御答弁をお願いいたします。

第2点目として、船舶係留問題についてお伺いします。

この問題については、全国的なマリナー不足により不法係留が各地で発生しており、マリネジャーの急速な拡大により、今後もますます問題点が増加すると言われております。弥富市も三つの係留港を有しており、以前より一般質問でたびたび取り上げられておりますが、残

念ながら依然として未対策のままです。そこで、今回は下記3点について質問します。

1点目は、2006年2月の愛知県議会定例会にて、境港における船舶不法係留問題が取り上げられました。その内容は、同じ境港内でも木曾岬町側は船舶が整然と管理・係留されているのに対し、弥富市側は雑然とした不法係留や、陸上には船舶及び車両が所狭しと放置されており、防災面や環境問題を含め、管理状況と対策について議論をされました。その結果、県側は管理責任を認め、今後は地元の弥富市とも協議しながら早急に問題を解決しますと答弁されています。このような背景から、この問題に対する市側の考え方と、その後の県との協議状況についてお伺いをします。

2点目は、名古屋港周辺の4市1村で数年前より検討中の船舶不法係留対策についてお伺いをします。本件は、いつ協議会が設立され、今までの協議会開催数と主な協議事項及び具体的実施事項についてお聞きします。

3点目は、税収対策の一環として楠2丁目周辺に大型マリーナの誘致をしてはどうでしょうか。国の三位一体化対策の中でも言われているように、今後は地方自治体も計画的に税収対策を図るべきだと提言をしています。マリーナを新設し、販売面と管理面より税収増加が見込まれると思いますがいかがでしょうか、御答弁願います。答弁によっては再質問をいたします。以上です。

議長（大原 功君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） お答えします。

小・中学校の児童を取り巻く安全対策についての御質問と承りました。不審者に対しましては閉ざされた、地域の方々には開かれた学校というように努力しておるところでございます。子供たちが安全で安心して学校生活を送れるよう、通学路の安全点検、防犯教室の開催、不審者情報の共有化など、また安全対策の施設整備を段階的に実施しておるところでございます。

御質問の監視カメラと学校周辺のフェンスについてお答えします。平成14年度に弥生小学校、平成17年度に桜小学校の生け垣からフェンスに改修したところであります。一部の学校におきましては、生け垣とフェンスが混在しているところもございます。現在、学校の耐震補強を最優先としておりまして、懸案の弥富中学の移転改築工事を進めているところでございます。ほかの小・中学校につきましても計画的に耐震改修を進め、一定のめどをつけた耐震補強工事とあわせて段階的に整備に努めてまいります。また、監視カメラにつきましても、一部の学校で防犯カメラの設置、カメラつきインターホンを設置しております。フェンスの整備と門扉の整備もあわせていろいろ考えてまいりたいと思っております。

特に議員御指摘の下校時のパトロールということでございますが、これは蟹江警察からも1日1回の巡視を業務として行っていただいておりますし、特に下校時のパトロールにつき

ましては、昨年度、十四山地区の小学校におきましてスクールガードボランティアが立ち上げられました。下校時のボランティアによって児童が付き添っていただいております。また、弥富地区につきましても、本年度より立ち上げてまいっております。その実数等は後で申し上げますが、本年の5月11日でございますが、十四山東部小学校で県の海部事務所、また蟹江警察署と連携いたしまして、児童を見守る高度防犯訓練を実施いたしました。その折にも、海部事務所、蟹江警察からも高い評価をいただいております。

このスクールガードでございますが、これも下校時のパトロールについての要請を教育長がしたかというお尋ねでございますが、これはもう何回も昨年度からやっております、そして本年度、立ち上げる段階に至りました。そして、現在、弥富地区の小学校はことしからでございますが、52名の方が現在登録されております。それから、十四山地区につきましては28名の方が登録されております。そういったことで万全を期していきたいと考えております。そのほかの小学校におきましても、先ほど申しましたように、PTAを中心としたボランティアが順次立ち上がって、ことしから弥富地区の小学校でも活動していただくことになっております。

何と申しましても、地域・学校・警察・教育委員会が一体となりまして不審者対策に万全を期していきたいと考えております。そういったことで、積極的にボランティアとして御参加いただける方がありましたら、呼びかけていきたいと思っております。特に、下校時が最近ではいろいろと問題が多いようでございます。登校のときは、むしろ交通事故等のようなことがございまして、これもあわせてPTAの方も真剣に考えていただき、また地域の方々、いろいろな団体の方も考えていただいておりますので、御協力を賜りながら安全を心がけてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（大原 功君） 総務部長。

総務部長（横井昌明君） 青色回転灯の導入の御質問でございます。

これにつきまして、市として防犯対策用として青色回転灯をつけた四輪駆動の公用車が1台ございます。御質問の青色回転灯の購入の件でございますが、6個購入済みでございます。各学区への導入につきましては、弥富市防犯協会を核とし、各小学校区単位で支部組織化し、実施してまいります。現在は各学区区長さんにお話を申し上げ、回転灯の活用をお願いしておりますが、各学区におきましては導入に向けた動きがあり、本格的に諸手続——これは警察とか陸運局の手続が必要でございます——これが済み次第、各学区に貸与してまいります。

市負担によるきんちゃんパトロール隊のボランティア保険の加入につきましての御質問でございます。これにつきましては、今年度は個人での保険加入者もでございます。次年度より保険加入について考えていきたいと思っております。以上でございます。

議長（大原 功君） 開発部長。

開発部長（服部輝男君） 船舶係留問題3点についてお答えをさせていただきます。

最初の御質問の鍋田川河口部境港の環境整備につきましては、管理者である愛知県に対しまして市長より再三申し入れをしてきたところでございますが、先ほど言われましたように、本年2月に不法係留船対策に係る計画の策定に関して協議をするために、愛知県と蟹江警察署、弥富市から成る利用調整協議会を発足いたしまして、第2回目の協議会がこの5月に開催されました。まず、愛知県では現況を把握するために船舶等の実態調査を実施しておりまして、その結果、約420隻の船舶の存在が判明いたしました。現在は所有者を特定する作業を進めておりまして、また工事予告看板等を設置いたしまして、船舶や車両等の撤去を促すとともに、環境整備計画の内容、整備の進め方について検討しております。

次に、名古屋港におけます不法係留対策につきましては、港湾の区域内に約1,200隻のプレジャーボートが無許可で集積されている状況を踏まえまして、秩序ある係留保管を実現するため、平成13年7月に学識経験者、国、警察、河川管理者、関係市町村及び港湾管理者によりまして名古屋港プレジャーボート対策協議会が設置をされ、今までに11回開催しております。平成15年度には係留保管の適正化計画（案）の取りまとめがなされまして、16年度以降は自主管理組織、利用者等の理解を得るために調整会議等が開かれております。ところが、なかなか理解が得られない状況にありまして、条例制定して規制措置を講ずるまでには現在は至っておりません。

それから、3点目の楠2丁目周辺に大型マリーナの誘致ということで、実は14年9月の一般質問でも同議員から御質問いただいておりますが、今現在、今申しましたように名古屋港管理組合に確認をいたしておりますんですが、プレジャーボートの適正な係留保管の実現を図るための方策がまず最優先でございますので、これらを進めているということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（大原 功君） 佐藤良行議員。

19番（佐藤良行君） 御答弁いただきました中で、追加で2点御質問をいたします。

まず1点目は、教育長の方から通学パトロールについて、いろいろ要請はしておるんだけどもまだ一部だということで、私も最初の質問の中で申し上げておりますように、通学パトロールというのはもっとも安くて効果的だと言われて、全国で非常に急速に普及しておるわけです。今の御答弁の中でも私はちょっと迫力が足りないなあと思うのは、よそでこれだけいろいろな誘拐だとか殺人だとかいうことが起こっているのだったら、もっと熱意を持ってPTAなり子ども会なり、あるいはきんちゃんパトロールの人たちの年齢層を見ますと、60を超えた人が非常に多いんですね。その人たちと話をしていると、子供はそんなにかわいくないけど孫は非常にかわいいと。だから、そういう要請だったら協力するという人が非

常に多いわけですから、もっともっとそういう要請をすべきだと思いますが、教育長のお考えはどうかということをお聞きしたい。

それから、青色回転灯について総務部長にお尋ねをいたします。

先ほど私が申し上げましたように、去年の6月8日にもう導入するんだということで、実際に車に乗るためには講習が必要だということで、たしか2時間だったと思うんですが、講習会が開かれておるんですね。それで、申請すればもういつでも導入して、そうすると歩くより数倍の範囲が同じ時間内で回れると。蟹江警察だとか弥富の派出所の生活安全課に聞きますと、パトロールをやった地域からは必ず空き巣だとか事件等が減っておると、こういうことを言っておるわけです。そういう意味で、6個買ってあるということで、買ってあるだけでは実施じゃないんで、私もきょう質問の内容は実施を目指してということをおっしゃるように、早急に実施をしていただきたい。そういう意味で再度、早急に実施するためにどんな考えを持ってみえるか、お聞きをいたしたいと思います。以上です。

議長（大原 功君） 教育長。

教育長（池田俊弘君） 佐藤議員からの再度のお尋ねでございますが、先ほど申しましたのは、具体的に、例えばスクールガードの人数でございますが、登録していただいて、この日は大丈夫ですよという方の人数でございます。したがって、佐藤議員がおっしゃるように、たくさんの人に出ていただいたらいいということはわかっておりまして、そのことも、ある団体とか、そういった方にもたびたび申しております。そうしますと、具体的にはきちりと名前を出してもらったら困るけれども、時々あいているときなら昼ごろ行ってあげてもいいよという人が非常にたくさんいらっしゃいます。ですから、ちょっと誤解をなさらないようにしていただきたい。本当に弥富市の方というのは心温かい人が多くて、農作業しておりまして、どこどこのお孫さんが通っているからといって声をかけていただいて、そういう話もよく賜っております。買い物をする昼ごろ見回ってあげるよとか、学校から帰るといいう時間も、小学生ですと低学年から始まりまして、その時間がきちりしておりませんから、いろいろな団体の方で確実にこの日きちり行ってあげるよというようなことを言われると、お仕事をしておられたり、体の調子とか、いろいろなことがございましてなかなか難しいようなのに、実際は、今申し上げました8人どころか、200人も300人も超えるような人がいろいろな面で子供たちを見守っていただいておりますので、再度いろいろな方面からお願いしていく所存でございますので、御理解賜りたいと思います。

議長（大原 功君） 総務部長。

総務部長（横井昌明君） 青色回転灯でございますけれども、これにつきまして、区長さんとお話しして、きょうあすにでも申請が上がってくるということをお聞きしております。ただし、上がってきてから警察、陸運局の手続が2ヵ月から3ヵ月かかります。それ以降に導入させ

ていただくということでございます。以上でございます。

議長（大原 功君） ここで、25分まで休憩いたします。

~~~~~

午前11時13分 休憩

午前11時24分 再開

~~~~~

議長（大原 功君） 休憩を閉じ、会議に入ります。

佐藤博議員。

1番（佐藤 博君） 通告に従いまして質問をしたいと思います。

特に昨今非常に重要なのは、財政状況が厳しい中でありますので、貴重な税金が有効・適正に使用されるように、そしてまた市民の意向が十分反映されるような、そういう財政運営をしていくために、効率的・効果的行政運営を中心として質問をしてまいりたいと思います。

新しい弥富市が誕生いたしまして、いよいよその効果がきちっと示されなければならない時代を迎えたと思います。政府も経済運営の新たな枠組みを決定するために、去る5月22日に歳出歳入一体改革を検討する財政・経済一体改革会議を開いております。市町村合併問題も、本格的な地方分権を実現するために、地方自治体の基盤を充実させるために進められたものであります。新しい弥富市も、その能力が問われようとしていることは言うに及びません。新市誕生2ヵ月ではありますが、市民の声も参考にしながら、貴重な税金が有効・適正に使用され、また市民の意向が反映される行政運営をするために、この効率的・効果的行政運営への取り組みについて質問をしてまいりたいと思います。

昨年でしたと思いますが、以前にも私が提言した経緯がありますが、民間企業では費用対効果が経営の原点であります。この基本をなくして企業経営は存在しないのであります。行政は民間企業とは異なっていることは当然であります。日本の国も国・地方合わせて820兆円を超える莫大な債務を抱えた現状から、新しい時代には民間経営の費用対効果を行政運営の中でも具体的に取り入れなければならない時代を迎えたことは当然のことです。そのために、民営化とか行政評価制度が叫ばれるようになったのであります。今、費用対効果の認識こそ行政に携わる者の使命であり、またその能力・評価が問われるのであります。新市弥富市の市債も、合併をしたことによって約100億近い起債がなされるところであります。

そうしたところで、まず第1番目に、最初にこのような状況をどのように認識しておられるか、また費用対効果、行政評価をどのような形でチェックされているのか、この点について川瀬市長の所見を承りたいと思います。

続いて関連をいたしまして、特に昨今、市民の中で話題に取り上げられる問題に巡回バス

といこの里の利用状況と費用対効果があります。その他ありますけれど、具体的に費用対効果を検討するために、まず2点について取り上げてみたいと思います。

調査してみると、巡回バスの担当課は防災安全課であり、いこの里は介護高齢課であります。そこで、まず第1番に、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの17年度1年間の巡回バスといこの里の必要経費と利用者数について公表をしていただきたいと思います。また、できれば月別の件数については、資料として後日提出をいただきたいと思います。

2番目に、効果のバロメーターが不明確であり、目的が明確でないところに疑問を感じるものがよくあるのであります。これらのサービスの目的が明確でないと、効果の判断・評価ができません。また、目的が明確であれば対応もでき、有料化等も考えられるのではないかと思います。そこで、巡回バス、いこの里のサービスの目的はどのようなことになっているのか、示していただきたいと思います。

3番目、さらに市民感覚からして、税金のむだ遣いと言われるようなものはないだろうか。また、これらは検討を要するものだというようにお考えがあるもの、そして改善の必要を感じておられるようなものがあれば、このほかに示していただきたいと思います。その内容によっては、またこれから再質問もさせていただきたいと思っております。

4番目に、監査委員会事務局にお尋ねをいたします。この市制誕生によって監査委員事務局ができたわけであり、監査の目的は、当然、執行額の計数が正確かつ適正に執行処理されているかを監査することではありますが、今回新たに監査委員会事務局も独立したことであり、住民からの監査請求に対しても迅速・的確に答えていくためにも、費用対効果の面から適切な監査をし、理事者側、あるいは議会側にも監査意見が適正にできるようなことが私は望ましいと思うのであります。新しく監査委員会事務局が新設された立場からも、監査委員事務局長の、こうした私の提案に対しての所見を承りたいと思います。

そして、次に大きな項目の2番目といたしまして、本年4月1日付の職員の人事配置について、人事担当者、また川瀬市長に質問をしてみたいと思います。去る4月の新市の初めての臨時市議会で、三宮議員から指摘されました問題とも関連して質問をいたします。

人事担当の総務部長は、このとき、適材適所の人事異動というように答えたと記憶をしております。まず、適材適所とはどのような意味か、その認識から人事担当者の総務部長にお尋ねをいたします。適材とは、そのことに適した才能の人であり、適所とは、適材を適した地位・任務につけることと、この岩波書店の国語辞典には明記されております。私も長年、現在の幹部職員は見てきたこともありますので、おおよそ能力だとか才能だとか資格等は認識しているつもりであります。人事権は市長固有の専任権であり、個々の氏名については、個人の名誉・プライバシーにかかわってははいけませんので差し控えますが、職員のOBたちの声も聞きながら、現職職員の士気にも関連しますので、川瀬市長の政治姿勢、あるいは信

頼感にも連動することもありますので、市長の名誉に傷のつかないように、私は基本的な問題として質問をいたします。

職員には一般事務職員が大半であります。職責によっては技能・技術職員が重要であります。資格を有しなければならないものもあります。そのために、最初から有資格者を採用したり、また働きながらその資格を取得し、貴重な職責を果たしている人もいます。保育所は保育士、保健センターは保健師として最初から有資格者を採用しています。また、昭和50年代には県の指導もあり、土木建築等の資格者を奨励したり、社会教育では社会教育主事資格所有者の派遣を県に要請して、緑と文教のまちづくりとして社会教育や社会体育を進めた経過があります。そこで、まず最初に、現在それらの有資格者が適材適所に配置されているかどうか、人事担当部長にお尋ねをいたします。

続きまして2番目に、三宮議員から指摘があったごとく、常勤の部下のいない課長を充てている職場があり、いこいの里や十四山公民館等にこうした管理職の課長職が配置されていることに、私は職責と費用対効果の面から疑念を感じている一人であります。そのような配置について、その目的・理由を私にも市民にも理解ができるように説明していただきたいと思えます。そして、また一つの私の感じたことでありますが、特に十四山公民館は十四山東部小学校に併設しており、利用はほとんど東部小学校の利用が中心のように聞いておるわけです。そうしたことから、この合併を契機として、この際、利用から考えて東部小学校に移譲する方法を考えてはどうかと、こんなことも考えるわけです。

3番目、人事担当の総務部長はたしか昭和26年生まれ、部長職では非常に若い有能な部長だということに聞いております。問題は、先輩で早く管理職になった幹部職員が外部の団体や本庁以外に配置されているのが目立つこととあります。市長や助役の耳には届いていないかと思えますが、職員間の不信感や不協和音、意欲の希薄の原因となっていることがあるとも聞いております。職員間に勝ち組だとか負け組だとかというような声がささやかれるようなことになったり、面従腹背の原因になったりするようなことがあっては、弥富市のために残念だと思います。そういう点で、積極的に職務に取り組むより、言われたとおりに従っていればよいというような風潮がもし職員間にあったとすると、円滑な行政運営の支障となっていくようにも感じられるわけです。先般、私的には私は伝えましたけれども、人事担当の総務部長は、この点について何か感じるところがあるかどうか、あるいはまたこれに対してどのようなことを考えておられるのか、そういう点について3番目に質問をしたいと思います。

それから4番目ですが、今回、弥富市の保育園は2保育園が閉鎖をされたわけです。旧二葉保育所にはのびのび園が開園されました。これは、障害のある幼児13人のために現役所長1人、現職保育士2人、臨時の保育士2人で運営されていると聞いております。また、



子育て支援センターは囑託の所長と臨時の保育士7人で、毎日3人体制で運営されていると聞いております。川瀬市長は子育て支援を少子化対策の重要な施策と位置づけて答弁されることがあり、全く私も同感であります。先日の子育て講演会には約160組ぐらいの保護者が参加されたように聞いております。その中で私が耳にしたところによると、のびのび園には優秀な現役の所長さんを配置しておられるならば、子育て支援センターという重要な施設にも、なおさらのこと現役の優秀な所長さんをつけて、そして川瀬市長の方針が全うできるようにされることの方がよりいいんじゃないか。今であればそういうことができるはずであると、職員の体制も整っておると、こういうことでございました。なるほど保育所も2ヵ所閉鎖したことであり、また子育て支援を市長が重要施策と位置づけられる以上、私も、そのような現役の中の優秀な所長をここに配して、責任ある運営をさせるべきではないかと考えますが、川瀬市長のお考えはいかがでございましょうか。

大きい3番目として、住民の意向調査についてお尋ねをいたします。

住民のニーズや要望を施策として行政運営をする場合、ともすると為政者と住民とのずれを感じることがよくあるものであります。多数の住民が必要としているものと、特定の住民、または少数の住民が必要としているものと、切実感に差があって当然であります。これを一律にとらえることは、逆に住民不信につながることもよくあることです。特定の弱者は別として、何でも無料ではなく、受益者負担が行政運営の基本であると思うのであります。財政事情がますます厳しくなることは論をまちません。費用対効果の面からも、一律に無料サービスは時代感覚からしても問題があり、弥富市の中にも見直しの必要なものは多々あるように感ずるのであります。かといって、住民負担のふえることや住民サービスの低下することは、選挙に出る者はなかなか言い出せないのが現状であります。だからといって放置することは、また無責任と言わざるを得ません。この際、一部の住民に関連するものや重要な問題については、必要度と費用対効果の面から情報や資料を正しく公開して、住民の意向調査をするようにして、議会もその住民の意向を尊重して決定するように提言したいと思います。内容や方法はまた今後十分検討し合いたいと思いますが、行政評価・財政評価の面から川瀬市長の所見を承りたいと思います。今回は、この1点について私は質問をいたします。以上をもって終わります。

議長（大原 功君） 市長。

市長（川瀬輝夫君） ただいま佐藤議員からいろいろ指摘していただきまして、私も同感のところもございまして、また温度差のあるところもあるかと思うわけです。ことほどに、こういうことわざがございまして、「浅い川も深く渡れ」と。まさにそのとおりでございまして。浅い川といってなめて通りますと、非常に急流の速さで、身の危険にさらされるところでございまして。それと同じように、市政においてもそういう考えを持ちましてやっておるところ

でございますので、その点も御理解を願いたいと思います。よく言われますが、これもまたことわざでございますけれども、「徒然草」という本がございます。これはいろいろありましようが、その中に「木登り名人」というのがありまして、おとぎ話でございますけれども、高いところに上がっているときは非常に注意をするんですが、下へおりてきますとなめてかかると。そういうようなことで危険にさらされるということでございます。危ないところにいるときは自分で用心しているから何も注意しなくてもいいんですが、そういうことを切に考えながら、市政の中に組み込んでおるところでございます。したがって、いろいろな面でこれからちょっとお話しさせていただきますが、意見を述べさせていただきます。

特に巡回バスの指摘がございましたが、いこいの里の利用者も非常に最近は多くなりますので、今、世はまさに高齢化社会でありますので、非常に年配者が多いところでございます。いこいの里の利用者もだんだんふえてきておるということでございます。これは私たちが見ておってもわかるところでございます。移動の手段でございますが、手段は限られたところに高齢者の利便性を図るとともに、利用者福祉の向上と、そして高齢者の社会参加の機会をつくる効果が非常に大きいことでございます。ただ、福祉問題でございますので、ただ単にコストの上の費用対効果のみを評価はできない部分があるかと思うわけでございます。利用者が年々増加するという傾向でございますので、巡回福祉バスは続けていきたいと考えておるところでございます。

費用対効果ということにつきまして、民間でありましたならば、それはもう利益の追従ということでどんどんとやってくるのが本来のことでございます。福祉施設におきましては、そういうことがなじまない。例えばマンツーマンという指導の方もあるやに聞いておりますが、そのようなことで、福祉の場合は1対1、または2対1というようなことが施設によっては行われておるということでございますので、利用効果、またはコスト面ということを考えますと、けた外れでございます。福祉のことでございますから、そういうことにはなじまないということをお願いしたようなことでございます。

また、合併についていろいろありましたんですが、職員の配置転換でございます。合併ということにつきまして、旧十四山村から弥富の方へ配置転換がございます。その部分もありますし、そして各部局におきまして共通の部分もあるかと思えます。合併というのは新しい歴史のページをつくっていくということでございまして、そこに多少の幅があると思えます。だから、早速、歴史のページをつくるのでございますので、きれいにしていきたい。そしてまた、多少効果の上がらんところもあるかと思えますが、弥富市においては非常にスムーズにいておると私は自信を持って皆様方に御報告申し上げます。お隣の市にいろいろ聞いておりますと、いかに弥富市がよかったなあと、今、方策がいいなあとということでございまして、そしてまた十四山から来た職員の非常に協力的な、献身的な努力によりまして、

弥富市の市役所の中は非常に雰囲気がいい状況でございますので、その点もよく認識していただきたい、また御理解をしていただきたいと思っておりますのでございます。

また、行政需要の変化とか行政課題におきまして、これは当然見直していくというのが私たちの務めでございますので、私たちも一生懸命努力させていただきまして、多少の費用対効果は考えていかななくてはならないと思っております。先ほどから言いましたとおりでございます、また内容の変更とか縮小とか、それから廃止等は急にはできませんので、現在のところ、費用対効果の試算結果の公表とか住民の意向調査の実施につきましては考えておりません。

他の質問については担当部長の方からお答えいたしますので、よろしく願いいたします。  
議長（大原 功君） 総務部長。

総務部長（横井昌明君） まず、御質問の巡回福祉バスの利用者数の関係でございます。これにつきましては、5万 5,882人、昨年より 9.2%の利用者増がございます。また、経費につきましては委託料で 3,591万円でございます。

人事の御質問がございましたけれども、人事の御質問の御指摘の職場でございます十四山公民館等につきましては、臨時、または嘱託の職員も配置しており、管理職として配置しました職員は、それらの職員の指揮監督、または業務担当の運営管理を行うなどしております。

また、資格のお話がございますけれども、御指摘の特定の資格を有する職員、その他の資格が活かされる部署に配置することにつきましては、もとより大切なことだと考えております。しかし、法律により必置義務のある職を除き、特定の資格のある職員は長期にわたり特定の部署に固定するよりも、ほかの部署を経験させることにより、幅広い見識を有する職員を育てることの方が重要であると考えております。

また、私のことの質問がございましたけれども、私は上司より命ぜられた部長としての職務を全うしたいと思います。以上でございます。

議長（大原 功君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（北岡 勤君） それでは、いこいの里の方のお答えをさせていただきますが、平成17年度の経費につきましては、先月末に出納閉鎖になったばかりでございますので、確定した数値を申し上げることはできませんけれども、概算で 1,790万円ほどになる予定でございます。また、利用者数につきましては2万 492人でございます。費用対効果、あるいはサービスの目的等につきましては、先ほど市長からお答えをさせていただいたとおりでございます。以上です。

議長（大原 功君） 監査事務局長。

監査委員事務局長（村上勝美君） それでは、監査の関係についてお答えをさせていただきます。

監査の方法・実施につきましては、基本的に地方自治法に基づいて、市の運営が適正かつ合理的・効果的になされているかどうかを見ていただいております。そうした状況ですので、私ども事務局職員におきましても、所期の目的を達成するため、鋭意努力していきたいと思っております。以上です。

議長（大原 功君） 佐藤博議員。

1番（佐藤 博君） 最初に、川瀬市長の答弁に対して私は多少の意見をつけたいと思うわけでありまして。

例えば、浅い川を渡れば危険云々ということでありまして。もちろんそのとおりであります。だから私は、住民の意向も調査をするようにしながら、危険であるかどうか、必要であるかどうか、そういうことをやるように心がけた方が、住民と直結する行政運営になるのではなからうかと、こういうように私は考えて提案を申し上げたわけでありまして。ともすると、この役所の中から見ると住民側から見るとは大きな差異があるわけでありまして。一つのものを見るについても、効果があることだと思ってやっても、住民側からしてみると、それがあまり効果がないというものもよくあるわけなんです。ですから私は、両面から見るために、今のそういうようないろいろの実情を、あるいは資料、計数を情報公開して、住民の意向を確かめるようにすることは非常に大事だと思っております。そういう点では、私は川瀬市長と見解が大きく差があるわけでありまして。

2点目に人事の点であります。これは中ではスムーズにいておるといいうように、お互いに面従腹背の職員も多数あるわけでありまして、そういうように考えておることが、逆に言うと住民サービスの低下や、やる意欲を減退させている要因にもなっていることは私は多々あると思っております。そういう点で、物の見方・評価はそういうように両面からする習慣をつけられることが、円滑な、そして適正な行政運営になるというように思っておりますので、そうした点については、これもまた見解の相違であります。そのことがこれから住民の中の声としてどういうように反映してくるか、あるいはまた役場の職員たちがどういうように反映してくるか、これは十分気をつけてやっていただきたいと思うものであります。

特に総務部長の人事の問題は、総務部長が全部やったとは私は思いませんけれども、人事担当であれば、責任を持った調査等はしてやるべきであって、いつまでも、初めからしまいまで、特定資格があるからその職場というわけには、こういう役所の場合にはいかんと思うんです。しかし、最終的に幹部職員となって部下を指導したりなんかするときは、そういう資格を有効に発揮できるような、活用できるような配置をすることが非常に私は大事だと思っておりますので、そのことをつけ加えておきたいと思っております。

そして、最後に特に巡回バス、あるいはいこいの里の2点を指摘したわけでありまして、その他にも指摘をしたいものもたくさんあります。また、今回補正予算で組まれております

2,000万円の歌謡ショーについても、これは大きく私は指摘をしたいと思っておりますけれども、きょうはこの2点を中心に考えていきたいと思っております。

特に巡回バスの場合には3,591万円と、そして5万5,882人と、数字だけではこういうことであります。1回幾らぐらいかかるかということで計算すると、大した金額ではありません。642円ぐらいに、計算するようになります。いこいの里の場合でも、民生部長から提示されましたものを計算すると、大体1人1回876円ぐらいにつくわけなんです。問題は、川瀬市長が言われたように、高齢化社会ということから、利便性だとか社会参加に加わっていただくという面から、福祉には費用対効果だけではいかんと言っておる。私も費用対効果だけではないと言っておるのであります。問題は目的なんです。そうした目的がはっきりしておれば、例えば高齢者だとか、あるいは弱者だとか、そういう人であれば、そういう人に対しては例えば無料のパスを提供することもできるわけでありまして。しかし、一般の人がちょっと便利だから使おうかというのであれば、これは一遍有料化も考えてみることは必要ではないかと私は思います。

そこで、問題は利用者が限定されていること、そして利用者が1日平均ゼロという停留所もあるように聞いておるんです。そういうようなものをきちっと調査して、現実に合うように、そして効果的にするようにする努力が私は必要だと思っておるんです。ただ何でもやめよとか、何でも有料化にせよとかいうことを私は言っておるわけではありません。また、市民がこうした考え方については判断をしてくれるときも来ると私は思っております。

そこで、そういうような状況の中で、例えばバスの場合、一つの例をとりますと、絶対必要とする人はどのくらいおられるのだろうか。また、そうしたバスがあれば、時には利用するぐらいの考えの人はどのくらいあるのだろうか。また、全く必要と考えていないという人はどのくらいおられるのだろうか。あるいはまた、一部受益者負担になった場合には、私は使用しませんというような人もあるかもしれません。そういうようないろいろのケースを参考にしながら調査をして説明ができるように、きちっと情報を開示していくためにも、そうした住民の意向等も十分踏まえることが大事だと。お互いに貴重な税金でありますので、そういうような使い方を要望したいと思うわけでありまして。

時間もありませんので、かいつまんで申し上げます。

特にそうしたことから、公民館等の利用料も減免額が縮小されて倍増した以上、市民みんなの貴重な税金を使う以上は、ただ人気取り的なものにならないように、費用対効果とか行政評価とか、あるいはまた住民の意向調査をすとか、こういう面で適正な行政運営がされるように私は要望したいと思います。再答弁は、私はまたそれぞれの機会申し上げますので必要ございませんが、私の所見と要望を申し上げますと質問を終わります。

議長（大原 功君）　じゃあ、12時になりましたので、1時半まで休憩をいたします。休憩。

午後 0 時 03 分 休憩

午後 1 時 28 分 再開

議長（大原 功君） 休憩を閉じて会議を続けます。

小坂井実議員。

3 番（小坂井 実君） 小坂井です。通告に従いまして質問をいたします。

頭に新市基本計画（案）についてとあえてお書きいただきましたが、合併協議の中で新市基本計画（案）というものをいただいております。私、これの取り扱いについてちょっと自分では勘違いをしておりましたので、ここでそれにつきましてちょっと質問をさせていただきます。

基本計画（案）を合併調印式の日にいただきましたところ、新市基本計画となっております。私は合併前にはその中でも少し疑問に持つところがありましたので、これは案だから、合併をして、それから協議をして、変更なり、あるいは話し合いができるものと思っておりましたところが、もう基本計画となっておりますので、その中で少し質問をさせていただきます。

第 8 回弥富町・十四山村合併協議会において一部訂正がされました新市基本計画の案をいただいております。その第 1 章「序論」というところに計画策定の方針（3）計画の期間として、この計画は合併後の中・長期の展望を見通しながら、合併後 10 年度間についての新市の方向性を示すものとありました。（2）として地域特性の活用と発揮。自立した魅力あるまちづくりを進めるためには、2 町村の個性豊かな地域の資源を有効に活用することが必要ですと。その後ある程度書いてございますが、簡単に申しますと、第 1 章「序論」の意味というのを調べましたところ、「本論の糸口となる議論、また本論に入る前の前置きとして本論の内容を手短に述べた部分」とありました。この文章の中には、地域の特性として、交通の利便性、名古屋港に隣接した港湾の発展性、鉄道、JR・近鉄弥富駅の都市拠点としての将来性が網羅されておりましたが、残念ながら、鉄道駅としてはほかにも名鉄五ノ三、弥富口、近鉄佐古木駅等が文章の中に入れていただけなかった。もし善太川に橋をかけるならば、富吉駅とて、近鉄弥富駅から海南病院の距離に等しい旧十四山地域があることも何ら組み入れていただけなかった。そして、第 3 章（2）土地利用の方向、機能別拠点の配置方針。アとして、都市拠点、近鉄弥富駅、JR・名鉄弥富駅周辺地区は、町の顔となる地区として都市基盤整備と土地利用の高度化を図るとともに、商業サービス機能などが充実する都市拠点として整備しますとありました。その点につきまして、私は佐古木の住民ではありませんが、佐古木の近くに住んでおりますので、今後の旧十四山地区発展のためには、どう

しても近鉄佐古木駅周辺の整備からスタートをしていただき、周辺住民の意識を高め、隣接する旧十四山地区の発展を図っていただきたい。この計画に沿っていきますと、前ヶ須、平島、鎌倉、もしくは前新田、車新田、鎌倉、その後旧十四山地区に開発が及ぶ、そんな図式しか見えてこないような気がしてなりません。高速道路、幹線道路、港湾に隣接する地域は、工業団地、物流ターミナル等々、立地条件に沿った開発が進むと思われませんが、弥富駅、JR・名鉄・近鉄駅のことは書いてございまして、話が及んでなかったことがちょっと残念でなりません。

近鉄総合駅ビル構想というものを弥富でそれこそ20年近く前に聞いたことがあります、そのようなことは現在は考えてみえないかもしれませんが、その件も含め、私は中心市街地及び近鉄佐古木駅を中心とし、十四山を含む地域に定住を促進する基盤整備を進めていただきたい。また、道路では、この基本計画の中に一宮西港道路の整備構想がありと書いてございましたが、それが実現可能なものならば、速やかに路線の位置をつかみ、新市土地利用構想の中に組み入れ、さらなる道路網の充実を目指していただきたい。

質問といたしまして、この新市基本計画は私は案と思っておりましたが、案は削除されておりますので、このまま進むものなのか。

2番として、土地利用について私は21年とっておりましたが、先ほどのどなたかの質問で市長は23年の見直しだと言っておられました。これは10年を単位に言われたことだと思っておりますが、10年単位ではなくて、ある程度、2年なり3年なり、状況の変化によっては見直すことができると私は思っております。状況の変化と云ったら、この合併ほど大きな状況の変化はございませんので、これは見直してもいいのではないかと私は思います。したがって、住民の意識を酌み取るためにも、前もって指針となる計画を示していただきたい。

3番目に、弥富市になり、弥富市総合計画の策定・立案の見通しはどのようになっていますか。

3番目は市長にお伺いしたい。あとは開発部長でも市長でもどちらでも結構です。  
議長（大原 功君） 何を聞いたかったの。どこの辺を聞いたかったか、基準を言ってやらんと、基本計画だけずっと今しゃべっただけだから、きちっと言ってやってください、市側もわからんで。

3番（小坂井 実君） はい、わかりました。

基本計画の中に入ってなかったことを、ここでもって質問をします。

1番に、新市基本計画は案と思っておりましたが、案ではなく、これはつくってそのまま進むと、10年間はこれでいくということですかということが一つ。

それから、土地利用について、私は21年の見直しとっておりましたが、先ほどの市長さんの御返答では23年を思っておられると。しかし、住民の意識を酌み取るためにも、前もっ

て指針となる計画が示されますかということが2点目。

それから3番目に、弥富市になり、弥富市総合計画をいつつくられますかと。計画はございますかということをお伺いいたします。

返答は自席にてお伺いいたします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（川瀬輝夫君） お答えいたします。

新市の基本計画は、愛知県と協議が調いまして、合併協議会で承認されたものとされておるわけですが、いろいろな計画が、計画を計画だと言っては御無礼に当たりますけれども、やっぱり計画でございまして、今後、先ほども少しずつ発表しましたが、皆さん方の御意見をいただきながら、そして見直していくということを確かに申し上げたとおりでございまして、しかし時間がありますので、21年までには何とかしたいというのが私たちの本音でございます。総合計画は、やはり総合計画として進んでいきます。先ほど申しましたように、合併は新しい歴史の一ページであるということでございますので、どんどん進めていきたいと思っております。

それから、その中で佐古木の駅を中心として発展してくださいというようなことがありましたが、それもまた一つの選択肢と申しましょうか、中に包含されてくるわけでございまして、平成21年に策定する第1次の弥富市の総合計画の中で、特に将来像、それから調和のとれた土地利用構想、そしてまた道路のネットワーク整備を策定していく段取りになっておるところでございます。いろいろ考えていきますので、見直しもします。先ほど言いましたとおりでございます。

それから一宮西港線の問題も出ていましたが、これらも東海北陸自動車道の南伸でございますので、いろいろ考えていきたいと考えております。これから先、皆様方とともに新計画をつくりながら、十分に内容を生かしながら、市民の幸せのために、将来の発展のために努力していきますので、御一緒に御協力くださることをお願いいたします。

議長（大原 功君） 小坂井議員。

3番（小坂井 実君） 合併後に最初に開催されます弥富市のこの6月定例会市議会、市民はこの議会を高い関心を持って注目をしておることと私は思います。今後、弥富市の進むべき道、基礎となる指針を明確に市民に示すときであり、場所であると考えておりますので、ただいま市長が申されましたように、これからの中に組み入れるという心強いお言葉をいただきましたので、これにて私の質問を終わります。

議長（大原 功君） 次に、安井光子議員。

18番（安井光子君） 安井でございます。

私は、質問通告書に基づいて二つの問題について質問をいたします。



一つは子育て支援の問題でございます。

先ごろ新聞紙上でも合計特殊出生率は1.25人となって、過去最低を更新し続けております。子育て支援の充実について、市長は平成18年度の施政方針の中で、今後とも家庭生活や子育てに夢や希望を持つことができるまちの実現に向けて引き続き努力し、子育てしやすい施策の展開を図ってまいりたいと述べておられます。子育てをしているすべての家庭や親、これから親になる人たちが、このまちに住んでよかったと言える施設の実現を願って、次の2点について質問を行います。

1点は児童館の建設についてでございますが、午前中、炭竈議員の質問とも重なる点があるかと思いますが、十四山の実情を訴えて、早急に児童館の建設を重要課題として実現していただきたいと思っております。それは一つ、現在の東部・西部小学校区にあります学童保育は、西部の方は小学校の体育館の器具室を改造した部屋でございます。東部の方は公民館の和室を借りた、両方とも間借りのようなところで学童保育が行われております。児童課長も、この実情をごらんいただいていると思っております。それで私は、各小学校の敷地に近いところ、また本当に小学校の隣接地に児童館を早急に建設して、学童保育を併設していただきたいと思うのです。二つ目の理由は、昨今の子供をめぐる痛ましい事件、いつどこで巻き込まれるとも限りません。子供たちがいつでもだれでも行きたいところに行きたいときに行ける、子供の安心して過ごせる居場所、子供が心身ともに健やかに成長できるように、子供のお城とも言われている児童館をぜひ実現していただきたいと思っております。午前中の市長の答弁では、前向きに考えていきたいということでございましたが、もう少し、もう一步立ち入って、この十四山の学童保育の件もあり、この実情を勘案いただきまして、建設についての計画をぜひ立てていただきたいと思っております。これについては市長の答弁を求めます。

二つ目、学童保育についてでございます。

その1、十四山地区に学童保育の専用施設ができるまでの経過措置として、保育料の軽減、合併前の保育料に戻していただきたいと思っております。なぜならば、施設の整備や改修が行われず、非常に手狭な間借りのところで、少しも施設が改善されずにいるからでございます。この点、いかがでしょうか。

二つ目は、生計困難な家庭には学童保育料の減免制度を検討していただきたいと考えます。昨年、内閣府が行いました若い世代への意識調査によりますと、保育・教育・医療費への補助など経済的支援を上げる人が7割と最も多いと新聞でも報道されております。これについては、パート労働者がふえている若年層で、子育てに必要な所得が得られていない夫婦や一人親がふえていることが背景にあるのではないかと、このように伝えられております。今回、保育料が合併・新市誕生によって十四山地区の場合、月2,000円から5,000円になりました。学童保育をやめた親の方にその理由を聞いてみましたら、経済的理由という回答が返ってま

いりました。学童保育が必要な子供たちが経済的理由でやめざるを得ない。これでは本当の意味での子育て支援にはならないと思います。保育料のように、生計困難な人への減免制度をぜひつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

三つ目は、学童の夏休み・冬休み等の開始時間は7時45分からとしていただきたいということです。十四山地区では、今まで父母の強い願いで7時45分から開始していました。働く親の職場が遠い人は8時30分では間に合わないからと、みんなで要求して実現してまいりました。十四山地区の早朝の予算は組まれていると思いますが、これを全市に広げていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

四つ目は、小学校6年生までの学童保育を実現していただきたいということです。最近、愛知県の自治体でも4年生以上を学童保育の対象にしている自治体がふえています。大府市では昨年から6年生までを対象に広げています。親の強い要望もありますが、この点の実現について、いかがでしょうか。

二つ目の問題に移ります。十四山支所の有効的な活用を。

弥富市図書館の分室を置いてほしいという住民の要望があり、ぜひ実現していただきたいということです。現在、支所の2階・3階はほとんど使われておりません。住民の声をよく聞いて、有効的な活用を検討いただきたいと思います。

それで、その一つ目、図書館の分室の問題についてでございます。

現在、公民館の廊下には市の図書館から借りた本が675冊書棚に並んでいます。平成17年12月までは県の移動図書から借りていました。公民館の図書利用の状況を調べてみますと、平成13年には延べ人数180の方が577冊の本を借りておみえになりました。平成16年になりますと、延べ人数94の方が217冊の本を借りておみえになります。減っているわけですが、この原因は、近隣町村の図書館が他の市町村にも開放されて、借りることができるようになった。これが一つの原因かと思いますが、十四山地区の図書室というところでは、今までそこに図書が置かれているということは、広く住民の方に知らされてなかったと思います。ここを利用されているある高齢者の方にお話を聞いてみたんですが、自転車で公民館に来て本を借りるのが唯一の楽しみですと言っておられます。こういった足のない方、子供さんを持った方、子供さんとか、こういう方々の夢と希望をもう少し膨らませていただけないかと思います。現在の十四山の支所の2・3階は大小11ぐらいの立派な部屋がございます。1室を図書館の分室にすれば、そこで本は読めるし、子供の本や新聞・雑誌を置いていただければ、利用者は必ずふえると思います。それで、住民の皆さんへの宣伝も特に必要かと思いません。そして、支所やスポーツセンター、保健センターへ見えた人が気軽に立ち寄れる図書館の分室、支所の周辺を文化・スポーツ・健康の拠点と位置づけてのまちづくりはどうでしょうか。これを提案したいと思いますが、見解を求めます。

二つ目は、支所の有効な活用をということで質問いたします。

この旧十四山の庁舎は、昭和63年に皆さん御存じのようにつくられました。そのときの借金は3億2,500万円です。その後、返済がずうっと続き、平成18年度の返済額は元利ともで2,256万円です。17年末の返済残高は、お聞きしたところによりますと、1億1,750万円だそうでございます。住民の大切な税金を使ってつくった施設ですので、まだ施設も新しいし、駐車場も広々としております。大いに市民のために活用されるべきだと考えます。住民の声をよく聞いて、有効的な活用方法をぜひ検討いただきたいと思います。いかがでしょうか。質問を終わります。

議長（大原 功君） 市長。

市長（川瀬輝夫君） 詳しいことは民生部長の方で答えますので、概略だけ私の方で説明させていただきます。

総合的に十四山地区も弥富地区と同様な考えをしていきますので、おいおいその施設も設備も旧弥富町並みにしていきたいと考えておりますので、どうぞひとつ御期待をしていただければ結構かと思えます。

これも先ほど炭竈議員にお答えいたしました。学童保育もその施設の中で行っていただくようにしますけれども、余裕があればやっていくというようなことで、一時的なことはそのようにさせていただきたいと思えます。先ほど言いましたように、根本的には旧弥富町と旧十四山村と同じような方向でやっていきたいと思えますので、御理解を願いたいと思えます。

議長（大原 功君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（北岡 勤君） それでは、学童保育の件につきましてお答えをさせていただきます。

現在、市内の7小学校区すべてで実施をしております。利用料につきましては、受益者負担というような考え方のもとに、減免の措置は現在のところ考えておりませんが、施設の面におきましては、現在の施設の中でお互いに融通しながら、改善できるところについては努力していきたいというようなことを思っております。今後も児童クラブの適切な運営に努めていきたいと考えております。

それから、十四山地区での学童保育につきまして、学校の長期休業中、夏休み等でございますが、従来から実施しておったということもございまして、今年度は7時45分から実施する予定をいたしております。

それから、小学校6年生までの学童保育の実施につきましては、施設の収容能力のこともございます。また、4年生以上であれば、家庭での留守番も一人でできるというように考えられますので、今までどおりの方法で実施をしてみたいと思っております。以上です。

議長（大原 功君） 総務部長。

総務部長（横井昌明君） 十四山支所の有効活用ということで御質問いただきましたので、答弁させていただきます。

まず、十四山支所は合併当初、ことしの4月から1回のみ事務室ということで使用しておりました。しかし、ことしの5月から、2階の会議室も会議に限り使うということでやらせていただいております。今のところは、セキュリティーの関係もございまして、昼間の勤務時間中、行政主催の会議に限りまして使用となっております。今後も有効的な活用を考えていきたいと思っております。

なお、図書館の分室につきましては、現在、十四山公民館で約700冊ほど本を置き、運用させていただいております。このことについても、今後いろいろ考えさせていただきたいと思っております。

議長（大原 功君） 安井議員。

18番（安井光子君） 学童保育の問題でございまして、児童館の建設とあわせて学童保育もつくっていただきたいことを、特に十四山地区につきましては部屋が狭く、例えばおやつを子供にあげるにしても、部屋が一つでございまして、荷物を置いたりとか、おやつの置き場にも本当に困っているという実情がございまして。だから、この点については、申し上げましたように、いつまでに解決していくのか、そういう実施計画をぜひつくっていただきたいと思っております。この点について市長から、弥富町と同じように十四山も一つの地区として同じように考えていきたい、期待してくださいというお言葉をいただいたわけですが、ただうれしい言葉だけではなくて、ぜひ実施計画案というか、それをつくって議会と住民にお示しいただきたいと思っておりますが、これについていかがでしょうか。

それから、学童保育の十四山地区については、今年度は7時45分から実施すると言われましたが、できたらこれを、この間、弥富市の学童保育も見学させていただいたんですが、弥富市は8時半から実施となっております。その間、子供さんはどうしてみえるんですかとお尋ねしましたら、外で、雨の日は軒下であくまで座って待っているという実態がございまして。だから、これは親の勤務時間からいきますと7時半ぐらいから、できたら保育園と同じように実施していただくのがいいのではないかと私は考えますが、これを十四山地区並みに全市に広げていただくことが必要ではないかと思っております。この点についてお答えください。

それから、図書館の分室についてでございますが、行政側の皆さんも十四山公民館の実態をごらんいただいているかと思っておりますが、公民館の入った廊下に書棚が置いてありまして、そこに本を並べているだけなんです。どの本がいいかなあと選ぼうと思っても、立ってそこで見ただけの図書なんでございまして。だから、せっかく2階・3階と支所があいているわけですので、ただ行政の会議にかけるというだけじゃなくて、せっかくたくさんのお金を使っ

て旧十四山の庁舎がつくられているものですから、その部屋を大きな部屋一部屋でもいいですから開放していただき、私が先ほど申し上げましたように、本をふやしていただくとか、子供さんの本も入れていただく。新聞・雑誌も入れていただいて、そこで本が読めるスペースをぜひつくっていただきたい。このことを要望したいと思います。これについての回答をよろしく願いいたします。

議長（大原 功君） 川瀬輝夫市長。

市長（川瀬輝夫君） 財政計画というのがございまして、それに沿ってやっていきたいということでございます。先ほど言いましたように、弥富地区も十四山地区も平等に同じような考えでやっていくと申し上げましたので、早くそういうふうになるように全力投球いたしますので、いましばらく待っていただきたいと思います。もろもろの、ちょうど合併してからまだ2ヵ月でございますので、まだすり合わせの段階もありましようから、今から早急に各部署で相談して決定していきたいと考えておりますので、よろしく願いします。

議長（大原 功君） 安井議員。

18番（安井光子君） 先ほど申し上げました支所の有効利用についてでございますが、図書館の分室の問題については具体的にどうするのか、私は検討をいただきたいと思います。それについてお答えをお願いします。

議長（大原 功君） 助役。

助役（加藤恒夫君） お答えをさせていただきたいと思います。

図書館整備の問題が今中心になって議論されているわけでございますが、確かに十四山地区として図書館がないものですから、合併と同時に、先ほどお話しありましたように、公民館にこちらの図書館の本を置かせていただいて、少しでも十四山村の地区の皆さん方にも身近に本に親しんでいただくということでさせていただきました。これは第一歩の問題でございます。これが最終のものでは決してございません。しかし、先ほど市長が申し上げましたように、あれもこれもというのは非常に理想でございますけれども、ある程度財政的な問題もございまして、基本的には市長も弥富と何ら変わりのないように、少しでも早く近づけたいということを申し上げております。そういうことで、図書館につきましては、私ども今相当いろいろ検討しておるわけでございますが、合併しまして、十四山地域の一つの支所の例でございますが、非常に立派な建物が、今部長が申し上げましたように、会議や何かに使わせていただいていることを申し上げましたが、まだまだ眠っておる状況でございます。したがって、私は、新しく新築するよりも、今ある施設を有効に活用して、地域の皆さん方に御利用いただくというのが筋だと思っておりますし、そういった方向に向けて、市長の方針でございますこちらの弥富の方と同じ形で少しでも早くなるよう努力させていただくということで、今、何年計画でやるかと言われると、なかなかこの場では答えられません。それ

はお許しいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（大原 功君） 次に、三宮十五郎議員。

3 2 番（三宮十五郎君） 通告に基づきまして、私は3点にわたって基本的な問題を多く含みますので、市長にお尋ねをいたします。

まず最初に、巡回福祉バスの運行の改善について、この問題では大きく二つに分けてお尋ねしたいと思いますが、一つは、3月の議会の際に私の質問に対して総務部長は、巡回バスは弥富と同じ基準で配車するという答弁をされました。ところが、実際には4月になって時刻表が配布されると、南北コース、鍋田から福祉センターに入ってくるコースにつきましては大変充実をしておりますが、弥生学区や白鳥学区を含むコースにつきましては、従来の7回から4回に縮小して、それを十四山につないだと、こういう経過でございますので、弥富並みという状況でもありませんし、その時刻表が示されたときに、これは大変な不合理と不公平を生むことになりますので、早急に改善をしてほしいという質問をいたしました。問題があれば早期に改善したいという市長の御答弁がございましたが、今5月分と6月分の実績が整理をされてまいりましたので、それを見ますと、もうまさに早急に改善しなければならない事態に立ち至っているということをまずお示しして、お尋ねしたいと思います。

実は、南北コース、鍋田から福祉センターに入るコースを基本にいたしまして、B、C、それと特殊なDコース、Eコースがございますが、この大藤・栄南、二つの小学校区の総人口は6,764人です。十四山地区は二つの小学校区がございますが、総人口は5,826人です。1,000名弱違うだけで、あまり大差のないところでございますが、実際にこの2ヵ月間の巡回バスの利用状況がどうなっているかをお比べいただきたいと思いますが、まず4月、大藤・栄南小学校区は20日間の運行で1,999人です。この二つの小学校区で乗った人の数だけを集計しておりますので、1日平均99.95人で事実上100人ですね。それから、5月が19日で1,874人、1日当たり98.63人です。これに対しまして、十四山地区は4月が116名、5月が124名です。人口当たりの利用率で比べますと、4月が、十四山地区に対して鍋田の二つの小学校区は14.8倍、5月は13倍という驚くような違いが出てきております。

これは本当に住民の要望にこたえた運行になっているかどうか、ここに一番大きな違いがあるというふうに私は見ております。と申し上げますのは、南北コースにつきましては2便ありますが、途中で一緒になるとか、そういうことがございます関係、あるいは早朝にトレーニングセンターを7時1分に出発する便と7時41分に出発する便がございませぬ関係もあつて、大体朝のうちに海南病院に来てお昼までに帰れるとか、そういう非常に住民の生活のリズムに合った運行がされておるといふことですね。それから、1日にBコースだけのと

ころで6回から9回、Cコースだけのところで6回から9回、ほかのコースが使えますので、ほとんど10回から11回、1日に片便だけのところで使えるわけですが、双方が重なっております例えば鍋田支所だとかトレーニングセンターは1日に19回乗降ができる、そういう仕組みになっております。一番中心の市役所と海南病院は、Aコースもここを通る関係で、24回乗降できる仕組みになっておりますから、本当にそういういい条件のところの人たちには大変メリットのあるバスなんです、結局かなり無理をして走らせる関係で、ほとんど空気を運んでいるという状態が、Aコースだとか十四山地区の今の巡回バスの実態ですよ。だから、弥富町、あるいは今日の弥富市の巡回バスの運行というのが、本当に住民の生活リズムやニーズにこたえたときにどういう力を発揮するか、どうしなきゃいかんかということをかかなりリアルに映し出したものでありまして、この間の状況について十分検討いただいて、とりわけ今のAコースの状態、要するに午前中にAコース、十四山と弥生学区の大部分だとか、それから白鳥学区の人たちは、例えばもう海南病院に行って帰ってくるなんていうこと、あるいは午前中の海南病院の利用そのものはできない配車になっていますよね。だから、福祉センターの利用と同時に、その次に非常に希望が強いのが、市役所周辺のいろんな公共施設の利用や海南病院の利用、その次が近鉄の駅前で乗る人たちが多いというような状況を考えますと、無理やり3台で合併した十四山を含むという運行に無理がありますので、1台増車をして、かなりBコース、Cコースに近づけるような運行を実現することが、今の費用対効果でもそういう形で問題にされましたが、空気を運んでいるような状態を解消する。また本当に、特に合併した十四山地域を旧弥富と同じように処遇するということを言われるなら、ぜひ同じような状況にさせていただくことが、合併して一体化を進めていく上でもそうですが、市民に対するサービスの公平さということからも、一日も放置できない問題であると思いますので、この点で具体的な早期の改善を強く求めるものでございます。

次に、弥富市が巡回バスを使う本当の目的と理由。確かに現在は福祉センターの利用だとか公共施設の利用だとかということを中心に使っておりますが、これは十分時間をかけて市民的な合意もつくり出した上でのことでありますが、何しろゼロメートル地帯でございます、伊勢湾台風以降でも1メートル40から50近く地盤沈下をしているというような状況を考えますと、伊勢湾台風でさえあれほどの被害がありましたから、その後の地盤沈下のそういう状況、さらに海面が、そんなに遠い先でない時期に、今のままで温暖化が進めば2メートル上昇するだろうというふうに言われておりますよね。それからもう一つは、宇宙線から生命を守っておりますオゾン層にオゾンホールができるという状態がどんどん広がっておりますが、そういうことを考えましたら、省エネ・温暖化防止ということで、本当に何でもかんでも車に乗って走り回るといった状態を解消していく。こういうゼロメートル地帯で、非常に深刻な問題を抱えている町の行政と住民が協力して進める温暖化防止策の一環としてもきち

んと位置づけて、そして公共交通と、それから自転車や徒歩、こういうもので昼間の日常生活が賄えるような町にしていくというのも、一つのまちづくりの、地球を守る日本と世界の共同の課題で、そんなに費用をかけなくても、今の状態にどれほどプラスをすれば、これはあしたからとか来年からやるという話ではございませんので、十分この弥富市のこういう特殊な条件の中でのまちづくりの手法として進めていく課題としても御検討いただいて、一日も早く住民合意をつくり出して思い切った施策をとっていくことが、子供たちや孫たちに安心できる地球と町と日本を残していく私たちの責任であると思っておりますが、市長の御見解を求めます。

2点目は、公共施設の一層の活用についてお尋ねをいたします。

実は先日も老人医療の医療費が、最高の福岡県がお年寄り1人当たり96万円、愛知県が全国平均の76万円にほぼ等しい77万5,000円と。長野県はたしか63万円だったか、本当に住んでいる地域によって恐ろしいほど医療費が違う。そこで住民がどういう暮らしをしているかということと、非常にそういう状態が、実は私たちの税金や、それから医療費の負担にも直接かかっている問題だということをしみじみ痛感させられましたが、この周辺でも、実は飛島村が健康村づくりということをされまして、愛知県でも抜群のお年寄りの医療費の安い状態を実現しておりますし、介護保険料もことしの分が大変安いですよ。飛島と同じことをすることは財政やいろんな状況から考えてできませんが、工夫によっては弥富も、かなりそういう意味でいうと、医療費や介護保険につきましては、全国的な状況に比べるとかなり頑張っているところだと思っておりますが、その土台になっているのが、弥富の場合だと、長い間続けてまいりました公共施設を利用した社会教育や社会体育の活動と、それに福祉センターなんかのその後のあれがあると思っておりますが、私、実際に我が町の状態がどうなっているかということで、資料が全部実績報告書に公表されていないところもありますので、課長さんたちをお願いをいたしまして、そういうものも全部出していただいて、そして見ましたら、これは教育委員会関係は17年度分、実績報告書にある分は16年度分、あと産業会館だとか町民ホールだとかというところは17年度分、それを全部合わせた数なんですけど、実績報告書に出ている方は16年度、教育委員会関係と実績報告書に出ていないのは17年度で合計したものですから幾らかの違いはあると思っておりますが、それでも屋内施設の利用が年間1万2,633回、そして利用人員が43万1,282名、グラウンド・コートが3,307回、13万8,461人、プールが54日間で4,042人、合わせますと1万5,994利用回数で57万3,785人が利用していると。これに散歩など自主的にやっているいろんな健康を守る運動を合わせると、本当に恐ろしいぐらいの市民の協力の中で弥富の健康が守られておるといふふうに私は考えております。

その中で、かつてこの場で質問いたしまして、弥富町の公共施設の利用については、原則的に子供と老人と障害者は無料にするという確認がされたことがありますが、貸し出し状況



をよく見てみますと、子供については単位子ども会まで無料、それから福寿会につきましては学区の組織までが無料で使えるというふうになっております。いろいろ違いがありまして、ただ子供のところを見ますと、スポーツ少年団やボーイスカウトだとかそういうもののほかに、バレエのクラブだとか子供を対象にする事業が対象になっておりますので、基本的に子供を対象にする事業であれば、多分きちんと登録をして必要な要件を満たせば、弥富市は無料でできるというふうに思いますが、特に老人福祉センターやいこいの里につきましては、おふろと共同娯楽室、あるいはカラオケについては無料なのですが、いよいよ団塊の世代がリタイアするという時代をこれから迎えるわけですよ。そうすると、おふろに入るだけだとか、それからカラオケだけだとか、もちろんそれもすごくいいことですからいいんですが、行けば卓球などの軽スポーツができるとか、もっと趣味のいろんな講座やそういうものができるとかという、要するに生活の質を上げて、毎日笑って生活できる状態をどれだけつくっていくか、そういうサービスというか、条件をどれだけ提供するかによって随分条件が違うんですよ。

先日も、私、松阪市にちょっと視察に行ったら、そこは、そういうことがすぐここでやれるとは思っておりませんが、お年寄りの4人から10人の小さいサークルをつくって、その中に必ず引きこもりか寝たきりに近いようなお年寄りを1名入れて、周りで支えるということをするれば、1回だけ、立ち上げのときだけですが助成金を出してという活動をやって、たしか139カ所そういう組織ができて、そういうところへ出てくると結構皆さん元気になるし、1人来ておった人が元気になると、隣の人も誘おうだとかということもやっているんですが、今ある無料のところを有効に使うこととあわせまして、子供を中心にしたいろんな事業については無料ということが現実にされておるわけでございますが、老人、障害者、それから子供が原則無料というのをもっと枠を広げて、新しい定年後の力を、自分も元気になります、周りの人たちも元気にしていくような活動に参加できるような条件を広げていく足がかりというんですか、そういう場所の提供というのは、学区の福寿会だとか単位老人会もお年寄りには対象から外しているんですね。だから、原則無料というのを子供並みにきちんとやっていく必要があるのではないかと思います、御答弁いただきたいと思っております。

次に、弥生保育所の整備についてお尋ねをいたします。

弥生保育所は、今度保育所が統廃合をして9カ所になったわけでございますが、一番大きい南部保育所の200人に続きまして桜保育所、それから合併した十四山の保育所がありまして、その次の、去年の10月現在で150人、現在は152名だそうでございますが、実は床面積が非常に際立って少ない。全保育所の平均の半分ぐらいしかない保育所になっております。最近、道路が拡幅されて危ないということもありまして、駐車場兼車を回す場所は借地で借りたもので多少敷地面積は広くなりましたが、それでも園庭が極めて狭くて、今保育所の運

動会といいますと、御両親だけじゃなくてじいさん・ばあさん、ひょっとするとじいさん・ばあさんが4人も来るような、そういう地域の3世代の人たちが交流する非常にいい場所でございますが、それが極端に狭い運動場や建物ということでございますので、今度統合したこともございますので、ぜひそうした極端な状態というのは、行政サービスの公平さということから考えても当然でございますので、早期に運動場の拡張を含めた保育所の整備計画を進めていただくことがどうしても今緊急の課題になっているというふうに思いますが、御答弁をお願いいたします。

議長（大原 功君） ここで10分休憩して、2時40分からやります。休憩。

~~~~~

午後2時29分 休憩

午後2時40分 再開

~~~~~

議長（大原 功君） 休憩を閉じて会議を続けます。

市長。

市長（川瀬輝夫君） さっきのに答弁させていただきます。

福祉バスでございますが、今現在、現有の福祉バスも数回手直ししておりますので、皆さん方の御指摘によりましてまたコースも変えていくということでございますので、これからよりよきコースにしていきたいと考えておりますので、御指摘願えたらいいかと思えます。

それから、保育所の問題が出ておりましたが、保育所の問題も、財政上の中で特に耐震対策上急務となっております弥富中学校を今つくっておりますが、これが終わり次第、保育所の建設については建てかえていかなくならないところが往々にしてありますので、順次進めていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

あとのことにつきましては担当の部長の方でお願いいたします。

議長（大原 功君） 総務部長。

総務部長（横井昌明君） まず、巡回福祉バスの関係でございます。これにつきまして、Aコースの是正と停留所及び乗車量の大幅な改善ということでございますが、現在の巡回バス運行は、福祉バスの一面と、廃止路線の保管という面を持っております。停留所の関係につきましては89カ所、各停留所の所要時間は1から2分ほどでございます。このような中で、今回の合併後の改正でございますが、17年3月に廃止された三重交通のバス利用者の保管及び合併しました十四山の方々に利用していただくことを目的に改正されたものでございます。前回と同じように、3両編成の5コースの運行で実施をお願いしております。市長が先ほども言われましたように、今後につきましては利用状況を参考にし、Aコースだけでなく、ほかのコースにつきましても、運行ルート、停留所、乗車能率比等を考慮しながら、増車を含

めていろいろな角度から検討してまいります。

また、ゼロメートル地帯にふさわしい取り組みにつきましてということでございます。現在の交通システム対策とし、観光地や都市部において、愛・地球博で採用されました駐車場からバスを利用して目的地へ行くパーク・アンド・バスライド等が提案されております。当市におきましても、面積・人口問題といった問題がございまして、そのまま採用することはできないと思いますが、効率的な運行を今後とも考えてまいりたいと思います。また、地球温暖化防止につきましても、次回のバス更新期には経済効率も考慮しつつ、省エネバスの導入等も視野に入れ、住民の方々の意見を聞きながら研究してまいりたいと思います。

2点目の、公共施設の有効な活用という御質問でございます。これにつきましては、使用料につきましては、公の施設の利用に対し、その反対給付として徴収されるという性質がございまして、市長が特別の事由があると認めるとき減額し、または免除するものでございます。1番の子供を対象とした活動につきましては、現在は事前に名簿を提出していただき、活動状況の確認をした団体を社会教育団体とし、登録し、減免しておりますが、登録のなされていない団体は活動状況の確認ができませんので、免除の対象からは外させていただいております。また、子ども会、連絡協議会等の団体についてでございますけれども、これにつきましては、単位福寿会につきまして免除団体に加えさせていただきます。高齢者と障害者の団体については、市が活動の支援等をしている公共的団体の減免を対象にしており、自主的なサークルまでは減免の拡大はできません。また、福祉センターの他目的ホールの利用につきましては、現在、毎週各団体が午前・午後・夜間と利用されていますが、あいている時間帯であれば高齢者の方は無料で使用ができます。以上でございます。

議長（大原 功君） 三宮議員。

3 2番（三宮十五郎君） 巡回バスですが、まず一つは、今の状態を見直すことはあっても、当分どうもこの状態が続けられるというような総務部長の御答弁だったというふうにお尋ねしますが、もともと弥富並みにという前提で始めたんですね。弥富並みというと、一番少ないところでも1日7回りあったんです。それを4回りにしたんだから、まず弥富の市民とも相談せずにそれはやったことなんです。同時に、そういう無理にくっつけられたために、さっき申し上げましたように、1ヵ月の利用が鍋田の二つの小学校区で13倍も14倍も違うというような状態。合併して全市の一体化を進めるということを今一番大事にしくなくちゃいかなるときに、こんなことが一日も早く解消するという問題にならんことの方が何を考えておるかということだと思っておりますが、それとあわせまして、そういう非常に無理な利用をし出したためにどういうことが起こっているかといいますと、白鳥学区でも弥生学区でもバスの利用の割合が前年に比べて、この2ヵ月で6割台だとか8割ぐらいだとかというふう大幅に落ち込んでいます。だから、市民が今まで提供されておったサービスがろくに説明もされずに

一方的に打ち切られたということと、せっかく合併して一体化を進めようというときに、極端な不平等・不公平が発生するという問題で、一日も早くこれを解消するということを、非常に南部地区の利用がうまくいっているのは、そこの生活のリズムに合うような利用状況を提供していることと、停留所も今回これまでたしか31カ所だったやつを32カ所にふやしていることが、大藤・栄南の両学区では4月の利用が111%、5月の利用が119%になっているんですね、前年の。だから、本当に物すごく手厚くしておるところと、14分の1、13分の1というような極端な不公平で、胸が痛みませんか、そういうことをやっておるということについて。これは一日も早く直すということが、私は物事を本当に公平に進める、ましてや市民の税金でやっておる仕事でございますから、そこは同じにせよというわけではありませんが、それ相応に直すということについては一日も早くやっていただかなきゃならん課題だと思いますが、やっぱりこれは市長の御答弁をいただきたいと思います。

それから、要するに省エネの問題を、少々車を走らせるとか、バスの種類をかえてエネルギーを節約するとかという問題ではなくて、私がさっき申し上げたのは、来年からやるとかというふうに慌てて事を起こさずに、本当に医療費にしても、税金にしても、どんどんお年寄りいじめのことをやられている。そういう中で、飛鳥なんか非常に工夫をして、そういうお年寄りの社会参加を進めることを通じて、医療費なんかをもう県下でも際立って最低ぐらいに安くしていますよね。介護保険料もほぼ最低のクラスになっておると思うんですが、そういうことがこういう一連の活動の中で、うちだって頑張っただけでいけばできるようなめどがついて、生活の質を変えて改善していくということと、もう一つは、昼間の町の生活が、今の鍋田から南北線にもうちょっと工夫をすれば、多分かなり全市的な相当のネットワークができる。そんなに費用もかからんと思うんですよね。それで昼間の町の人たちの暮らしが、自分で車を運転せずにやれる部分がかかなりできる。あるいは、ひとり暮らしやお年寄りだけの所帯が、自分のうちでふるを沸かさずに、せっかく沸かしていただいている公共の施設を使うということを通じての全体の省エネですね。本当に今温暖化防止をやらなかったら、子供や孫たちに安心して世界が残せんというようなときに、本当にみんなが力を合わせてやれる課題の一つだというような位置づけができればいいんじゃないかなと、一点これは検討の価値があるんじゃないかと思うんですが、万博のさっきのパーク・アンド・何とかというやつみたいなことはできませんよね、毎日の暮らしのやつですから。せいぜいできるのは巡回バスで、自転車と、この巡回バスと、それから徒歩でお年寄りの人たちも間に合うような、そういう町にするということがそんなに費用をかけずにできるなら、もう全国に名の知れたゼロメートル地帯のまちづくりとしては、こんないいことはないと思いますから、そういう検討をひとつ一遍していただければいいかなという提案でありまして、そういう小さいことじゃなくて、市民と市が協力して進める課題として位置づけられないかということなんです

が、改めてそのことについて同感がいただけたか、お答えいただきたいと思います。

それから公共施設の活用で、今言ったように、そういう福祉センターなんかの利用はできると。ただ、結構何年か前だと思いますが、お年寄りと子供と障害者は無料ということで議論をしたんですが、結果的には今の単位子供会、単位老人クラブまでということですが、福祉センターやいこいの里がありますから、そこの活用をもっとしていただくことを通じてそういう人たちを広げるということもできますし、子供については、先ほど登録をすればできるということですので、子育て支援の中で大いにこれは皆さんに活用していただくことができるんじゃないかと思います。

あと、弥生保育所の整備ですよ。これにつきましては、いろんな事業が終わってお金ができたというふうに市長はおっしゃられましたが、市の仕事なんていうのは、一つずつやっていくということではないと思うんですね。財政の状況やそういうのを、この間も私、補正予算のときにお尋ねしましたが、大体、弥富は新年度予算を立てたときと決算では7億から8億ぐらい毎年違うんだから、それだけの余力があるんだから、これはきちんと計画的に使う。大体3月の補正予算で少し出してくるようなやり方ではそれは使えんわけで、やっぱり仕事の順位ですよ。要するに危険なものは早く直さなきゃいかんし、不平等なものは早く解消していく。だって、ひので保育所なんか7億円かけてつくったんですから、弥富では一つの保育所をつくるのに7億なんていうのは前例のないことですよね。恐らく県下でもそんなことはないことですが、たまたまいろんな事情があつてやられたことですが、やっぱり計画的に市民の要望に沿って事業を進めていく。それから財政の実態に即して事業を進めていくということをお考えいただいて、今のいろんな事業が終わったらやりましょうというのではなくて、緊急性、必要性、本当に園庭が狭いために、たくさんの人たちが来る。そこで、子供たちはまた元気ですから目いっぱいやるでしょう。本当に転んでけがしなきゃいいかと、はらはらしながら見ていなきゃいかん状態です。市長は見えていますよね、運動会のときだって。あの状態をいつまでも放置していいなんていうことは絶対ありませんので、なるべく早期に解決をするというお立場で御検討いただきたいと思いますが、再度御答弁お願いいたします。

議長（大原 功君） 市長。

市長（川瀬輝夫君） よくわかりましたので、その方向で行きます。

議長（大原 功君） 総務部長。

総務部長（横井昌明君） 地球温暖化防止のためにも、経済効率を考慮しながら省エネバスを視野に入れて検討させていただくということで、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（大原 功君） 三宮議員。

32番（三宮十五郎君） 今市長の方から、よくわかりました、その方向で進めますという

お答えだったんですが、その後で部長が、バスについては省エネバスやそういうものと。それはいかんということではないと思うんですが、問題は、人口比の利用の割合が13倍、14倍というような極端な状態がずっと、この制度を続けておる限り行きますよね。これは一日も早く解消しなきゃいかんという自覚は、市長は、よくわかりました、その方向で進めますという答弁をしておるのに、総務部長は違う答弁をされている。これは国会でいえば閣内不一致ですよ。これはやっぱり調整していただいて御答弁いただかんと、納得できんことですよ。

それと、本当に市民と行政が力を合わせて、ゼロメートル地帯にふさわしい省エネ問題としても、今までのいろんな、当局や皆さんが苦労してきたバスの経験からいうと、そんなめっちゃくちゃなお金をかけずにできる方向が見えてきたんじゃないかというのが私の実感なんです。だけど、こんなことは、よくわかりましたと言って済ませられる話ではありませんので、十分議論をして、我が町をどういうふうにしていくことが本当に住民の皆さんの生活の質を上げることと、もう一つは、これほど大きい問題になっております温暖化防止対策の一環としても活用できるようなまちづくりへのテーマの一つとして御検討いただくということぐらいはお考えいただいた方がいいんじゃないかと思いますが、市長の御答弁と部長の答弁では大幅に違いましたので、どちらの答弁がきょうの正式の答弁なのか、改めて御答弁いただきたいと思います。

議長（大原 功君） 総務部長。

総務部長（横井昌明君） 市長の御回答に合わせさせていただきます。以上です。

議長（大原 功君） 次に、杉浦敏議員。

1 2 番（杉浦 敏君） 通告に従いまして2点質問させていただきます。

まず第1点ですが、弥富市福祉授産所の運用の改善についてであります。

現在、総合福祉センターの福祉授産所は定員が19名になっているとのことですが、平成17年度は2名、本年度は3名の方が定員オーバーで利用できなかったと聞いております。希望者全員が利用できるように、制度の改善をお願いしたいと思います。

これは私の市内に住みます障害を持つ子供さんを持ってみえる親の方から話があったわけですが、とりわけ、これは17年度の話ですが、16年度、前年度に利用できたお子さんが翌年度には利用できないということで、非常に辛い思いをしているというお話がありまして調べたわけですが、何とか希望者が全員利用できるよということで改善をお願いしたいと思います。

二つ目は、平成18年度の人間ドック事業の問題点についてであります。

平成18年度の人間ドックは、17年度に比べまして大変大きな変更がありました。まず第1に、従来人間ドックAコース、海南病院での健診ですが、これが300名。Bコース、

保健センターなどでの集団健診、この定員が 820名でしたが、これが廃止されまして、人間ドック、これは海南病院での健診に限られます。定員が 1,500名に一本化されました。そして、その結果、受診料金が一律 2万 4,150円、後から補助金が 8,000円出されますので、実質の個人負担は 1万 6,150円となります。これに一本化されました。特に従来の B コースでは、平成17年度ではドックの値段が 2,500円から 4,500円でありましたので、これに比べまして大変に大きく値上がりをしております。そして、受診を希望する住民にとっては大変な負担増となっているわけであります。

そして三つ目に、従来の B コースでは、申し込みのときに受診料を保健センターで支払えば手続きが終わったのが、本年度は保健センター、もしくは海南病院での申し込みの後、受診日に海南病院で一たん 2万 4,150円を全額支払い、また後で補助金 8,000円をもらう手続きをするという大変煩雑なことになっております。

また四つ目には、これは十四山の問題ですが、十四山地区では昨年度まで 1万円の個人負担で人間ドックが受けられましたが、今回の変更で大幅な値上げとなっております。さらに十四山では、今までと同じ内容の人間ドックを受けようと思いますと、追加のオプションが必要となり、別料金が 1万 1,375円かかってきて、個人負担は —— これは十四山の方に計算してもらったんですけれども —— 2万 7,525円になってしまいます。私も実際病院に行きまして、このオプションという一覧表がありましたのでもらってきたんですけれども、例えば腹部超音波（エコー）は 3,500円、肺活量検査が 1,050円という形で、このドックの内容に含まれていない、従来と同じ十四山のレベルのドックをする場合には、このオプションが必要ですよということになってまいります。結果的に非常に金額が大きくなってしまったといった問題点が住民から今指摘されております。そして大変に利用がしにくくなったとの声が寄せられております。従来の B コースを復活させること、また市の補助をもっとふやすことなどが必要だと考えますが、いかがでしょうか、市長及び担当部長に御答弁をお願いします。

議長（大原 功君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（北岡 勤君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、第 1 点目の弥富市の福祉授産所の定員についての御要望でございますが、弥富市福祉授産所につきましては、厚生労働省の身体障害者厚生援護施設の設備及び運営に関する基準に規定されております身体障害者小規模通所授産施設として運営をいたしております。この小規模授産施設といいますのは、身体障害者授産施設のうち通所による入所者を対象とするものでございまして、常時利用する者が 20人未満というものでございます。18年度におきましては 22名の入所申し込みがございました。町村合併により、弥富市福祉授産所に 19名、十四山福祉授産所においては定員 9 名に対して 4 名の入所申し込みがございました。定員に

5名の余裕がありましたので、十四山福祉授産所に地理的に近い方3名に入所していただき、申し込みいただいた全員の方が入所をしていただくことができました。御要望の件につきましては、今後とも関係の皆様方の御意見をお聞きしながら、弥富市福祉授産所と十四山福祉授産所の有効活用の中で対応してまいりたいと考えております。

次に、人間ドックについてでございますが、今年度の人間ドックにつきましては、昨年度までは申し込み時に殺到し、順番待ちや定員から漏れたというような不満が非常に多くありましたので、それを改善することを第一に考え、定員をふやし、受け付け時間も延ばしました。その結果として、窓口でのトラブルはほとんどなくなったという大きな効果がございました。また、個人負担につきましては、人間ドックを受診される方にどの程度受診料がかかるかということを認識していただくために補助金とさせていただきますが、そのことによりまして手間がふえたというような御指摘でございますが、将来的にはどこの病院でも人間ドックが受診できるようにしてはどうかという考え方もございまして、これに対応できる方法として補助金制度に変更したものでございます。

次に、十四山地区の皆様にとっては受診料が高くなったという御指摘でございますが、40歳以上の方を対象に人間ドックを行っている自治体は、海部地域では弥富市と飛島村だけでございます。他の市町村におきましては、40歳、50歳という節目の健診でございます。そのような状況を考えますと、40歳から人間ドックを実施していること自体、進んでいるというふうに御理解いただけたと思いますし、半面、ある程度の自己負担につきましても御理解いただきたいと思います。

また、集団健診のBコースの復活についてということでございますが、最近の住民の皆様方の動向として、検査内容を選択するような形をとってほしい。また、都合のよい日に受診したいというようなニーズが多くあります。また、Bコースは検査の再検査率が非常に高いということでございまして、再検査をしても異常なしという結果が多くなっており、それは逆に受診料がかかることとなります。さらに、個人のプライバシーの保護の問題、健診車に対する苦情等非常に多く、年々減少しておる傾向にございます。このために、Bコースを見合わせることにいたしました。基本健康審査は老人保健法で定められた市町村の事業でございまして、この定員を昨年度の3,780人から4,300人にふやしましたので、Bコースにかわるものとして、基本健康審査にオプションでがん検診などを加えていただければ、受診料もBコースでいきますと69歳以下の方は4,500円ということでございましたが、それよりも若干高い5,300円程度で受診することができるということでございます。

以上、合併協議での調整方針に基づいた形で、利用者の要望を尊重しながら見直したものでございますが、今後さらに利用しやすいように、改善すべきところは改善してまいりたいと思っております。以上です。



議長（大原 功君） 杉浦議員。

12番（杉浦 敏君） 授産所の件でございますが、部長の御答弁で十四山の方でも定員が9人あるからということで、そちらへ回ってもらったということなんですけれども、障害を持った子供が作業を通して成長していくといいますが、そういった意味におきましては、去年通えた子供が次の年になったら通えないと、そこへ。環境が変わってしまうことは、こういう子供たちにとっては非常にまずい結果になるといいますが、やはり通ってみえる方にしてみれば、同じ作業所で働いた方が当然、非常に本人にとってもいいということが言われておりますので、やはり定員の問題で今いろいろ検討するというお話なんですけれども、できれば別の作業所にかわらなくてもいいような対策をとってほしいと思います、これは要望ですけれども。この移られた方の中には、蟹江のかにえワークス、こちらの授産所へ移られたという方も見えます。あそこのかにえワークスというのは定員が45名なんですけれども、弥富からお母さんが毎日車で送り迎えしているという状況なんですけれども、こういった方がわざわざ蟹江まで行かなくてもいいような手だてもとってほしいと思います。これは私の要望であります。

もう一つ、ドックの件でございますが、今部長の方から基本健診のことでちょっと言及があったんですけれども、合併前の3月議会で18年度予算が審議されまして、その中で、基本健診が従来無料であったのが1人1,000円ですと。有料化されましたということで、私たちはこの件については強く反対いたしました。もともと市民の健康増進、あるいは健康管理にとって非常に大きなマイナスではないかと。先ほど三宮議員もおっしゃられましたけど、いろんな環境を整えれば、本当に健康で元気な市民がどんどんふえていくと。めぐりめぐって、このことが医療費の抑制にもつながるということですね。当面の出費の問題だけではなくて、長い目で見てほしいと思います。

基本健診が1,000円になったということもありますし、今回保健センターの事業がいろいろ変わったんですけれども、特に今部長が言われました中で、確かに前進したといいますが、よくなった面があるんですね。例えば今言われました中で、人間ドックのAコースなんか、従来Aコースというのはあったんですけれども、ほとんど現在の人間ドックに近いものなんですけれども、定員が300名で、定員いっぱいになっちゃうと打ち切っちゃうと。こういったことが、今度定員大きくふやしたので、そういう問題はなくなったということ言われたんですけれども、逆に申しますと、この議会に先立ちまして、担当の方からこの人間ドックの申し込みの実績をちょっと伺ったんですけれども、人間ドックは今回から定員が1,500名になったと。当然、十四山の分もふえていますし、従来のAコース・Bコースをなくしましたからふえて当然なんですけれども、この申し込みが5月31日に終わっています、一応決まりでは。この1,500名に対しまして5月末現在で申し込みがもう締め切られまして、6月8日の

時点で計算をしていただきましたら、1,500名に對しまして申し込み数が今のところ 586しかないということで、約3分の1しか申し込みがないんですね。今年度も1,200万ほどの人間ドックの補助ということで予算を組んでいるんですけども、このうちの3分の1しか消化できてないということで、この先どうされるか知りませんが、まだ1,000人ぐらいの口が余っていると。これも、私が先ほど言いましたように、非常に負担が高くなって、実質、初回のときに2万4,150円を海南病院に一遍払わなきゃいけないと。2万4,000円といえますと、例えば夫婦2人でいきますと約5万円のお金が要るわけです。人間ドックを受けようと思っても、2人で5万円もかかっちゃうよということになれば、今までやられた方がもうやめようかしらんということになっちゃうわけですよ、本当に。こういう負担の問題が非常に大きくなったということで、このように申し込みの方非常に減ってしまったんじゃないかというふうに私は思っております。

基本健康審査につきましても、4,500名の枠があるんですけども、これも6月8日の時点ですと1,733名の今申し込みがあると。これは9月まで申し込みできますのでまだいいんですけども、人間ドックにつきましては、1,500名の枠に対して現在586人にしか申し込みがないと。これは、やはり負担が大きくなったこと、従来Bコースで非常に安くできたやつが一挙に負担がふえちゃったということで断念されるといいますか、とてもできないなという方がふえているんじゃないかというふうに私は分析をしております。

もともと人間ドックといえますのは、国の補助事業として補助金があったわけなんですけれども、平成11年に補助金が廃止されて、いわゆる一般財源化といえますが、国の責任が放棄されたというか、結局は各自治体の裁量にゆだねるという形になったわけでありましてけれども、やはり一番大きな問題は、特にがんの死亡率というのは本当にきちんとやれば下げられるんだと。早期発見すれば、がんで亡くなる方はどんどん減るんですよということを、例えばアメリカなんかの政策をみますと、10年前から徐々にアメリカでは非常に国を挙げてがん検診の受診をやらせておると。例えばアメリカですと、医師にがん検診をたくさんやると報奨金を与えるというような制度をつくっておるそうなんですけれども、非常に国を挙げてがん検診に取り組んでいると。結果的に、1992年当時の3分の1ぐらいに減っていると、がんで亡くなる方が。そういうことがあるそうなので、やはりがんで亡くなる方が減る、早期に治療できれば御本人も助かる、そしてまた医療費の抑制にもつながるとということで、この人間ドック、非常に大事な事業だと思いますので、先ほど部長の方から弥富は非常にいいんだということ言われましたが、より一層こういった制度には力を入れてほしいと思いますので、その辺いかがでしょうか。

議長（大原 功君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（北岡 勤君） まず、基本的な健診というものの考え方ござい

ますが、先ほど議員言われましたように、かつては国の補助制度がありました。現在は市単独事業として実施をしておるわけですが、いずれにしても、限られた予算の中で一人でも多くの方に有効に利用していただけるように、また住民の皆さん一人ひとりが主体性を持って健康管理をしていただけるように、意識啓発を促していくという考え方でございます。

人間ドックの申し込みの人数のことでございますが、人間ドックの個別健診につきましては、これまで毎年定員を大きくオーバーして申し込みがあったということ、また町村合併による増加分を見込んで、より多くの方に健診の機会を提供するということから、定員を増加いたしました。見直しをして最初の年でもございまして、検査内容の変更部分もありますので、人間ドックに限らず、基本健診等も含めて健康診断の意識啓発を促していきたいと思っております。以上でございます。

議長（大原 功君） 次に、四方利男議員。

28番（四方利男君） 通告に従いまして2点、市長及び担当部課長に質問いたします。

まず、排水路の整備についてお尋ねしたいんですが、我々には健康で文化的な生活を営むことが保証されています。この「文化的」という言葉はいろいろな意味がとれるんですけども、きょうは特に住環境の整備、とりわけ衛生面における環境整備に対して市当局の考え方をお尋ねしたいと思っております。

現在、弥富市の排水というのは、生活雑排水から汚水、それから雨水を一括して収集し、幹線排水路を通過して伊勢湾へ放流されておるとというのが現状であります。言うまでもなく海抜ゼロメートル地帯で、長年の地盤沈下によって、今現在、弥富市内に設置されておる排水路というのは、もう排水能力がないと言ってもいいぐらい、つまり三方をコンクリートでもって固めた、水の流れないため池に近い状況であると。そういった意味からも、川瀬市長、または議員各位からも、また町民の熱烈な御意見等でも下水道工事が今進められております。しかし、この下水道工事が進められるについても、雨水だとか、または排水路自体から湧き出す自然水というものは自然に残るわけですね。したがって、こういったものがそのまま弥富市内に残るといふことであれば、住環境の整備というのがなされないんじゃないかというのが市民からの声なんです。ということで、もう既に市当局としても手だてを講じていただいている排水路もあるというふうに聞いておりますけれども、排水路そのままそのものに勾配をつけるなり、またはボックス化して排水がスムーズに放流されるように対応すべきではないかということをお尋ねいたします。

それから二つ目としまして、これもやはり市民からの要望として、潮見台霊園に墓地等を持っておられる方がおります。こういった方がお墓参りに行っても用を足す場所がないと。潮見台霊園の管理事務所があいておる時間帯であれば事務所のトイレを借りることができる

んだけれども、事務所が閉まっており時間帯においてはどこで用を足したらいいのかという要望があります。したがって、これから盆等が迫ってきますので、簡易トイレでも結構ですので、トイレの設置を要望するというのが市民からの要望であります。

以上2点、お答えいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（大原 功君） 開発部長。

開発部長（服部輝男君） それでは、排水路の整備についてお答えをいたします。

先ほど議員が言われましたように、私どもの町は海拔ゼロメートル地帯が大きく広がる、極めて平坦な地形であります。主に昭和50年代に整備をいたしました市街地におけます幹線下水道や支線下水道は、水路勾配はほとんどございませぬ。また、各家庭から排水される生活雑排水のほとんどが未処理のまま水路や側溝に流れ、強制的に機械排水により河川に放流しているのが現状でございます。そのため、今議員も言われましたんですが、衛生的で明るく、住みよい文化的な都市生活を営む上で欠かすことのできない重要な都市の基盤施設であります公共下水道事業を平成15年より本格的にスタートしたわけでございます。現在、3年間で管路の施工延長といたしましては13.2キロを施工しております。これは平成21年目標の第1期の供用開始に向けて、今現在積極的に進めておるわけでございます。ただ、この下水道事業は多額の費用と長期間の年月を要しますので、その環境対策として、毎年各地域より申請をいただいた中で現地調査をしまして、ヘドロのしゅんせつや、地盤沈下などで特に流れの悪い路線箇所についてはできる限り勾配をつけまして、下水道の部分改修工事を現在も行っておりますし、引き続き対応してまいりたいと考えております。

また、下水道のボックス化につきましては、維持管理上、多少問題もあるかと思いますが、特に道路整備を行う上で必要な箇所につきましては状況に応じて実施してまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

議長（大原 功君） 環境課長。

環境課長（久野一美君） それでは、四方議員の潮見台霊園にトイレの設置を要望する件につきまして、お答えさせていただきます。

潮見台霊園のトイレの設置でございますけれども、あそこは、見ていただきますとわかりますように、非常に場所的に十分な監視ができない、あるいは管理・安全面から問題もございしますので、申しわけございませぬがちょっと設置は難しいと考えております。火葬場のトイレを御利用いただきたいと思っております。

議長（大原 功君） 四方君。

28番（四方利男君） 堂々めぐりになりますけれども、潮見台霊園は、管理事務所があいおる時間帯でお墓参りに行かれる方ばかりじゃないんですね。中には、それ以外の時間帯にお墓参りをされる方もあるわけです。危険であって管理上問題があるからという御答弁で

したけれども、どういう面が危険なのか。簡易トイレを設置しているところは幾らでもありますよ。だから、市としてそこに電燈を1本つけるなりして明るくすれば問題ないでしょうし、何とか、本当に市民の切実な、特にお年寄りなんかにおいては本当に困っておるとい  
声が聞こえるわけですね。そう大した経費がかかる問題でもありませんので、何とか市民の御要望にこたえていただくような対策を講じていただきたいと。危険だと、管理上問題があるというこの二つにおいて、もう一度どんなような問題があるかということをお尋ねいたします。

議長（大原 功君） 環境課長。

環境課長（久野一美君） それではお答えさせていただきます。

管理、あるいは安全面というお話をさせていただいたわけですが、非常に場所に広い、あるいは夜間等は非常に危険な状態ということも聞いておりますし、どうしても安全面から問題がございます。

それで、火葬場の休みとか、あるいはお盆の日というようなお話もございましたんですが、火葬場の休みと申しますのは友引の日と1月1日のみでございますし、秋分の日とか春分の日  
の墓参者の多いときは、供花の始末などの関係もございまして、必要に応じ、職員が待機をしております。特別な日以外の墓参りの方というのは非常に少なく、トイレの利用等もほとんどないのが現状でございますので、火葬場のトイレを御利用いただきたいと思  
います。

議長（大原 功君） ここで45分まで休憩いたします。休憩。

~~~~~

午後3時31分 休憩

午後3時44分 再開

~~~~~

議長（大原 功君） 休憩を閉じて会議に入ります。

原沢久志議員。

31番（原沢久志君） 原沢です。それでは、ただいまから一般質問をさせていただきます。

私は、今回2点につきまして質問通告をいたしております。

第1件目は、弥富市障害者計画についてということであります。

弥富市は平成17年10月に成立した障害者自立支援法を踏まえ、弥富市障害計画を策定し、平成18年4月に公表されています。この計画策定に当たって、ニーズ予測を決めるに当たっては介護給付、訓練給付、地域支援事業のすべてのサービスを利用者に説明し、利用の意向を聞き具体化すべきと考えますが、どのようにして作成されたのか、お伺いをいたします。

また、地域生活支援事業のすべての事業を利用料無料にできないか。弥富市の独自性を発揮した計画策定が求められますが、それぞれについてどのように策定されたのか、お伺いを

いたします。

2点目は「Yatomi News」、広報「やとみ」の表題についてであります。

年配の十四山地区の方から私のところに、広報のタイトルについて漢字にするとか、もう少し親しみのある言葉に変えられないものかという相談が寄せられました。広報を読んでみようかなというタイトルにしてほしいとの声であります。現在の広報「やとみ」のタイトルはどのようにしてつけられたのか、その経過や歴史について説明をいただきたいと思います。また、タイトルの変更についてはできるのかどうか、その点についてまずお伺いをいたしたいと思います。

議長（大原 功君） 福祉課長。

福祉課長（横井貞夫君） 御答弁申し上げます。

これまでの障害者福祉施策は支援費制度や措置制度、その他各種補助制度のもとで運営実施されてまいりました。障害者自立支援法はこれらの福祉サービスを大きく1．介護に関連する福祉サービスである介護給付、2．訓練に関する福祉サービスである訓練等給付、3．市町村などが自主的・柔軟に行う福祉サービスである地域生活支援事業に分類するとともに、あわせて4．補装具交付に関する新システムである補装具給付事業、5．育成医療・更生医療・精神通院公費負担の各公費負担医療を再編・統合した制度である自立支援医療を加えた五つの制度体系に整理し直しました。新しい制度であります居宅系の介護給付、訓練等給付と地域生活支援事業、補装具給付事業は平成18年10月1日から実施され、自立支援医療につきましては平成18年4月1日から実施されております。また、施設系の介護給付、訓練等給付は平成18年10月1日から5年間かけて順次新体系へ移行することとなっております。また、これまで措置制度として提供されてきた障害児童の施設福祉につきましても、平成18年10月1日から利用契約制度に移行するとともに、3年間かけて新たな事業体系の枠組みを定め、5年後に新体系へ移行することとしています。御質問のサービス必要量の予測でございますが、介護給付につきましては、約50名の方に対し、障害程度区分の1次判定、2次判定の結果を踏まえ、また訓練等給付につきましては1次判定の結果により、地域支援事業につきましては利用申請により、今後必要量の把握を図ってまいりたいと考えております。また、新しい制度の周知につきましても万全を期してまいりたいと考えております。

次に、地域生活支援事業であります相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具移動支援、生活活動支援センターの各事業の無料化について御質問でございますが、現在、海部地域で一部の事業につきまして無料化できないか話し合いが行われている最中でございますので、御回答申し上げる段階に至っておりません。御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、計画策定における独自性についてお尋ねでございますが、議会代表、医師会代表、

民生委員代表、障害者団体代表、地域代表、福祉施設の長等の策定委員に御相談申し上げながら作成させていただいており、今後とも制度の趣旨に沿って、利用者のニーズを基本にした対応をしてみたいと考えております。以上でございます。

議長（大原 功君） 企画情報課長。

企画情報課長（村瀬美樹君） それでは、広報の表題についての御質問等にお答えをさせていただきます。

まず、広報の表紙のデザインにつきましてですけれども、漢字での表記もあわせて市の幹部で検討いたしまして決定いたしました。

続きまして、広報紙のタイトルを親しみのある言葉に変更してほしいとの御要望でございますけれども、市民の方からは、表紙のデザインが一新され、明るくなったねとの評価もいただいております。さまざまな意見をいただく中で、一部の方の意見をもって広報紙の顔であります表紙の基本的なデザインの変更は大変難しいものであります。なお、軽微ではございますけれども、7月号の表紙の広報「やとみ」の漢字の文字を少しばかり大きくさせていただきましたので、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（大原 功君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） 今、福祉課長の方からも答弁いただきましたが、今回の策定に当たりましては、何の問題もなく新体系に移行しておりますし、今後も新制度の周知に万全を期していくと答えております。しかし、昨日の本会議での補正予算質疑にも見られますように、弥富市障害者福祉計画の策定は9月までに弥富市障害者計画に数値目標を書き込んで設定をするだけのこと、このように担当職員だけでできるということになっているようですが、計画はつくれば終わりという立場ではなくて、出発点となるよう利用者や施設、事業所、福祉関係、医療関係者の声をよく聞いて、納得のいく障害者福祉計画を策定していただきたいと思っております。その点で、まず現状が本当に把握されているのかどうか、こういう点について私訴えたいと思っております。

障害者自立支援法がこの4月1日から実施されて、現在2ヵ月が経過いたしました。私たちの周りでも原則1割の応益負担が導入され、重度の人ほど負担増となる深刻な状況です。大幅な利用者負担増と相次ぐ施設からの退所や、サービス利用の手控えや、施設経営を大もとから揺るがす報酬の激減など、予想を超える問題点が噴出してきております。私自身の子供の問題を見ましても、私の子供も1種1級の重度の身体障害者でありまして、そういうことから、海部郡内の通所厚生施設に通っておりました。この施設でも、この4月から食費や光熱水費などの利用料が実費負担となり、個人の負担増に耐え切れず通所を取りやめた人や、あるいは利用内容や利用日数を減らしたりするという方が出てきております。そして、事業所の収入も大幅な減収になっていると聞きます。重度の身体障害者であっても、私の子供を

見ておりまして本当に感じるわけですが、施設の通所を本当に心待ちして待っております。土曜日や日曜日は施設が休みですから、そういうときには本当に寂しそうに、またつまらなそうにしております。でも、月曜日の朝になりますと興奮して、ああ、きょうは施設に通えるということで、喜びを体全体にあらわしております。そして、施設から帰ってきた後でも、その日は本当に満足そうにしており、御機嫌な1日となっております。施設に通うことにより、昼間は起きており、夜は休む。当たり前のことですが、そうした日常生活の生活リズムができ、大変大事なことであります。障害者であっても、人間として生きていける社会であってほしいと思います。悲しいことですが、将来の生活を苦しめた親子の無理心中事件も起き、こうした障害者の関係者に衝撃を与えております。

日本共産党の国会議員団の障害者の全面参加と平等推進委員会の実態調査が公表されております。一部を御紹介いたします。

全国 230余りの施設の無作為抽出調査によるもので、40都道府県の 212施設・事業所から回答を得ておりましたが、この緊急調査でも、4月分の利用料は身体・知的・通所施設、法定の場合、例外なくすべての障害者が、これまで無料であったのが一気に1万円だとか3万円もの、食事代を含みますが支払いを強いられる結果となっております。障害者基礎年金とわずかばかりの工賃収入で厳しい生活を送っている障害者にとって、余りにも過酷な負担です。しかも、国の月額負担上限額など軽減措置があったといたしましても、所得要件が厳し過ぎるために、実質的な負担軽減に役立っていない事例が数多くあることも明らかになりました。工賃収入を大幅に上回る利用料負担に働く意欲をなくし、施設利用を断念する障害者が各地で相次いでおり、緊急調査の中だけでも176人、利用断念を含むに上っております。施設・事業所に対する報酬単価が4月から支援費対象事業所では全体で1から1.3%引き下げられ、支払い方式が月額制から日額制に変更され、通所施設の場合、月22日利用ということで、94.5%の利用率で設定されたために、福祉の現場はかつてない混乱と危機的事態に直面しています。緊急調査でも、身体・知的障害者施設では回答を寄せた全施設で減収となり、前年度比の収入減が平均して1割から2割、中には4割を超す施設もありました。10月実施の新事業体系に移行した場合、さらに大幅な減収になると見込まれ、廃園も現実的な課題になってきたなどと悲痛な声が数多くの施設から寄せられております。グループホームも収入減で閉鎖への危機に追い込まれ、障害児の放課後保障にかけがえのない役割を果たしている児童デイサービスも各地で存続が危ぶまれる事態であります。夏の一時金ゼロ、賃金を削減、パートとの再契約を行わずなど、全国の施設でやむなく職員を犠牲にしての、事業の存続をかけた深刻な対応策に追われている実態が浮き彫りになりました。こういった調査結果を発表いたしております。こうした現状をよく理解していただきたいと思っております。

これまで、児童サービスなどにつきましては認定の支援費の中で見ていた施設であっても、



10月からはそういった18歳未満の児童施設が受け入れられない、児童デイサービスが受けられない、こういう施設もあらわれてきております。ですから、重度の18歳以下の障害児たちが行き場所がなく、大変困っているというお話も聞きます。

また、別の新聞記事でございますが、心を患った人たちが一緒に暮らす精神障害者グループホームの受け入れ定員は、都道府県人口10万人当たり最も多い石川県と最も少ない愛知県で7.6倍の格差があることが厚生労働省の調査でわかりました。同グループホームは、病院を退院直後などの精神障害者が共同生活を営む中核施設の一つ。2005年4月時点で人口10万人当たりの定員は全国平均が6.1人、一番多い石川県は16.8人で、次が島根県の13.6人、逆に少ないのは愛知県の2.2人を筆頭に岐阜県2.4人、千葉・神奈川県が2.8人と続いております。同省は、民間アパートへのあっせんが充実している場合もあり、同ホームの人口当たりの定員が少ないことが、精神障害者の住宅施設のおくれを示すと断定できないとしつつも、地域住民の反対でホーム建設が進まない例もあり、啓発活動のおくれが影響した可能性があるとしております。

こうした事情を背景に、ことし4月施行の障害者自立支援法で、2006年度内に自治体が作成することとなった障害者福祉計画に、同グループホームの利用者数の見込み数も盛り込むことになったと報じております。このような実態の中で、弥富市としてはどのような把握を行っているのか、お伺いをいたします。

また、知的障害者施設が加入してつくる日本知的障害者福祉協会の会長によりますと、同協会が4月、約2万2,000人に対して行った調査によると、現在、知的障害を重度・最重度とされている障害者の大半が低く認定されました。同協会の柴田洋弥政策委員長は「低く認定されれば入所施設に入れられないし、グループホームに入っても夜間の支援体制はないことになる」と指摘しております。小坂会長は「障害をきちんと判定できるようにしていかなければならない」と話をされております。

このように、障害者を取り巻くこの障害者自立支援法による内容は大変深刻な状況であります。この弥富市の障害者の実態については、弥富市の障害者計画の中で、その資料編として弥富市の障害者・児の数字が出ております。身体障害者・児は1,207人、知的障害者数は203人、精神障害者保健福祉手帳の所持者は94人、このようになっております。こうした方たちの意見を十分に酌んで、これからの弥富市の障害者福祉計画を策定することが非常に重要になっていると考えますが、その点について福祉課長の方からどのような対応で策定される予定か、その内容について説明をいただきます。

議長（大原 功君） 福祉課長。

福祉課長（横井貞夫君） 御答弁申し上げます。

まず、サービスの必要量の予測でございますが、現在既にサービスを受けてみえる方がご

ございますので、その方たちの聞き取り調査を実施いたしながら、先ほども御答弁申し上げました約50名の方でございますが、この方たちが1次判定・2次判定が必要な方と判断しておりますので、この約50名の方々につきまして制度の説明を十分差し上げて、今後必要量の確定をしてみたいと思っております。

それから、次にその策定における配慮と申しますか、その辺のところでございますが、ただいま御指摘賜りましたように、大変厳しい状況に置かれているということ認識しつつ、障害者の皆様の御意見を拝聴しながら、障害者の皆様のお立場に立って今後とも障害者施策を推進してまいる考えでございます。以上でございます。

議長（大原 功君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） 市長の方にお尋ねいたしたいと思えます。

市長は、今回のこの弥富市の障害者計画を策定するに当たりまして、そこのあいさつといたしまして、本計画の目標像を「自分らしさを大切にす優しいまちを目指して、障害のある・なしを超えて、ともに生き生きと暮らすまち」と掲げました。「弥富市は、障害のある人が自立して、生きがいを持って生活していただけることを目指します」、このようにあいさつ文を寄せております。今、全国の地方自治体の中で障害者自立支援法ができて、これは大変な内容だということで、いろいろな独自減免や補助制度をつくっている自治体が生まれてきております。内容的に見てみますと、地方自治体で独自に利用料（医療費含む）の負担軽減策を実施しているところは、東京都、京都府、横浜市、広島市など8都道府県と244市町村に上っております。5月末現在、1,820自治体のうち13.4%、共作連調査ということでこういった数字が出てきております。この障害者自立支援法で応益負担の導入を持ち込みましたが、このことによって、国と自治体は合計約700億円の財政負担が軽減されたと言われております。こういった財源で、国も自治体も障害者の過酷な利用者負担を緊急に軽減することが求められていると思えます。この点について、弥富市独自の受益者負担の減免制度、ないしは補助制度の拡充について市長の見解をお伺いいたしたいと思えます。よろしく願います。

議長（大原 功君） 川瀬輝夫市長。

市長（川瀬輝夫君） 当市は、障害のある人が自立して、生きがいを持って生活していただけることを目指しておるところでございます。最大の努力をして、これを実行に移したいと考えております。

議長（大原 功君） 以上をもちまして、本日の一般質問は終結いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。

~~~~~

午後 4 時12分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大 原 功

同 議員 村 井 邦 彦

同 議員 新 田 達 也

平成18年6月19日  
午後1時30分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(32名)

1番	佐藤博	2番	武田正樹
3番	小坂井実	4番	佐藤高清
5番	立松新治	6番	山本芳照
7番	村井邦彦	8番	新田達也
9番	渡邊昶	10番	伊藤正信
11番	栗田和昌	12番	杉浦敏
13番	炭竈ふく代	14番	三浦義美
15番	浅井葉子	16番	中山金一
17番	前田勝幸	18番	安井光子
19番	佐藤良行	20番	高橋和夫
21番	立松一彦	22番	水野博
23番	高橋清春	24番	木下道郎
25番	宇佐美肇	26番	久保文哉
27番	黒宮喜四美	28番	四方利男
29番	大原功	30番	村上末松
31番	原沢久志	32番	三宮十五郎

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

9番	渡邊昶	10番	伊藤正信
----	-----	-----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(10名)

市長	川瀬輝夫	助役	加藤恒夫
教育長	池田俊弘	総務部長	横井昌明
民生部長兼 福祉事務所長	北岡勤	開発部長	服部輝男
教育部長	平野雄二	十四山支所長	平野瞳
総務課長	佐藤勝義	企画情報課長	村瀬美樹

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	下里博昭	書記	柴田寿文
書記	飯田宏基		

6 . 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第38号 平成18年度弥富市一般会計補正予算（第2号）の  
撤回の件

日程第 3 議 案第42号 平成18年度弥富市一般会計補正予算（第3号）の件

午後 1 時30分 開議

議長（大原 功君） ただいまより平成18年第 2 回弥富市議会定例会継続議会を開議いたします。

これより会議に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（大原 功君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、渡邊昶議員と伊藤正信議員を指名いたします。

日程第 2 議案第38号 平成18年度弥富市一般会計補正予算（第 2 号）の撤回の件

議長（大原 功君） 日程第 2、議案第38号平成18年度弥富市一般会計補正予算（第 2 号）の撤回の件を議題といたします。

川瀬輝夫市長に撤回の理由の説明を求めます。

市長（川瀬輝夫君） 撤回の理由を述べさせていただきます。

今回、議案の38号の問題でございます。このことに関しまして、市民の皆様方から多様な御意見をいただきましたが、その結果、今日までいろいろと各方面からも、そしてまた議会の方々に議論をいたしまして、総合的に判断した中で、本日改めて議案第38号の予算を取り下げさせていただきますので、よろしく願いいたします。今後、このようなことが二度とないように精いっぱい努力いたしまして、このことが一層起こらないように十分気をつけて行います。したがって、御理解のほどをお願いする次第でございます。改めましておわび申し上げます。以上。

議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方、ございませんか。

〔「議長 1 番」の声あり〕

議長（大原 功君） 佐藤博議員。

1 番（佐藤 博君） ただいま提案をされ、また撤回の理由を市長から申し上げられたわけではありますが、私は、この問題は大変意義が深いものだと思っております。市民からも随分この問題についてはいろいろ私のところへも電話もありましたし、町の中でもいろいろの問題があったわけであります。したがって、この時代感覚からして、この 2,000万円をかけた歌謡ショーが廃止されるということについては私も同感であります。しかし、川瀬市長の政治姿勢と財政感覚については極めて私は問題があるように思うのであります。

そこで、今から質問をしたいと思っておりますのは、この問題が簡単に、今市長が述べられたよ

うなことだけで終わってしまうということになると、議会の対応も一つ間違えば議会運営の信頼を市民から失うことにもなりますし、市長の政治姿勢にかかわる問題にもなりますので、もう少し改めて、私は市長に再度質問をしたいと思います。

前回の12日に私が質問をいたしましたときには、その中の第1点目は、50周年の記念歌謡ショーの評価について、市長は非常にいい感触での答弁をしておられるわけであります。例えば、「楽しかった」「よかった」といい評価をされており、「喜んでいる」というように答弁をされております。この感覚は間違いないのかどうか。そして、本当に市民が喜んで、こういうような今の評価であったならば、あえて取り下げる問題でもありませんので、私は、市長がこの12日の私の質問、特に50周年記念歌謡ショーの評価について、改めてどういように感じておられるのかということをもまず第1点目に尋ねたいと思うわけであります。

それから2点目は、今回このような問題を、議員の中には勇気ある取り下げという方もありましたけれども、勇気ある取り下げということは、取り下げたくないやつを取り下げたというように解釈をすることもあるわけであります。あるいはまた議員の中にも、別にやればいいんじゃないかというような意見もあったわけであります。そういうことになるとすると、これを取り下げなきゃならなかったというのか、取り下げるといふ決意をされたその背景というのか、根底はどういうものであるのか。特に12日の答弁との整合性を含めて、市長に、この提案をされる決意をされた経過というものを、もう少し正しく私どもに理解ができるように答弁していただきたい、こういうように考えます。

それから、答弁の中で、例えばきょうの協議会の中では、議会の中から、あるいは一部住民からいろいろなことがあったということではありますが、私は13日の一般質問でも申し上げましたが、いろいろ住民の意識と我々の意識、あるいはまた市長と理事者側の意識のずれがあってはなんということを常々申し上げておるわけであります。そういう点で、一番気をつけなきゃなんことは、一部の人が言ったからさっと変えていくということではなくて、もっと多角的な面で住民の意向を確かめて判断をしていくという姿勢が私は非常に大事だと思っております。これは特に12日に私は申し上げたんです。そういう点について、市長は住民の意識をどういように把握する考えでおられるのか。あるいは、今回の場合には住民の意識をどのように考えられたのか。そういうような点について、市長の率直な見解を問いたいと思うわけであります。

そういう点でその3点について御質問しますが、私は内容については賛成をしておりますけれども、この答弁いかんによっては、私たちも市民から選挙で選ばれておる以上、やっぱり説明ができるようにしなきゃなりませんので、そういう点について答弁をしっかりといただいて、その結果については再質問をさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（大原 功君） 市長。

市長（川瀬輝夫君） 御質問なさいました第1点ですが、50周年の評価はどうかと。私の知る範囲内では、非常に好感を得ておるところでございます。

それから次に取り下げの理由、これは先ほどから申し上げましたとおりでございます、何度言っても同じことございまして、諸般の事情によりまして撤回をさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

また、住民意識のずれがあるというようなことございしましたが、私、過去15年間、決して皆様方の意識に粗相のないように御意見を拝聴しながら、弥富町の場合、弥富町政をしてみいましたので、そういうずれはございません。もしずれがある場合ならば、いつもずれがないか、今何をするかということをお反省しながら町政に励んできましたので、そういうことはないと思っております。今回の場合にいろいろ心に映りましたので、このような結果でございますので、深い御理解を願います。

〔「議長1番」の声あり〕

議長（大原 功君） 佐藤博議員。

1番（佐藤 博君） 市長の答弁は、恐らくこのようなことで市民が知ったとするならば、かなり市長に対する不信が募るものだと私は思っております。率直に申し上げて、市民感覚とのずれということをお私に申し上げておるわけでありますが、例えば50周年のときにはよかったと。問題が起こらななんだと。今回は、なぜこういうような今の撤回をせざるを得んような問題が起こったか。こういう本質を比較しておられるかどうかということでありまして。これは非常に大事な問題なんです。住民との意識のずれはないというように言っておられますが、まさに意識のずれです。

それは、例えば歌謡ショーをやると。ただで歌謡ショーが見られるということであつたら、だれもそんなに反対はしません。問題は、それに対する裏づけとしての金。結局、50周年のときには、ただで歌謡ショーが見られるというだけだったから、大きな問題にはならななんだんです。今回は、この補正予算で2,000万円という金が組まれたということで、2,000万円という金がかかるといことが前面に来たから、市民の中には、こんなときにそんな2,000万もかけて歌謡ショーをやるのかということ、前のときにはあまりそういうような費用の面が議論の対象にならななんだんです。今回は、この費用の面が前面に出た。これは補正予算で組まれたから大きくクローズアップされたということです。前回の場合には当初予算で組まれておるから、あんまり大きな問題にならなかつたんだね。こういうような点は、まさに住民との意識、感覚のずれを指摘しておることなんです。前回の50周年がよかった、よかったということであるなら、あえて今回やめる必要はないんです。私は、何もこんな修正提案をせずに、当初の出された補正予算で採決をしてもらえばいいと思っております。そして、採決の結果がどう出るかによって、議会の機能というか、良識を市民に知ってもらうという



ことも一つの方法だと思っんです。

ところが、今回こういうような形になったという一つの方向には、市長が総合的に判断して、総合的に判断してと言うだけで済まされるとするなら、これは重大問題なんです。それこそ市長の政治姿勢、認識を私は問わなければならんと思うのであります。そういう点で、市長があくまでも総合的に判断して取り下げた、これだけで済まされるなら、私は了解はいたしません。それはそれなりに市民によく理解をしていただくように努力したいと私は思っております。ところが、やっぱりいいことはいい、悪いことは悪いということが言えるところが議会ですから、本来からいえば、これが提案もされて、議会審議もされて、最終の段階を迎えてこういうようなことになったというのは極めて異例のことです。これについての市長の感覚と責任は非常に大きいということを申し伝えて、私は質問を終わります。

議長（大原 功君） 川瀬市長。

市長（川瀬輝夫君） 言われましたことですが、諸般の情勢に従っているいろいろな決するところがございまして撤回をさせていただきましたので、よろしく願います。

議長（大原 功君） 他に質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第3 議案第42号 平成18年度弥富市一般会計補正予算（第3号）の件

議長（大原 功君） 日程第3、議案第42号を議題といたします。

川瀬市長に提案理由の説明を求めます。

市長（川瀬輝夫君） 議案第42号の一般会計補正予算につきまして、歳出の主な内容といたしまして、民生費は、障害者自立支援法の施行に伴いまして支援システムの導入の経費、障害児居宅生活支援費の名称の変更、それから商工費は企業立地指定企業交付奨励金でございます。よろしく御審議方、頼みますようお願い申し上げます。

議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 質疑なしと認め、本案は総務常任委員会・建設経済常任委員会及び厚生常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は以上のとおり付託することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。

~~~~~

午後 1 時 48 分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大 原 功

同 議員 渡 邊 昶

同 議員 伊 藤 正 信



平成18年6月21日  
午後2時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(32名)

1番	佐藤博	2番	武田正樹
3番	小坂井実	4番	佐藤高清
5番	立松新治	6番	山本芳照
7番	村井邦彦	8番	新田達也
9番	渡邊昶	10番	伊藤正信
11番	栗田和昌	12番	杉浦敏
13番	炭竈ふく代	14番	三浦義美
15番	浅井葉子	16番	中山金一
17番	前田勝幸	18番	安井光子
19番	佐藤良行	20番	高橋和夫
21番	立松一彦	22番	水野博
23番	高橋清春	24番	木下道郎
25番	宇佐美肇	26番	久保文哉
27番	黒宮喜四美	28番	四方利男
29番	大原功	30番	村上末松
31番	原沢久志	32番	三宮十五郎

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

11番	栗田和昌	12番	杉浦敏
-----	------	-----	-----

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(31名)

市長	川瀬輝夫	助役	加藤恒夫
教育長	池田俊弘	総務部長	横井昌明
民生部長兼 福祉事務所長	北岡勤	開発部長	服部輝男
教育部長	平野雄二	十四山支所長	平野瞳
十四山スポーツ センター館長	平野茂雄	監査委員 事務局長	村上勝美
総務部次長 兼税務課長	佐藤忠	開発部次長 兼農政課長	早川誠
十四山総合福祉 センター所長	大木博雄	総務課長	佐藤勝義

企画情報課長	村瀬美樹	管財課長	渡辺安彦
防災安全課長	服部正治	会計課長	青木麗子
市民課長	加藤芳二	保険年金課長	佐野隆
環境課長	久野一美	健康推進課長	鯖戸善弘
福祉課長	横井貞夫	介護高齢課長	佐野隆
児童課長	山田英夫	商工労政課長	若山孝司
土木課長	橋村正則	都市計画課長	三輪眞士
下水道課長	伊藤敏之	教育課長	前野幸代
社会教育課長	高橋忠		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	下里博昭	書記	柴田寿文
書記	飯田宏基		

6. 議事日程

- |       |          |  |
|-------|----------|--|
| 日程第1  |          | 会議録署名議員の指名                             |
| 日程第2  | 同意議案第3号  | 公平委員会委員の選任の件                           |
| 日程第3  | 同意議案第4号  | 公平委員会委員の選任の件                           |
| 日程第4  | 同意議案第5号  | 公平委員会委員の選任の件                           |
| 日程第5  | 議案第32号   | 弥富市福祉授産所の指定管理者の指定の件                    |
| 日程第6  | 議案第33号   | 弥富市十四山福祉授産所の指定管理者の指定の件                 |
| 日程第7  | 議案第34号   | 弥富市デイサービスセンターの指定管理者の指定の件               |
| 日程第8  | 議案第35号   | 弥富市南デイサービスセンターの指定管理者の指定の件              |
| 日程第9  | 議案第36号   | 弥富市高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定の件              |
| 日程第10 | 議案第37号   | 弥富市十四山高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定の件           |
| 日程第11 | 条例議案第69号 | 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正の件 |
| 日程第12 | 条例議案第70号 | 弥富市税条例の一部改正の件                          |
| 日程第13 | 条例議案第71号 | 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件                |
| 日程第14 | 条例議案第72号 | 弥富市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件     |
| 日程第15 | 条例議案第73号 | 弥富市国民健康保険税条例の一部改正の件                    |
| 日程第16 | 条例議案第74号 | 弥富市乳幼児等医療費支給条例等の一部改正の件                 |
| 日程第17 | 議案第39号   | 平成18年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件              |
| 日程第18 | 議案第40号   | 平成18年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件                |

日程第19	議	案第41号	平成18年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算の件
日程第20	議	案第42号	平成18年度弥富市一般会計補正予算（第3号）の件
日程第21	議	案第43号	工事請負契約の締結の件
日程第22	請	願第1号	小泉首相に靖国参拝の中止を求める意見書提出についての請願の件
日程第23	議	案第44号	出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出の件
日程第24			閉会中の継続審査の件

~~~~~  
午後3時17分 開議

議長（大原 功君） ただいまより平成18年第2回弥富市議会定例会継続議会を開議いたします。

これより会議に入ります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（大原 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、栗田和昌議員と杉浦敏議員を指名いたします。

~~~~~  
日程第2 同意議案第3号 公平委員会委員の選任の件

日程第3 同意議案第4号 公平委員会委員の選任の件

日程第4 同意議案第5号 公平委員会委員の選任の件

議長（大原 功君） この際、日程第2、同意議案第3号から日程第4、同意議案第5号まで、以上3件を一括議題といたします。

川瀬輝夫市長に提案理由の説明を求めます。

市長（川瀬輝夫君） 御審議いただきます議案は同意議案3件でございます。

概要につきまして説明申し上げます。

同意議案第3号公平委員会委員の選任につきましては、弥富市西中地町五右60番地27、中島紳氏を選任いたしたいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして議会の同意を求めます。

次に、同意議案第4号公平委員会委員の選任につきましては、弥富市鯛浦町下与太35番地、宇佐美章氏を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして議会の同意を求めます。

次に、同意議案第5号公平委員会委員の選任につきましては、弥富市下押萩一丁目11番地、加藤定男氏を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めます。よろしく審議賜りますよう心からお願いいたします。

議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 討論なしと認め、採決に入ります。

同意議案第3号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、同意議案第3号は同意することに決定をいたしました。

次に、同意議案第4号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、同意議案第4号は同意することに決定をいたしました。

次に、同意議案第5号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、同意議案第5号は同意することに決定をいたしました。

~~~~~

- |       |          |  |                              |
|-------|----------|--|------------------------------|
| 日程第5  | 議        | 案第32号                                  | 弥富市福祉授産所の指定管理者の指定の件          |
| 日程第6  | 議        | 案第33号                                  | 弥富市十四山福祉授産所の指定管理者の指定の件       |
| 日程第7  | 議        | 案第34号                                  | 弥富市デイサービスセンターの指定管理者の指定の件     |
| 日程第8  | 議        | 案第35号                                  | 弥富市南デイサービスセンターの指定管理者の指定の件    |
| 日程第9  | 議        | 案第36号                                  | 弥富市高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定の件    |
| 日程第10 | 議        | 案第37号                                  | 弥富市十四山高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定の件 |
| 日程第11 | 条例議案第69号 | 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正の件 |                              |
| 日程第12 | 条例議案第70号 | 弥富市税条例の一部改正の件                          |                              |
| 日程第13 | 条例議案第71号 | 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件                |                              |
| 日程第14 | 条例議案第72号 | 弥富市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件     |                              |
| 日程第15 | 条例議案第73号 | 弥富市国民健康保険税条例の一部改正の件                    |                              |
| 日程第16 | 条例議案第74号 | 弥富市乳幼児等医療費支給条例等の一部改正の件                 |                              |
| 日程第17 | 議        | 案第39号                                  | 平成18年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件    |
| 日程第18 | 議        | 案第40号                                  | 平成18年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件      |
| 日程第19 | 議        | 案第41号                                  | 平成18年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算の件  |
| 日程第20 | 議        | 案第42号                                  | 平成18年度弥富市一般会計補正予算（第3号）の件     |



議長（大原 功君） この際、日程第 5、議案第32号から日程第20、議案第42号まで、以上16件を一括議題といたします。

本案16件に対して審査経過の報告を、まず総務常任委員長。

総務常任委員長（三浦義美君） 総務委員会に付託されました案件は、条例議案第69号弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について外 4 件であります。本委員会は去る 6 月19日に開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

条例議案第69号弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、条例議案第70号弥富市税条例の一部改正について、条例議案第71号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、条例議案第72号弥富市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について一括審査しました。そのうち条例議案第70号弥富市税条例の一部改正の質疑がありました。また、弥富市税条例の一部改正の反対討論がありましたが、条例議案第69号、条例議案第70号、条例議案第71号、条例議案第72号の 4 件を一括採決しましたところ、賛成多数で原案を了承しました。

次に、議案第42号平成18年度弥富市一般会計補正予算（第 3 号）は、全会一致で原案を了承しました。

議長（大原 功君） 次に、建設経済常任委員長。

建設経済常任委員長（佐藤良行君） 建設経済常任委員会に付託されました案件は、議案第41号平成18年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算の件、議案第42号平成18年度弥富市一般会計補正予算（第 3 号）の件であります。

本委員会は去る 6 月20日に開催し、議会側より委員 8 名全員と副議長、委員外 1 名、市側より市長、助役及び関係部課長出席のもとに審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず、議案第41号平成18年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算については、全会一致で原案を了承いたしました。

次に、議案第42号平成18年度弥富市一般会計補正予算（第 3 号）についても、全会一致で原案を了承しましたことを御報告申し上げます。以上です。

議長（大原 功君） 次に、厚生常任委員長。

厚生常任委員長（高橋和夫君） 御報告をいたします。

厚生常任委員会に付託されました案件は、議案第32号弥富市福祉授産所の指定管理者の指定の件初め10件と議案第42号平成18年度弥富市一般会計補正予算（第 3 号）の件の合計11件であります。

本委員会は、去る 6 月15日と19日に市長、助役、関係部課長出席のもとに開催し、審査を

行いましたので、その審査の結果を御報告申し上げます。

まず、15日に審査した案件は、議案第32号弥富市福祉授産所の指定管理者の指定の件、議案第33号弥富市十四山福祉授産所の指定管理者の指定の件、議案第34号弥富市デイサービスセンターの指定管理者の指定の件、議案第35号弥富市南デイサービスセンターの指定管理者の指定の件、議案第36号弥富市高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定の件、議案第37号弥富市十四山高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定の件及び条例議案第73号弥富市国民健康保険税条例の一部改正の件、条例議案第74号弥富市乳幼児等医療費支給条例等の一部改正の件、議案第39号平成18年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件、議案第40号平成18年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件の10件で、一括審議をし、一括採決をした結果、賛成多数で原案を了承しました。

また、19日に審査した案件は、議案第42号平成18年度弥富市一般会計補正予算（第3号）についてであります。採決した結果、全会一致で原案を了承しましたことを御報告いたします。以上です。

議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

杉浦敏議員。

12番（杉浦 敏君） 弥富市国民健康保険税条例一部改正につきまして反対討論いたします。

今度の改正は、年金受給者の公的年金控除が税法の変更によりまして削減されることに伴います激変緩和措置がその主な内容であります。ここにありますように、初年度が13万、それから翌年度が7万ということですが、結果的にこの激変緩和措置が済んだ後には年金受給者の国民健康保険税の所得割が非常に大きくなってしまいうということ、住民の負担増に對しまして強く反対をいたしますので、この改正につきましては反対をいたします。

議長（大原 功君） 次に、原沢久志議員。

31番（原沢久志君） 私は、議案第32号弥富市福祉授産所の指定管理者の指定についてから議案第37号弥富市十四山高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定についての6議案につきまして、施設の指定管理者の指定についてでありますので、一括して賛成討論を行います。

地方自治法第244条が改正され、公の施設、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために、地方自治体が設置・管理運営する施設の管理運営に指定管理者制度が2003年6月導入されまして、9月2日施行となっております。この地方自治法改正で、地方

自治体が直営で管理、また地方自治体が出資する財団法人や社会福祉法人等に管理委託している公の施設を、民間営利会社を含む指定管理者（自治体が指定する）に管理をさせることができるようになりました。政府財界の官から民への路線に基づいて、公の施設を全面的に民間市場に開放し、企業参入を可能にしたものです。しかも、現在法人等に管理委託している公の施設については、法施行から3年以内、この2006年の9月1日までにと期限を設け、直営とするのか、指定管理者の管理に移行することが義務づけられました。このため、弥富市でも本年の3月議会・4月議会において指定管理者制度に移行するための条例が提案されました。この条例の提案に対し、日本共産党弥富市市議会議員団は反対の態度をとりました。この時点では、将来的には施設の管理に関して営利企業の参入もあり得るとの町側の答弁でしたし、委託先が明らかにされないこともあり、市場原理が持ち込まれる懸念がありましたし、民間参入への制度的な受け皿づくりに道を開くものであることを指摘し、反対しました。

今回の指定管理者の指定についての提案は、それぞれの施設の管理を現在委託している社会福祉法人と社団法人に引き続き公の施設の管理を行わせるものであり、平成18年7月1日から平成23年3月31日まで指定する内容となっております。条例制定時に心配した営利企業の参入はなく、懸念が払拭できましたので、賛成をいたします。福祉施設は福祉施設にふさわしい指定管理者を指定されるよう、今後ともこの立場を堅持されるよう要望し、賛成討論とします。

議長（大原 功君） 次に、安井光子議員。

18番（安井光子君） 条例議案第70号弥富市税条例の一部改正について反対討論を行います。

この条例の改正には定率減税の廃止が盛り込まれています。定率減税は、所得や家族構成などをもとに計算した税額から、所得税は20%、住民税は15%を控除するものです。これが廃止されますと、一般納税者の場合、所得税で25%、住民税で約17.6%の増税になります。弥富市民の負担増は、本年度の半減で1億500万円、来年度の廃止で同じく約1億500万円、合わせて2億1,000万円の増税です。約1万9,000人の市民がその対象となるそうです。政府は定率減税を廃止する理由として、一つ、不況対策の臨時措置だった。二つ目、定率減税の導入された99年に比べて景気がよくなっていると言っています。しかし、庶民の生活はよくなったでしょうか。雇用者報酬や民間給与総額は定率減税導入後も減り続けています。相次ぐ増税や社会保障の改悪で市民の暮らしは一層厳しく、耐えがたいものになっています。一方で、大企業や大金持ちの経常利益は増大し、バブル期を上回って史上最高になっています。しかし、法人税率などは引き下げたまま、大企業、大金持ちへの優遇措置は温存されたままです。定率減税の廃止について、国が決めたこととはいえ、到底承服できるものではありません。市民に犠牲を強いる定率減税の廃止を含むこの税条例の改正に反対いた

します。

一つ要望を申し上げますが、ここに平成18年度地方税制等改正案について、平成19年度の町民税・県民税の算出方法の変更事項という資料がございます。これは県から各市町村に出されている資料だそうでございますが、弥富市の場合、私どももそうですが、税の問題、今回の改正については、大変複雑でわかりにくい面がございます。町民税・県民税の算出方法の変更事項が、これではわかりやすく一覧表として出されています。当市でも、市民や議員が税改正の中身をきちんと理解して対応ができるように、このような資料が県から出されているのであれば、ぜひ議員の皆さんに出していただきたいと思えます。このことを要望いたしまして、私の反対討論を終わります。

議長（大原 功君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第32号から条例議案第69号までの以上7件は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第32号から条例議案第69号までの7件は、原案どおり可決決定をいたしました。

次に、条例議案第70号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立27名〕

議長（大原 功君） 起立多数と認め、よって条例議案第70号は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、条例議案第71号・第72号の2件は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、条例議案第71号・第72号の2件は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、条例議案第73号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立27名〕

議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、条例議案第73号は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、条例議案第74号から議案第42号まで、以上5件は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、条例議案第74号から議案第42号まで、以上5件は原案どおり可決決定をいたしました。

~~~~~

日程第21 議案第43号 工事請負契約の締結の件

議長（大原 功君） 日程第21、議案第43号を議題といたします。

川瀬輝夫市長に提案理由の説明を求めます。

市長（川瀬輝夫君） 御審議いただきます議案につきましては法定議決議案でございますが、この概要につきまして御説明申し上げます。

議案第43号工事請負契約の締結につきまして、弥富中学校校舎等の移転改築工事を施工するものでございます。契約金額でございますが、22億 1,550万円で工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び弥富市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

以上が議案の概要でございますが、詳細につきましては教育課長から説明させますので、よろしく御審議賜りますことをお願いいたします。

議長（大原 功君） 教育課長に議案の説明を求めます。

教育課長（前野幸代君） 〔説明〕

議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

~~~~~

日程第22 請願第1号 小泉首相に靖国参拝の中止を求める意見書提出についての請願の件

議長（大原 功君） 日程第22、請願第1号を議題といたします。

紹介者の議員、三宮議員から請願の趣旨を求めます。

32番（三宮十五郎君） ただいまお手元に請願の議案、請願第1号が配付されております

ので、お目通しをいただきたいと思います、最初に請願の要旨について読み上げさせていただきます。

小泉首相に靖国参拝の中止を求める意見書提出についての請願書。

請願趣旨。

日本国憲法第20条は、信教の自由を規定し、「いかなる宗教団体も国から特権を受けてはならない」「国及びその機関は、いかなる宗教的活動もしてはならない」としております。そもそも1945年8月までのアジア諸国に対する日本の侵略戦争の遂行に大きくかかわり、その精神的支柱となったのが靖国神社であることは、日本国民も国際社会も等しく認識しているところであります。1946年に公布された日本国憲法は、その侵略戦争の反省の上に過ちを二度と繰り返さないことを誓い、特に靖国神社に対する国家の加担を禁止して、第20条「信教の自由」を定めたものであります。したがいまして、その靖国神社に日本政府の首長である内閣総理大臣が参拝することは憲法違反であり、昨年9月の大阪高裁判決を初め数多くの判例が出されております。そればかりでなく、首相の靖国参拝は、日本の戦争責任に対する反省も、はたまた不戦の誓いも弊履のごとく捨ててしまうことになり、人倫と国際信義に反することはもとより、日本国民及び全世界の人々の平和への願いを致命的に傷つける結果を招きます。特に私たち宗教者は、「不殺生戒」「愛と平和のおきて」「世界一列は皆兄弟」を信条として人々を導く立場にありますゆえに、小泉首相の靖国参拝に対しては耐えがたい心の痛みと激しい憤りを感じないわけにはまいりません。つきましては、私たちの愛する祖国日本が平和への道を踏み外すことのなきよう、貴職及び貴議長の名において、小泉首相に靖国参拝を中止すべき旨の意見書を提出していただきますようお願い申し上げます。

請願事項。

小泉首相が靖国参拝を中止することを求めます。

貴議会において、小泉首相に前項趣旨の意見書提出を求めます。

小泉総理の任期はこの9月までということですが、ことしもまた8月15日、小泉総理が靖国神社を参拝するのではないかという懸念が国の内外で広がっております。ただいま請願趣旨の中でも申し上げましたように、そうした総理大臣としての特別なかかわりを持つことについては、厳しく裁判によりまして憲法に違反をするということが判決で出されております。それと同時に、今こういう形で、特に日本と中国や韓国の諸関係が悪化することにつきましては、従来小泉総理に批判的な人たちだけではなく、経団連を初めとして、最近ではアメリカのハイド下院外交委員長の警告も出されまして、これ以上、日本と中国や韓国などの諸関係をこじらせることは、A S E A Nや東アジア共同体の発展にとって極めて有害な支障になっており、世界の安全・平和にとってもゆゆしき事態になっているということで、アジア諸国だけではなく、アメリカやヨーロッパ諸国の間でも大きな問題になっております。

特にその中心は、実は靖国神社が持っております歴史観と戦争観であります。あの幾千万人の人たちの命を奪い、二度と繰り返してはならないと言われました戦争が、アメリカに無理やり誘導された、日本にとってやむを得ない戦争であり、正義の戦争であったという立場を、靖国神社の戦争博物館とも言われております遊就館の展示の中でされておまして、このことが今ヨーロッパやアメリカでも大きな問題として報道されております。そういう中で、日本が本当に二度とそうした誤りを繰り返さない、そして国際紛争の解決は平和的な方法によって行うということで、国連憲章や、またそれをさらに発展したものとして日本国憲法が今世界から大きく注目をされております。

特に、ヨーロッパではドイツとフランスがあの大戦の時代の歴史教科書については、双方が専門家を出し合って、長年にわたって議論を続け、研究を行いまして、共通の教科書を使うという形で和解が図られておりますが、日本と中国や韓国のそれは、とてもそんな状況ではないことは皆さんも御承知のとおりでありまして、今日のアジアの発展にとって多大な障害となっております。かつて中曽根総理も参拝したことがありますが、厳しい抗議の中でやめられましたが、小泉総理は「戦没者を追悼するのが何が悪い」と、こういうことで開き直って参拝を続けておりますが、それは戦没者の追悼ということではなくて、靖国神社に内閣総理大臣として参拝することは、御本人は国会の場では「別に靖国神社の主張を認めたわけではない」と言っておりますが、そういう国連憲章や日本の憲法の精神に公然と反する主張を掲げて、それを日本の国民に広げる運動隊というのが靖国神社の使命だと言っているような状態のもとで、そのことを日本の総理大臣が行えばどういう事態になるかをお考えいただくことはたやすいことではないでしょうか。

これ以上、アジアと中国や韓国など隣国間の緊張と摩擦をもたらさないためにも、小泉総理が慎重な対応をされるためには、やはり世論のお力添えをいただく以外にないと思っております。私どもは出されました請願に紹介議員として紹介させていただきます。ぜひ慎重な御判断をいただきまして、こうした我が国とアジアの平和のための課題に弥富市議会が積極的な役割を果たされることを心からお願い申し上げまして、紹介者としての請願の御説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

まず、佐藤博議員。

1番（佐藤 博君） 私は、小泉首相に靖国参拝の中止を求める意見書提出についての請願について、宗教的立場とか政党・政派に関係なく、一国民的立場に立って賛成の討論をいた

します。この問題には多角的な判断が必要でありますので、歴史的背景と21世紀のアジアの展望の面から私の意見を述べたいと思います。

靖国神社問題は、まず心の問題であります。靖国神社には西南の役、明治維新から始まって、245万6,532柱が祭られておるのであります。日本の国のために戦った戦死者を初め自決者、処刑者であります。特にその中で問題にされるのは、東京軍事裁判で戦争犯罪者として処刑された人のみたまが合祀されていることに端を發し、総理大臣が参拝することは許されないと、特に隣国、中国・韓国等からの反発を招いていることは事実であります。

歴史的背景から申し上げますと、ポツダム宣言受諾に至る経緯等が、近隣諸国にも日本国民にもあまり知らされていないことが問題を混乱させているのであります。この経過等を簡潔に述べます。昭和18年11月27日に開催された最初の連合国首脳会談、すなわちアメリカのルーズベルト大統領、イギリスのチャーチル首相、中華民国の蒋介石総統によるカイロ会談に端を發しております。日本の敗戦が濃厚となった戦況の中で、カイロ会談で1番目には天皇制の存続問題、2番目には日本に対する軍事占領の方法、3番目には中華民国の日本に対する賠償要求問題等が協議されたのであります。当時のアメリカ国内では一般に、日本軍人は天皇と直結しているとして、天皇制を打倒することによって、再び戦争に日本人を駆り出すことのないようにしなければならないという方針が大勢でありました。しかし、日本人の天皇制についてよく理解をされていた蒋介石総統の力説によって、天皇制の存続については日本人の意志によって決することという結論に至ったのでありまして、そのために戦争の終結も早まり、戦後処理も平和的に混乱なく解決し、現在の日本の繁栄がもたらされたのであります。

終戦内閣と言われる鈴木貫太郎内閣は、軍部主導による一億玉砕を避けるため、国体の維持、すなわち天皇制問題を最優先に考え苦慮していたところ、蒋介石総統の熱意・努力によって、ポツダム宣言の中で天皇制については日本国民によって決めることが確認され、戦争に責任があるのは軍部であって天皇ではないとの基本が示され、鈴木内閣は天皇の御聖断を仰ぐこととなり、ポツダム宣言の受諾によって終戦を迎えたのであります。そのために、東京国際軍事裁判で戦争犯罪者は裁かれ、処刑もされました。その後、戦争犯罪者として処刑された方々は戦争犯罪者から戦争責任者と呼ばれることとなり、靖国神社に合祀されたのであります。

日本固有の神都である靖国神社は、宗教上一たん合祀されたみたまを分割させることはできないことになっており、政教分離の日本国憲法の精神から、靖国神社問題に政党が介入することはできなくなっておることは事実であります。ポツダム宣言受諾の終戦処理の精神からして、天皇陛下もその後靖国神社への参拝は差し控えておられます。日本の勝利を信じ、日本の国のため、日本国民のために犠牲になられた英霊に対して、また御遺族に対して哀悼



の誠をささげ、感謝の念は当然日本国民の共通の心情であります。こうした歴史的背景の中で、8月15日の終戦記念日に天皇陛下の御臨席のもと、内閣総理大臣主催の終戦記念式典がとり行われておることであり、神都である宗教的色彩による靖国神社へ国政の最高指導者である総理大臣が公然と参拝されることは、天皇陛下同様に差し控えられることが望ましいと私は考えておるのであります。

また一方で、21世紀はアジアの時代と言われており、その最大課題はE E C（ヨーロッパ経済共同体）と同様にアジア経済共同体づくりであります。私は、このアジア経済共同体構想を10年ほど前から主張し、この実現なくして21世紀のアジアの安全・安定・繁栄は望めないと考えている一人であります。アメリカ、ヨーロッパ、アジアのこの3共同体がお互いに競い合い、協力し合っこそ、21世紀の国際的繁栄が実現するものと信じております。現在、東アジア共同体構想が議論されておりますが、アジアの大国・中国をなくしてアジアの経済共同体づくりは不可能であり、日本もその中心的役割を果たすべき立場にあることは当然のことです。こうした状況の中で、あえて日本の総理大臣がアジアの近隣諸国の反発を受けるような行為は避けるべきであり、現況の中においては靖国神社への参拝は慎んでいただきたいと、このように考える一人であります。

こうした歴史的背景、並びに21世紀のアジアの共同体づくり構想の中から、私は率直な気持ちとして、この請願についてはぜひ皆さん方に御採択をいただくよう賛成をしたいと思います。以上であります。

議長（大原 功君） 次に、杉浦敏議員。

12番（杉浦 敏君） すばらしい賛成討論がありました。私も、小泉首相の靖国参拝の中止を求める請願につきまして賛成討論をいたします。

日本国憲法第20条では、その冒頭で「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する」と規定し、信教の自由を無条件で認めると同時に、続けて「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、または政治上の権力を行使してはならない」と定められており、さらに「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」と政府が宗教活動にかかわることを禁止しております。にもかかわらず、国を代表する政府の最高責任者であり、みずから憲法を初め法令の遵守義務を負う小泉首相が、2001年の就任以来昨年まで5回にわたって、内外の強い批判の中、さまざまな問題を抱えた特定の宗教施設である靖国神社の参拝を強行したことは許しがたいことでもあります。ちなみに、憲法上のみずから置かれた立場を重んじる立場から、そして外交関係への配慮から、昭和天皇の1975年11月の参拝以来、天皇による靖国参拝も行われておりませんが、これは至極当然のことです。一国の総理大臣であればなおのこと、靖国参拝が公式参拝か、あるいは私的な参拝かなどということすら問題外のことであり、戦没者への追悼、あるいは個人の内心の問題などという建前では許さ

れない、厳に慎むべき行為であります。そして、この靖国神社という宗教施設は、この意見書にもありますように、1945年までは陸軍省と海軍省が所管をし、日本軍国主義のシンボルとして戦争遂行に極めて重要な役割を果たしてまいりました。

私も、この4月に靖国神社へ行ってまいりました。そして、遊就館という資料の展示室を見てまいりましたが、朝鮮・台湾の植民地支配に対しても「侵略」という言葉を使わず、「植民地ではなく、他国を併合して日本領にした。そして日本と同じレベルに高めるべく同化政策をとった。そして、朝鮮や台湾の人たちに恩恵を施した」などというように、事実を大きくねじ曲げて歴史をあらわしております。このような事実をねじ曲げて宣伝するような宗教施設に対し、一国の総理が参拝することは厳に慎むべきであります。

かつての太平洋戦争では、アジア国民が2,000万人、日本の国民も300万人が死亡しておりますが、二度とこういうことが起こらないようにということで日本国憲法ができ、そしてまた国際連合を中心とする安全保障の体制ができてまいりましたが、小泉首相の靖国参拝はそういった面におきましても大きく逆行する行為であり、私はこの請願を強く指示いたします。議員の皆様におかれましても、この趣旨をよく御理解いただき、賛同していただきますようお願いを申し上げます。

議長（大原 功君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

請願第1号は採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立6名〕

議長（大原 功君） 起立少数と認め、よって請願第1号は不採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~

日程第23 議案第44号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出の件

議長（大原 功君） 日程第23、議案第44号を議題といたします。

本案は議員提案ですので、提出者の宇佐美肇議員に提案理由の説明を求めます。

25番（宇佐美 肇君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第44号は、現在、消費者金融や商工ローンの多くが高金利で貸し付けが行われ、多重債務や過剰貸し付けなどによって深刻な社会問題となっているところであります。このような貸金業に対する規制強化の手だてとして、利息制限法と出資法の上限金利の間のいわゆるグレーゾーン金利を廃止することなどを強く国に求めるものです。御賛同方、よろしく御願いをいたします。以上。

議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~

日程第24 閉会中の継続審査の件

議長（大原 功君） 日程第24、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 104条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申し出どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもって、平成18年第2回弥富市議会定例会を閉会いたします。

~~~~~

午後 4 時07分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大 原 功

同 議員 栗 田 和 昌

同 議員 杉 浦 敏